

総務文教委員会

令和4年3月4日(金)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】 永見委員長、三浦副委員長、肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員

【委員外】

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職】 砂川副市長

(総務部) 坂田総務部長、佐々木総務課長、佐々木防災安全課長、山根人事課長、湯浅行財政改革推進課長

(地域政策部) 邊地域政策部長、大屋政策企画課長、川合定住関係人口推進課長、末岡地域活支援課長、永田まちづくり社会教育課長、濱見人権同和教育啓発センター所長

(弥栄支所) 外浦支所長、馬場防災自治課長

(会計課) 湯浅会計管理者

(教育委員会) 岡田教育長、河上教育部長、草刈教育総務課長、山口学校教育課長、鳥居学力向上推進室長、田中文化スポーツ課長

(消防本部) 琴野消防長、森下警防課長

【事務局】 下間書記

【議題】

1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第19号 石見まちづくりセンター(仮称)長沢サブセンターの建設整備計画の再考を求める陳情について
- (2) 陳情第20号 文書主義に関する陳情について
- (3) 陳情第21号 顧問弁護士の回答に関する陳情について
- (4) 陳情第22号 庁舎管理規則の録音録画の禁止に関する陳情について
- (5) 陳情第23号 金城中学校のスキー事故に関する陳情について

2 請願審査

- (1) 請願第2号 地方における鉄道政策に関する請願について

3 陳情審査

- (1) 陳情第17号 公文書等の管理に関する法律に定められた地方公共団体の義務を果たし、協働のまちづくりに資するため、浜田市の公文書等の管理(記録すべき内容等)についてルールとして定めることの検討を求める陳情について
- (2) 陳情第18号 浜田市庁舎管理規則について、市が「窓口での相談内容の録音が公共の福祉に反する」と考える理由の説明を求める陳情について
- (3) 陳情第19号 石見まちづくりセンター(仮称)長沢サブセンターの建設整備計画の再考を求める陳情について
- (4) 陳情第20号 文書主義に関する陳情について
- (5) 陳情第21号 顧問弁護士の回答に関する陳情について
- (6) 陳情第22号 庁舎管理規則の録音録画の禁止に関する陳情について

- (7) 陳情第 23 号 金城中学校のスキー事故に関する陳情について
- 4 議案第 4 号 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 5 号 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第 11 号 浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第 12 号 指定管理者の指定について (浜田市浜田郷土資料館)
- 8 議案第 14 号 工事請負契約の変更について (浜田市高速情報通信基盤整備工事)
- 9 議案第 16 号 広島市と島根県浜田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 10 議案第 17 号 浜田市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 11 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 12 執行部からの報告事項
- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| (1) 令和 3 年 8 月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について | 【防災安全課】 |
| (2) 受動喫煙防止に係る取組の拡充について | 【人事課】 |
| (3) 浜田市政行財政改革実施計画 (案) について | 【行財政改革推進課】 |
| (4) 浜田市第 2 期公共施設再配置実施計画 (案) について | 【行財政改革推進課】 |
| (5) 浜田市定住自立圏共生ビジョンの策定について | 【政策企画課】 |
| (6) 若者会議の提案について | 【政策企画課】 |
| (7) 「ゼロから学ぶ関係人口セミナー」の開催について | 【定住関係人口推進課】 |
| (8) 浜田市協働のまちづくり推進計画について | 【地域活動支援課】 |
| (9) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画 (第 4 次) について | 【人権司和教育啓発センター】 |
| (10) 浜田市男女共同参画推進計画 (第 4 次) について | 【人権司和教育啓発センター】 |
| (11) 弥栄サービスステーションの支援の状況について | 【弥栄支所 防災自治課】 |
| (12) 山陰合同銀行浜田市役所派出所の廃止について | 【会計課】 |
| (13) 浜田市教育振興計画について | 【教育総務課】 |
| (14) 令和 3 年度島根県学力調査結果 (概要) について | 【学力向上推進室】 |
| (15) 浜田市小中学校におけるオンライン授業について | 【学力向上推進室】 |
| (16) その他 | |
- ・ 第 14 回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA 団体等文部科学大臣表彰について
- 13 所管事務調査について
- | | |
|---|-------------|
| (1) 特定地域づくり事業「協同組合 Biz. Coop. はまだ」の現状について | 【定住関係人口推進課】 |
| (2) 金城中学校のスキー事故に係る経過について | 【学校教育課】 |
| (3) 学校での学力向上の目標設定について | 【学力向上推進室】 |
- 14 その他
- ・ 【要望書】 学校経営健全化のためのご支援のお願い (委員会に配布)
- 15 重要案件の意見交換会の案件の提出について (委員間で協議)
- 16 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について 【Vol. 64 2 月号】

**令和4年3月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（総務文教委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第 4号	浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第 5号	浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	…	4ページ
議案第11号	浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	…	6ページ

現行	改正後（案）
<p>[新設] [新設]</p> <p>[新設] [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子<u>（地方公務</u></p>	<p><u>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</u> 第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) <u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u> (2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次条第4項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子_____</p>

現行	改正後（案）
<p>員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。））のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）」のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職</p>	<p>_____のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 前3項の規定は、要介護者 _____を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子 _____</p> <p>_____のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは要介護者 _____のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、</p>

現行	改正後（案）
<p>員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは、「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 〔略〕</p>	<p>規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは、「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 〔略〕</p>

現行	改正後（案）
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6月に達する日（以下「1歳6月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>（部分休業を請求することができない職員）</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する</u></p> <p>_____非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）</p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>[削る]</p> <p><u>(ア)</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6月に達する日（以下「1歳6月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>（部分休業を請求することができない職員）</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める</u>非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）</p> <p>[削る]</p>

現行	改正後（案）																											
<p>(定員) 第2条 団員の定員は、<u>1,065人</u>とする。</p> <p>(報酬) 第12条 団員の報酬は、<u>別表第1</u> _____に定めるとおりとする。</p> <p>(費用弁償) <u>第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2により費用弁償を支給する。</u></p> <p>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）を準用して支給する。<u>ただし、管外応援の場合については、旅費の実費に出場に対する費用弁償を加算した額とする。</u></p> <p><u>別表第1（第12条関係）</u> <u>報酬</u></p> <table border="1" data-bbox="91 1031 1104 1445"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給単位</th> <th>金額</th> <th>支給方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td>67,000円</td> <td rowspan="4">2期に区分し、前期分を9月末日、後期分を3月末日までとし、それぞれ2分の1の額を支給する。ただし、新たに団員となった者にはその月から、退団の場合はその月までの月割りにより支給する。階級</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>〃</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>隊長</td> <td>〃</td> <td>53,000円</td> </tr> <tr> <td>副隊長</td> <td>〃</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給単位	金額	支給方法	団長	年額	67,000円	2期に区分し、前期分を9月末日、後期分を3月末日までとし、それぞれ2分の1の額を支給する。ただし、新たに団員となった者にはその月から、退団の場合はその月までの月割りにより支給する。階級	副団長	〃	55,000円	隊長	〃	53,000円	副隊長	〃	50,000円	<p>(定員) 第2条 団員の定員は、<u>850人</u>とする。</p> <p>(報酬) 第12条 団員の報酬は、<u>年報酬及び出勤報酬とし、それぞれ別表第1及び別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(費用弁償) <u>第13条 団員のうち、別表第3の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の中欄に掲げる職務に従事したときは、それぞれ同表の右欄に掲げる額の費用弁償を支給する。</u></p> <p>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）を準用して支給する。_____</p> <p><u>別表第1（第12条関係）</u> <u>年報酬</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 1031 1742 1445"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>82,500円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>69,000円</td> </tr> <tr> <td>方面隊長</td> <td>65,000円</td> </tr> <tr> <td>方面副隊長</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	報酬額	団長	82,500円	副団長	69,000円	方面隊長	65,000円	方面副隊長	60,000円
区分	支給単位	金額	支給方法																									
団長	年額	67,000円	2期に区分し、前期分を9月末日、後期分を3月末日までとし、それぞれ2分の1の額を支給する。ただし、新たに団員となった者にはその月から、退団の場合はその月までの月割りにより支給する。階級																									
副団長	〃	55,000円																										
隊長	〃	53,000円																										
副隊長	〃	50,000円																										
階級	報酬額																											
団長	82,500円																											
副団長	69,000円																											
方面隊長	65,000円																											
方面副隊長	60,000円																											

現行				改正後（案）	
分団長	〃	42,000円	の変更があった場合も、同様とする。	分団長	50,500円
副分団長	〃	31,000円		副分団長	45,500円
部長	〃	27,000円		部長	40,000円
班長	〃	22,000円		班長	38,500円
団員	〃	19,000円		団員	36,500円
技術報酬	〃	22,400円	消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車機関員に対して支給する。支給時期は、3月末日とし、年度途中の異動の場合は前記の例による。		
		12,400円	小型動力ポンプ機関員及び音楽隊員に対して支給する。支給時期及び年度途中の異動の場合は、前記の例による。		
		2,000円	ラッパ隊員に対して支給する。支給時期及び年度途中の異動の場合は、前記の例による。		

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

備考

- 1 半期ごとに報酬額の2分の1の額を支給する。
- 2 入団した者には当該入団した日の属する月から、退団した者に

現行

改正後（案）

〔新設〕

〔新設〕

別表第2（第13条関係）

費用弁償

種別	支給単位	金額	支給方法
災害出動	1回	3,600円	出動した場合その都度支給する。
訓練等その他の出動（会議は除く。）	1回	3,000円	〃

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

は当該退団した日の属する月までの月割りにより計算して得た額を支給する。

3 階級の変更があった者には、当該変更があった日の属する月から当該変更後の階級に係る報酬額を適用し、月割りにより計算して得た額を支給する。

4 前2項の規定により月割りにより計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た額とする。

別表第2（第12条関係）

出勤報酬

区分	報酬額
災害出動	1回につき4時間までごとに4,000円（上限12,000円）
訓練その他の出動（会議は除く。）	1回につき3,000円

備考 四半期ごとに支給する。

別表第3（第13条関係）

費用弁償

区分	職務	費用弁償の額
機械器具点検実施者	小型動力ポンプ等の点検	1月につき500円

現行	改正後（案）		
[新設] [新設] [新設]	機関員	小型動力ポンプ付積載車の点検	1月につき500円
	音楽隊員	音楽練習等	1月につき500円
	ラッパ隊員	音楽練習等	3月につき500円
	備考 <u>1 年度ごとに支給する。</u> <u>2 「3月」とは、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日まで及び1月1日から3月31日までごとの期間をいう。</u>		

陳情番号	17
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

- ① 公文書等の管理に関する法律に定められた地方公共団体の義務を果たし、協働のまちづくりに資するため、浜田市の公文書等の管理についてルールとして定めることの検討を求める陳情

(記録すべき内容等)

浜田市では単年度中、また多年度にわたり行うさまざまな政策、施策や事業、それらに関連する条例や規則等について、常に検討し決定しています。軽微なものを除く、多くの意思決定について、市はその経緯や検討過程での議論の内容等を後に検証可能なように公文書に記録していますが、重要なことであっても意思決定の過程や根拠、決定理由が公文書に残っていないものがあります。

具体的な例では、令和3年8月31日に浜田市庁舎管理規則が改正され、同9月1日施行されていますが、この中でこれまで許可行為(申し出があれば許可できるため、実際に許可されていた)であった庁舎内での撮影や録音について、禁止行為(申し出があっても許可しない)に変更されました。

令和3年12月20日に担当課(行財政改革推進課)へ電話で「なぜ撮影や録音を禁止行為としたのか」問い合わせたところ、担当者は「即答しかねる。課長に訊いて回答する。」とおっしゃり、その後「撮影した内容を編集し、市が意図していない誤った内容でSNS等にアップされるのを防ぐため」というのが禁止にした理由だと教えていただきました。この回答内容に疑問があり、今回の庁舎管理規則の改正に関する起案書、法令審査会の委員への配布資料等を見せてもらいましたが、どこにも改正理由として説明をうけた「編集されてSNSにアップされるのを防ぐ」といった内容はありませんでした。その上、許可行為であった撮影や録音を禁止行為とする必要性についての具体的な説明や議論の形跡は一切無く、「市の方針としてこのようにするよう指示を受けて改正するものです」とされているのみです。つまり、これまで住民に許可していたことを今後住民に許可しないという軽微と言えない決定について、市はなぜ必要と考えるのかが一切示されていない起案書が決裁を受け、法令審査会を通過し、施行されているという状態です。これでは、正確な決定の根拠や理由、経緯について職員は住民に説明しようがありませんし、行財政改革推進課長の下さった「SNSへアップされるのを防ぐため」といった内容も、根拠を示せないため、正確な回答とは言えません。

「公文書等の管理に関する法律」(通称 公文書管理法)では(目的)第一条として、「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」とあります。また、第四条に「行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微である場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 法令の制定又は改廃及びその経緯
- 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるものを含む。)の決定又は了解及びその経緯

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

」とあります。

この法律は国の行政機関を対象としていますが、（地方公共団体の文書管理）として

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

とも定めていて、島根県は全国の自治体に先駆けて条例を制定し施行しています。

今回の庁舎管理規則の改正において許可行為であった録音や撮影を禁止行為としたのは「法令の制定又は改廃及びその経緯」や「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」にもあたると思われますが、浜田市は経緯や、改正が必要と考えた理由、法的に問題ないかの検討結果等を公文書に残していないため、意思決定について跡付けも検証も行うことができない状態です。

浜田市も日々、さまざまな決定やルール改正を行いますし、その数がたくさんあって大変なものわかります。しかし、市の軽微とは言えない意思決定について、経緯が公文書に残っていないようだと、正確な決定理由やどのような検討が行われた上での決定なのかを、住民に正しく説明できません。総務課によると、公文書管理に関しては、浜田市事務処理規則に則って行っているとのことですが、市の事務処理規則には「どういうことについては公文書に記録しなければならない。」という内容が規定されていません。公文書管理法の目的やその中で地方公共団体に課せられた努力義務「必要な施策を策定し、及びこれを実施する」の範囲で、やはり、浜田市も公文書に残すべき内容をルール化する必要があると考えます。市職員が、議会や住民に対する説明責任を果たしやすくするためにも、執行部に対し、議会として「ルール化を検討すること」について働きかけて下さいます様お願い申し上げます。

浜田市国分町 1689-1

三島 淳寛



②浜田市庁舎管理規則について、市が「窓口での相談内容の録音が公共の福祉に反する」と考える理由の説明を求める陳情

浜田市は令和3年8月末に庁舎管理規則を改正し、翌9月1日に施行されています。この中でこれまで許可行為（申し出があれば許可できる）とされていた、住民や事業者による窓口での録音を、禁止行為（申し出があっても許可できない）に変更しました。

施設管理権に基づいて、庁舎管理規則で禁止行為を定める権限が浜田市にあることは理解できます。しかし、市は住民に対してなぜ禁止行為に変更したのか、どういう検討や議論の上で決定したのかを合理的に説明できなければいけないはずです。浜田市が庁舎管理規則で禁止行為として定めているものの多くは「明らかに公共の福祉に反する」迷惑行為であり、禁止する合理性があると思いますが、令和3年12月議会の総務文教委員会の陳情審査で、三浦委員も指摘なさっていますが、住民等が市の窓口で相談に訪れて職員が対応する中で、その内容について当事者がお互いに記録すべき場合もあります。記録のためにメモを取るのには構わない（禁止しない）そうですが、同じ記録であっても録音は禁止されており、住民等が楽に正確に記録する手段を制限していることとなります。その理由が市の回答にあった「一部の庁舎利用者がSNSに動画をアップする恐れがあり、それを防ぐため」だとすると、SNSに動画や音声アップすることを目的に持たない庁舎利用者に対しては、そういう心配が無い場合、一律に禁止する理由としては認められないのではないのでしょうか。これまで許可されてきた、公共の福祉に反するとは思えない「住民や事業者にとって重要な相談内容を記録するための録音」まで禁止することは、憲法に触れると考えられるからです。

憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。住民が市の窓口での相談を正確に記録し、後に確認に使うことが公共の福祉に反する（誰かの迷惑になる）場合、自由や権利の制限を受けることは考えられますが、メモも録音も記録を取るという目的は同じであり、メモを許可して録音を許可しない理由の説明を求めても、回答下されません。記録のためのメモも録音もどちらも行為自体が公共の福祉に反する（だれかの人権を侵害したり法令に違反する）とは考えられないため、これを禁止行為とすることは自由や幸福追求に対する住民等の権利を不当に制限している場合、憲法に違反している可能性があります。「申し出た上で記録のために会話を録音する行為」自体が違法だったり人権を侵害するなら、浜田市の職員は必要に応じて可能とされる窓口での録音や、多くの企業等の問い合わせ窓口等で行われている「通話内容の正確な記録とサービス向上のため録音」も問題になると思いますが、問題視されていません。

施設管理権も憲法に違反する制限を課すことはできないため、浜田市は「公共の福祉に反すること」に限り、庁舎管理規則で禁止することができると考えます。よって禁止行為とするならば、「住民等の窓口での記録のための録音すべて」が公共の福祉

陳情番号	18
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

に反する理由を説明できなければいけないのではないのでしょうか。

9月1日の施行以降、例外的に庁舎内での撮影等を許可する場合についていくつかの場合について「個人情報等が写り込む心配がないため問題無いと考える」として、例外が決裁されていますが、その内容は公表されておらず、住民は市のホームページ等で確認することはできません。つまり、開示請求しなにかぎり知り得ない状態です。

録音に他人の個人情報等が「写り込む」ことはありませんし、相談窓口や通路において、執務スペースから個人情報が音声として漏れているならば、録音可能かどうか以前に問題があります。

また、脳に障がい等があり、相談内容を正しく記憶してられない場合について、「後から確認するための録音等」を許可することができるような例外が決裁を受けていると説明を受けましたが、脳の障がい等の有無に関わらず、窓口での相談内容を正確に覚えることも、会話するスピードで正確にメモすることも困難です。脳に障がい等があり、記憶が不安定であっても、メモをすることはできる方もいます。そして後から内容を確認するために使うという目的・用途も、記録のための手段も同じなのに、一方だけを許可し、一方には無駄に時間と労力がかかるけれどメモして下さいというのは、合理性の無いことを強いる差別的な扱いに思えます。行財政改革推進課に令和3年12月20日に問い合わせましたが、「障がい等のない住民等には認めない記録のための録音行為がどういう理由で公共の福祉に反するのか」について、2月10日現在、明確な説明がいただけていません。

市の規則は市職員を拘束するもの（内規）であるため、市長は議会に諮らずに規則を改正することができるのだと思います。庁舎管理規則で禁止行為や許可能行為を定めること自体に問題は無いと思いますが、庁舎は公用物（基本的に市の職員が執務のために使用する建物）でありながら、公共の用に供される部分や住民の利用を前提としている部分（1階ロビーや待合席、記入台や各階担当課の相談席等）も存在します。市の内規である庁舎管理規則が、庁舎を利用する住民の行動をも拘束できるならば、条例の場合必要な議会の承認も受けず、自由に住民等の権利義務に関することを決めることができしまい、2元代表制の一方である議会によるチェックは働かず、ルールが施行されることとなります。規則によって住民に権利を制限したり義務を課すことが可能な場合があるとしても、議会のチェックが無い分、市は条例の場合よりもさらに慎重な検討

と、決定の理由や過程を説明できる状態にしておくことは必要だと思います。

住民等の行動を制限する内容を含む規則改正であれば、その改正した規則が憲法をはじめ様々な法令に違反しないかどうかを検証することも当然必要だと思いますが、そうした検討や議論の記録は無く、今回それが行われていない様に思います。

協働のまちづくりとは、浜田市をより住みよいまちにすることだとされていますが、住民に対しこれまで許可していたことを禁止とした点で、住民の福祉の増進に逆行するとも言えます。今回の改正について、問われればきちんと説明をする責任が、浜田

市にはあるのではないのでしょうか。

改正されて、すでに施行中の規則です。「窓口で住民や事業者が自らの相談内容を記録し後に確認するために行う録音まで禁止としていること」や、9月1日の施行後に撮影等を許可できる例外を追加した件について、議会としても議員の皆様としても住民に正確に説明できない部分もあると思いますので、執行部に対し、録音まで禁止事項に変更した正確な理由と、憲法をはじめ法令に違反しない（窓口での相談内容の記録のための録音行為は公共の福祉に反する）と考える根拠を確認し、明らかにしていただきたく、お願い申し上げます。

浜田市国分町1689-1

三島 淳寛



令和4年2月10日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

陳情番号	19
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

住所 浜田市松原町 269-7

氏名 西川 真午



石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの 建設整備計画の再考を求める陳情について

【陳情の趣旨】

1 願 意

令和4年1月26日の総務文教委員会において示された「石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画」について、令和4年3月に基本計画を策定し令和4年度中に用地取得、実施設計策定を行うスケジュールですが、基本計画の策定にあたっては市民や関係機関・団体（総合振興計画審議会、まちづくり検討部会、まちづくりセンター連絡協議会、地域協議会、地区まちづくり推進委員会、PTA連合会等）の意見を広く聴取し、浜田市全体の協働のまちづくりの推進に資する計画となるよう、現在の建設整備計画ありきではなく白紙からの再考を求めます。

2 理 由

長沢サブセンターの整備については、石見まちづくりセンターが管轄する地域の人口が多く面積も広く、地元からの長年の要望や社会教育委員の会の提言に基づき検討されたことは理解しています。

浜田市では今年度から自治区制度に替わる協働のまちづくりがスタートし、公民館がまちづくりセンターとなり従来の社会教育の機能に加え、まちづくりの拠点としての機能も担うことになりました。特に浜田地域では地区まちづくり推進委員会の設立も遅れており、まちづくりセンターの配置については地域全体のまちづくりを考え計画し実施する必要があります。

しかし今回示された建設整備計画は、施設の大きさや場所、機能、運営方法などについて市民や議会が不在で進められており、4億円もの費用を投じる施設を整備する政策の決定過程に問題があると考えます。



陳情番号	20
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長様

陳情 (重要)

2022年2月10日

文書主義に関する陳情について

○文書主義の意味や職員への浸透についての検討

●●議員が1/18の議運でも言っているように(●●議員の発言に賛成です)

浜田市役所は文書主義でないといけない。(●●副市長が総務部長当時に発言された)

行革の庁舎管理規則が決まるまでの経過はほとんど書かれておらず

法令審査会でもなぜこのようなことをするのか? という質問に対して、

わざわざ●●文書係長が行革の●●課長に問い合わせたという顛末がありました。

●●副市長からの指示で「市の方針として、録音・録画をしないことにするので」庁舎管理規則を変更するように」と、重大な指示があったことも記録に無い。

また●●総務部長と相談した経緯も記録がない。

8月末の法令審査会において、「規則変更に至る経緯は何か?」と、質問があり、担当の●●文書係長が行革課に尋ねにいったという経緯があるが、そのことも記録に残っていない。

また、文書主義とはどういうものかを●●行革課長に確認した際に、「内部の決裁文書を残すことが文書主義です。」「他の記録を残さないことが違反なるとは考えていない(録音あり)」と言われた。

規則改正資料として法令審査会に提出された起案書があるが、「改正の理由は、所要の改正をすることである」と、禅問答のような記載がある。

このようなことについて誰から指摘もないまま改正に至った。

文書がある、記録があるのは当然のことだが、文書があれば良いというものでもない。

整合性のある、理解できる文書を作らなければならない。

このようなことが、散見されることは非常に残念である。

文書主義のルールを守ることを含め文書主義の指導等について検討する必要があるのではないか?

上記について、執行部へ働きかけてほしい。

口頭での説明を希望します。

浜田市日脚町184-1 森谷公昭 



浜田市議会議長様

陳情 (重要)

2022年2月10日

顧問弁護士の回答に関する陳情について

陳情番号	21
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

○顧問弁護士の回答は書面でもらうようにしてほしい

顧問弁護士が回答したかどうか、書面がないため不明である。

担当者が自分で作成し、弁護士がこういった、といえはわからない。

文書主義なので、弁護士からの回答も書面でもらうように検討してもらいたい。

上記について、執行部へ働きかけてほしい。

口頭での説明を希望します。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳情番号	22
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長様 陳情 (重要)

庁舎管理規則の録音録画の禁止に関する陳情について

●●議員は浜田市に管理権があるので陳情が影響しえないというような発言があり、理解できた。

しかし、庁舎管理権があれば何を決めていいというものではない。

小山市を初め各市を参考にしたようだ。

しかし、どの市も運用まで含めると禁止しているところはなく、市民と職員との便宜、正確性、筆記時間の無駄をなくす等、地方自治法2条の地方公共団体の目的である「住民サービス」を重視している。(当然のことではあるが)

しかし浜田市は、切り貼りの SNS アップとか(今まで一件もないそうです)職員のメンタルヘルスを考えてのことだと説明している。

録音することはメンタルヘルスにとって、プラスではないかと考える。

お互いに録音すれば、職員が答える際にも勉強することにつながる。

録音されていれば、証拠が残るため市民からの声の大きさや内容での威圧的要求を防ぐことができ、職員を守ることににつながるのではないかと?

市民側は、メモしなくても正確に記録に残るため家でゆっくり確認できる。

言った言わないという問題を避ける事もできる。

SNS とか切り取りとかの問題は今までないという事だが、

自分の内容が他の人に共通するものならアップすることは市民にとってもプラスである。

今回のコロナの給付金の申請などは、とても複雑だ、市民レベルでのアップはとても参考になり有難い。

基本的に、憲法は第21条で、表現の自由を保障している。

その表現に問題があれば、刑法とか迷惑条例とか別の問題に移行するわけで、安易に行政がかかわるのもどうかと思う。

ポリタンクにガソリン入れて火をつける人がいるかもしれないから入口で持ち物検査をしないようなもので行政がかかわるのも良いが、市民の便益を失くしてはならないと思う。

また、弁護士が憲法に違反しないと言ったそうだが、その回答も文書はない。

違反しないではなく、なぜ違反しないかを答えてもらわないと、その発言を信じるか信じないかになる。

根拠のない答えは文書主義からしても問題があるのではないかと?

参考までに、行革とのやり取りをQRコードで聞いてください。



●●課長の許可はとってあります。

庁舎外からの録音は自由、全てです(切り取っていない)

上記について、執行部へ働きかけてほしい。

口頭での説明を希望します。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳情番号	23
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長様

陳情 (重要)

2022年2月10日

金城中学校のスキー事故に関する陳情について

○金城中のスキー事故について責任問題を避けたいで欲しい
どうも、調停が保険や金の話が中心で、親も不満を持っている。
責任問題についても触れてほしい。
上記について、執行部へ働きかけてほしい。

口頭での説明を希望します。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



2022年2月10日

浜田市議会議長
笹田 卓 様

地方における鉄道政策に関する請願

請願者

住 所 鳥取県米子市道笑町3丁目171-2
名 称 国鉄労働組合 米子地方本部
代 表 執行委員長 倉下 文明

紹介議員

いり 稔 宏

(請願趣旨)

昨年12月17日、JR西日本会社は2022年3月12日実施の「ダイヤ改正」の内容を公表しました。コロナ禍での利用の落ち込みを理由に、全社で普通や快速列車の運行本数を約200本削減、運転区間の短縮も合わせ列車走行距離の約4%の削減となり、JR発足後最大規模だと言われています。

米子支社管内では、特急列車8本を含め45本について削減するとしており、昨年10月ダイヤ改正での大幅な減便と合わせて、利便性の低下による利用者離れの加速や山陰地区への誘客への影響を懸念する声が聞こえてきます。

3月実施のダイヤ改正に向け、鳥取・島根の首長が直々に、あるいは中国知事会や関西広域連合がJR西日本会社に対して、減便の見直しやコロナ後の復活運転についての要望が繰り返し行われているのはご承知の事と思います。

報道等にもあるように、JR西日本長谷川社長は「輸送密度(1日あたりの1日平均利用者数)が2000人以下の区間で優先的にサービスを見直す」との考えを明らかにし、「国や自治体にコミットして頂かないと、全ての区間を維持するのは難しい」と公的支援の必要性を訴えた、と言われています。JR西日本が具体的な見通しの目安を示すのは初めてであり、2000人以下の区間は、同社の在来線の3割超に上り、JR米子支社内であれば、木次線備後落合一宍道間(190人)や山陰本線の出雲市ー益田間(1177人)*いずれも2019年度資料などが該当することになります。

私ども国鉄労働組合米子地方本部は、2018年の9月議会にて「地方ローカル線の維持・存続に関する請願」を提出、事業者の判断のみで路線廃止が可能な現行の「鉄道事業法」に地元同意条項の新設を求める請願内容について採択頂きました。その採択から約3年半経過しますが、地方における人口減少の進行に加えて、新型コロナウイルス感染拡大が追い打ちをかける形で、鉄道事業を取り巻く環境は厳しさを増すばかりです。



このままでは、地方における公共交通の中核ともいえる鉄道網を維持することが、困難となることは想像に難くありません。しかしながら、単独の収益だけで考えれば不採算だと言われる路線であっても、鉄道があることで地域が享受する社会便益について無視することは出来ないと考えます。また、鉄道網の縮小は、J Rや関連企業で働く労働者の雇用問題にも直結しており、まさに、政府が掲げてきた「地方創生」の理念にも反するものではないでしょうか。

以上の事より、私たち国鉄労働組合米子地方本部は、地方における鉄道政策に国や自治体がこれまで以上に積極的に関与して頂くことが必要なのではないかと考えます。

よって、以下、請願致します。

(請願事項)

1. 交通政策基本法及び改正交通政策基本法の立法趣旨を踏まえて、地域における公共交通網の充実と利用促進に向けた施策を展開して頂きたいこと。
2. J R西日本の3月ダイヤ改正における減便施策について、新型コロナウイルス感染症収束後は、すみやかに復活するよう要望して頂きたいこと。
3. 地方における鉄道政策の在り方については、地域間での不利益・不平等が生まれないよう国が関与し、必要な支援を行って頂きたいこと。
4. 路線の存廃について、地元自治体の意見の尊重及び関係官庁による許認可に戻すよう「鉄道事業法の改正」を求めて頂きたいこと。

令和3年8月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について

令和3年8月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について、令和3年12月議会報告以降、以下の改善を行いましたので、報告します。

NO	課題	今後の対応（令和3年12月議会報告）	改善内容
1 周知 に 関 す る こ と	避難情報を速やかに周知するため、本部会議での決定事項を速やかに市民に伝達する必要がある。	本部会議に伝令要員、記録要員として他課の応援職員を配置し、 重要な情報を速やかに配信する体制を整備 する。	災害時職員初動マニュアルの 情報収集・報告・伝達の流れを、収集から伝達までスムーズにできる体制に見直した。
	市が発信する情報の内容について、河川の水位上昇の危険性が伝わるよう、情報発信する必要がある。	同地域に、土砂・洪水浸水など2種類以上の災害危険があるケースは、避難情報の周知内容など、市民へ 危機感がきちんと伝わるように改善 する。	警戒が必要な災害の種類（例：土砂災害の危険）と避難情報（例：レベル4避難指示等）がわかるよう、文案を見直した。
	災害時の重要な情報について、速やかに市民に周知する必要がある。	重要な情報を 速やかに防災メール等で配信する体制を整備 する。	災害時職員初動マニュアルの 情報収集・報告・伝達の流れを、収集から伝達までスムーズにできる体制に見直した。
	災害時の情報を、逐次適切に市民に周知する必要がある。	災害時の情報（水位情報含む）の周知について、 周知のタイミング、周知内容も含め検討 する。	氾濫危険情報などの洪水予報は、速やかに市民に伝達する方針とした。 なお、島根県管理河川の水位情報は、島根県の防災メールで受信可能なので、改めて周知も図っていく。
2 整 備 ・ 組 織 に 関 す る こ と	河川の水位が避難判断水位を超えた時点において、浸水想定区域外に立地する指定避難所を開所する必要がある。	避難所開設にあたっては、その後の移動・閉鎖の可能性を考慮して開設を判断するよう改善 する。市有施設だけでなく、安全な立地の民間施設等と事前に協定を締結し、 安全な避難所を整備 する。	災害リスクの少ない避難所の増設に向けた検討を進めており、加えて、運営体制の充実を図っている。
	災害時の大きな出来事が本部事務局（防災安全課）に速やかに情報が入る情報収集体制を整備する必要がある。	情報収集担当者を新規に配置するなど、情報収集体制の仕組みを見直し、 災害時に必要な情報を集約・整理する体制を整備 する。	災害時職員初動マニュアルの 情報収集・報告・伝達の流れを、収集から伝達までスムーズにできる体制に見直した。
	河川の洪水危険度の高い地域と低い地域が、同一の基準（水位）によって避難情報の対象となっている。	周布川の氾濫危険水位を超過するケースが頻発していることから、 堤防の嵩上げや周布川氾濫の影響範囲の細分化など効果のある対策について 県河川課とも協議し 改善を図る。	島根県と協議し、 令和4年度の島根県要望事項となるよう 検討中であり、早期実現に向けて、働きかけている。
	本部班の中で業務集中する班があり、初動時に特に負担が大きい班がある。	初動時に応急活動のない部署については、設営調査班を担当するよう見直すなど、 負担が平準化するよう改善 する。	災害時職員初動マニュアルの 人員体制について、特定の部署に負担が偏らないよう見直した。



受動喫煙防止に係る取組の拡充について

総務部人事課

1 概要

健康増進法の一部改正（平成 30 年 7 月 25 日公布）に併せ、令和元年 7 月 1 日から職員の受動喫煙防止及び禁煙・減煙に取り組みました（特定屋外喫煙所の設置、禁煙デーの拡充、禁煙時間の設置等）。

取組の開始から約 2 年半が経過したことを受け、浜田市安全衛生委員会において職員の健康づくりのため、より一層の取組の拡充が必要として意見がまとまりました。

2 拡充内容

(1) 禁煙時間の拡充

勤務日 8：30～12：00 13：00～17：15

※ 現行禁煙時間 月火木金曜日 8：30～10：00 13：00～15：00
水曜日 8：30～12：00 13：00～17：15

※ 庁舎敷地外での業務時も禁煙時間の対象

(2) 開始日 令和 4 年 4 月 1 日

3 周知方法

- (1) 各職場・特定屋外喫煙所にポスター貼付
- (2) 庁内ホームページに掲載

4 その他

喫煙者への支援として衛生管理者による禁煙相談、禁煙治療等への調整照会を実施する。

浜田市行財政改革実施計画

(令和 4 年度～令和 7 年度)

(案)

令和 4 年 月

浜 田 市

目次

I	はじめに	…P	2
II	実施計画(個票)について	…P	4
1	将来を見据えた行政サービスの再構築	…P	9
	(1)市民との協働によるまちづくり		
	(2)スリムで機能的な行政の構築		
	(3)自治体 DX の推進		
	(4)人材育成等の推進		
2	公共施設マネジメント	…P	23
	(1)公共施設再配置実施計画の推進		
	(2)インフラ資産等の長寿命化対策		
3	持続可能な財務体質への転換	…P	31
	(1)財政健全化の推進		
	(2)特別会計等の経営健全化		
	(3)自主財源の確保		

I はじめに

1 趣旨

浜田市行財政改革実施計画(令和4年度～令和7年度)(以下「実施計画」という。)は、令和3年10月に浜田市行財政改革推進委員会からの答申を受けて策定した「浜田市行財政改革大綱」を具体化するための計画です。

当市では市町村合併以降、不断の行財政改革に取り組み、一定の成果をあげています。(1-(1)参照)。

一方で、市として取り組むべき多くの課題を抱える中、経費縮減を主眼とした行財政改革だけでは限界です。

人口減少という将来を見据え、労働力の減少を補う新技術の活用に挑戦するなど事務効率化と市民サービスの両立を図る「将来を見据えた行政サービスの再構築(基本方針1)」に取り組むとともに、市民の安全安心なサービス提供に向けた施設規模の最適化など「公共施設マネジメント(基本方針2)」にも取り組まなければなりません。

そして、合併優遇措置の終了などの課題に対しては、自主財源の確保をはじめとした「持続可能な財務体質への転換(基本方針3)」を図っていかねばなりません。

大綱に掲げる「浜田市総合振興計画の推進」、「次世代を担う子どもたちの将来のため」という目的を実現するため、3つの基本方針に沿って、重点的に全54項目(財政効果見込額 約11億3,000万円)を推進します(1-(2)参照)。

(1) 市町村合併以降の行財政改革

第1期(平成17年度～平成22年度) 財政効果額 92億円

第2期(平成23年度～平成27年度) 財政効果額 21億円

第3期(平成28年度～令和3年度) 財政効果額 32億円

⎧	総人件費の抑制	(38億円)	⎥	計 145億円
	施設運営や事務事業の見直し	(77億円)		
	自主財源の確保	(30億円)		

(2) 実施計画の項目数及び財政効果見込額

項目数及び財政効果見込額

基本方針・取組項目	継続	新規	合計	効果額見込(千円)
1 将来を見据えた行政サービスの再構築	16	11	27	671,634
(1) 市民との協働によるまちづくり	5	5	10	5,494
(2) スリムで機能的な行政の構築	8	1	9	658,000
(3) 自治体DXの推進	2	4	6	8,140
(4) 人材育成等の推進	1	1	2	0
2 公共施設マネジメント	5	9	14	165,096
(1) 公共施設再配置実施計画の推進	5	2	7	165,096
(2) インフラ資産等の長寿命化対策	0	7	7	0
3 持続可能な財務体質への転換	10	3	13	292,021
(1) 財政健全化の推進	3	1	4	87,137
(2) 特別会計等の経営健全化	3	2	5	0
(3) 自主財源の確保	4	0	4	204,884
計	31	23	54	1,128,751

※財政効果額見込額は、理論値を含む。

(参考) 現行計画からの継続分について

項目	項目数a	終了b	統合c	継続分 a-b-c
1-(1) スリムな行政の構築	38	25	2	11
1-(2) 市民との協働によるまちづくり	15	8	1	6
2-(1) 公共施設マネジメント	20	12	1	7
2-(2) 財政健全化の推進と自主財源の確保	14	7	0	7
	87	52	4	31

2 推進期間

実施計画の推進期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

3 進捗管理・公表

この実施計画に掲げた各項目については、学識経験者や公募市民等で構成された「浜田市行財政改革推進委員会」及び「浜田市議会」へ定期的に進捗状況を報告し、ご意見を改革の推進に生かします。

4 実施計画の見直し

この実施計画は、社会情勢の変化や法改正等及び毎年度の進捗管理等の状況に応じて、実施項目・内容・進捗指標等を見直し、時代やニーズに沿った計画となるよう努めます。

II 実施計画(個票) について

実施計画は、その項目ごとに「取組期間」、「概要」、「工程(年次計画)」、「数字による進捗指標」、「財政効果見込額」等を定めます。

なお、「工程」については、以下の凡例に沿って記載します。

■ 実施計画(個票)における工程管理(凡例)

調査研究	当該事項の情報(他市動向等)を収集し、調べて内容を明らかにする。
方針決定	調査研究等をもとに具体的な検討に入るか否かを決定する。
検討	実施すべき内容、時期等具体的な内容を考える。
試行	制度等の実施、運用に向けて、試みを行う。
導入	新しい制度等を取り入れる。
実施	当該事項を具体的に執り行う。
公表	広く世間に発表する。
推進	積極的に行動して物事を進行させる。
継続(→)	以前から行っている制度等を続ける。
見直し	これまでの制度等が適正か否かを検討し、改める。

1 将来を見据えた行政サービスの構築

(1) 市民との協働によるまちづくり

テーマ	柱	No	項目名	新規	該当ページ	財政効果見込額	備考
1	(1)	1	協働のまちづくりの推進(地区まちづくり推進委員会の設立推進)		9	-	地区まちづくり推進委員会組織率(80.4%→90%)
1	(1)	2	まちづくりセンターの検証	○	9	-	R4~R5 検証
1	(1)	3	まちづくり総合交付金の検証	○	10	-	R5検証
1	(1)	4	指定管理者制度の効率的な運営		10	-	
1	(1)	5	公民連携手法の導入検討	○	11	-	下水道整備でのDB方式を検討
1	(1)	6	公募委員の推進、審議会等委員体制の見直し		11	-	
1	(1)	7	投開票事務従事経費の縮減		12	3,834千円	外部人材従事者効果額
1	(1)	8	放課後児童クラブの効率的運営		12	1,660千円	事務職員人件費削減効果額
1	(1)	9	不燃ごみ処理場の外部委託	○	13	-	
1	(1)	10	浜田浄苑の外部委託	○	13	-	R5外部委託を目指す。

小計 5,494千円

(2) スリムで機能的な行政の構築

テーマ	柱	No	項目名	新規	該当ページ	財政効果見込額	備考
1	(2)	1	定員適正化計画の管理・推進		14	658,000千円	【理論値】常勤職員人件費(消防除く)削減効果額
1	(2)	2	適切な給与水準の維持		14	-	県内8市平均以下を維持 ラスパイレス指数R2.97.7
1	(2)	3	時間外勤務の抑制		15	-	平均53,000時間/年→ R7.51,000時間/年
1	(2)	4	現業業務の見直し		15	-	
1	(2)	5	組織機構の見直し		16	-	R6抜本改正を検討
1	(2)	6	ひゃこるネットみすみの効率的運営		16	-	職員数 R3.2.4人役→R6.0人役
1	(2)	7	浜田市消防団の再編		17	-	
1	(2)	8	浜田市教育文化振興事業団のあり方見直し		17	-	
1	(2)	9	任意協議会等の見直し	○	18	-	

小計 658,000千円

(3) 自治体DXの推進

テーマ	柱	No	項目名	新規	該当 ページ	財政効果見込額	備考
1	(3)	1	ICTを活用した業務最適化の推進		19	8,140千円	【理論値】時間効果額(@2,200円/時間)
1	(3)	2	業務システムの最適化		19	-	期間中 5システムの最適化を実施
1	(3)	3	オンライン(電子)申請の拡充	○	20	-	電子申請 R3.0手続き →R7.26手続きへ拡充
1	(3)	4	SNS活用による行政情報の発信	○	20	-	SNSフォロワー増加
1	(3)	5	マイナンバーカードの交付促進	○	21	-	カード普及率 R3.43%→R7.70%
1	(3)	6	情報システムの耐災害性の向上	○	21	-	

小計 8,140千円

(4) 人材育成等の推進

テーマ	柱	No	項目名	新規	該当 ページ	財政効果見込額	備考
1	(4)	1	新たな人材育成基本方針等の策定と同方針に基づく人事管理		22	-	
1	(4)	2	職員情報リテラシーの向上	○	22	-	

2 公共施設マネジメント

(1) 公共施設再配置実施計画の推進

テーマ	柱	No	項目名	新規	該当ページ	財政効果見込額	備考
2	(1)	1	公共施設再配置実施計画の推進		23	165,096千円	維持管理費削減効果額
2	(1)	2	コミュニティ活用施設のあり方見直し	○	23	-	
2	(1)	3	学校給食施設の統合		24	-	
2	(1)	4	公立幼稚園の統合		24	3,000千円	維持管理費削減効果額 ※NO2-(1)-1の内数
2	(1)	5	公共施設への再生可能エネルギー活用及び省エネ設備等導入検討	○	25	-	
2	(1)	6	指定管理者制度導入施設の見直し【あさひやすらぎの家】		25	-	
2	(1)	7	災害公営住宅の譲渡		26	-	

小計 165,096千円

(2) インフラ資産等の長寿命化対策

テーマ	柱	No	項目名	新規	該当ページ	財政効果見込額	備考
2	(2)	1	学校施設長寿命化の推進	○	27	-	
2	(2)	2	水道施設の維持更新計画の策定、見直し及び推進	○	27	-	
2	(2)	3	下水道施設(農業集落排水含む)長寿命化の推進	○	28	-	
2	(2)	4	農道、林道橋個別施設計画に基づく計画的な調査点検	○	28	-	
2	(2)	5	インフラ資産(トンネル、都市公園、橋梁、横断歩道橋)長寿命化の推進	○	29	-	
2	(2)	6	公営住宅等長寿命化の推進	○	29	-	
2	(2)	7	エコクリーンセンター長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事	○	30	-	

3 持続可能な財務体質への転換

(1) 財政健全化の推進

テーマ	柱	No	項目名	新規	該当ページ	財政効果見込額	備考
3	(1)	1	スクラップ・フォー・ビルドによる事業推進	○	31	85,800千円	
3	(1)	2	中期財政計画に基づく事業実施		31	-	
3	(1)	3	自治体健全化法への対応		32	-	実質公債費比率 R3_11.2→R7_9.9
3	(1)	4	広島プロジェクト推進事業費の見直し		32	1,337千円	R3年度予算と各年度計画の差異

小計 87,137千円

(2) 特別会計等の経営健全化

テーマ	柱	No	項目名	新規	該当ページ	財政効果見込額	備考
3	(2)	1	(国保)保健事業の推進	○	33	150千円	【参考額】
3	(2)	2	(国保)ジェネリック医薬品の普及		33	7,084千円	【参考額】ジェネリック医薬品活用に伴う医療費抑制効果額
3	(2)	3	水道経営戦略の見直し	○	34	-	
3	(2)	4	下水道事業(公共、農集、漁集)の経営健全化		34	5,952千円	【参考額】使用料収入の増加額
3	(2)	5	三隅地区終末処理場の統廃合		35	33,996千円	【参考額】維持管理費削減効果額

(3) 自主財源の確保

テーマ	柱	No	項目名	新規	該当ページ	財政効果見込額	備考
3	(3)	1	市有財産の利活用		36	199,700千円	財産の売却、新規貸付収入
3	(3)	2	使用料及び手数料の見直し		36	-	
3	(3)	3	市税の収納率向上		37	5,184千円	【理論値】
3	(3)	4	ふるさと寄附の推進		37	-	R4~R7 4年間で50億円

小計 204,884千円

総計 1,128,751千円

1	(1)	1
項目名	協働のまちづくりの推進(地区まちづくり推進委員会の設立推進)	
担当部署	部	課
	地域政策部	地域活動支援課
		取組期間
		R4 ~ R7

取組概要						
<p>・地区まちづくり推進委員会未設立の地区に対し、地域の実情に応じた組織化への支援を行う。 ・浜田市協働のまちづくり推進条例及び浜田市協働のまちづくり推進計画に基づき、まちづくりフォーラムや研修会等を開催し、市民及び職員の意識の醸成を図る。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		推進	推進	推進	推進	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
組織率(%)	80.4	82	86	88	90	

1	(1)	2	新規
項目名	まちづくりセンターの検証		
担当部署	部	課	
	地域政策部	まちづくり社会教育課	
		取組期間	
		R4 ~ R5	

取組概要						
<p>・協働のまちづくり検討部会において、まちづくりセンターの検証を行い、令和6年度以降の方向性を定める。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		検証	検証	-	-	

1 (1) 3

新規

項目名	まちづくり総合交付金の検証		
担当部署	部	課	取組期間
	地域政策部	地域活動支援課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・各団体の活動実績や交付金の支出状況等の調査を行い、まちづくり総合交付金制度が有効的に活用されているかの検証を行う。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		継続(→)	検証	継続(→)	継続(→)	

1 (1) 4

項目名	指定管理者制度の効率的な運営		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	行財政改革推進課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・公募による事業者選定の推進 ・指定管理者制度運用ガイドラインの改訂 ・効率的な制度運営に向けた調査・研究</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		継続(→)	継続(→)	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
公募施設数／総施設数	27/64					

1 (1) 5

新規

項目名	公民連携手法の導入検討		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部、上下水道部	行財政改革推進課、下水道課	R4 ~ R7

取組概要						
・効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るため、新たな公民連携手法を検討する。 (下水道整備でのDB方式を検討)						
※公民連携(PPP…パブリック・プライベート・パートナーシップ):民間と行政が連携して公共サービスの提供を行う仕組み。公共施設整備におけるDB(デザイン・ビルド)方式や運営までを任せるDBO(デザイン・ビルド・オペレーション)方式等が含まれる。						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		検討	導入	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
のべ公民連携導入事業数(件)	0	0	1	1	1	

1 (1) 6

項目名	公募委員の推進、審議会等委員体制の見直し		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	行財政改革推進課 他	R4 ~ R7

取組概要						
・「附属機関等の設置及び構成員の専任等に関する指針」に基づき、審議会委員等の公募を推進するとともに、同指針による多選、重複などの取り決めについて再度周知していく。 ・各審議会等委員の女性参画率向上のため、「浜田市男女共同参画推進計画」に基づいた取り組みを進める。						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	継続(→)	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
公募委員数(人)	8					

1	(1)	7
---	-----	---

項目名	投開票事務従事経費の縮減		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	選挙管理委員会事務局	R4 ~ R7

取組概要						
・非正規職員、外部人材(大学生・シルバー人材センター等)の積極的活用。						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		推進	推進	検討	推進	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
外部人材従事者数(人)	50	60	70	0	100	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
外部人材従事者効果額	単年	1,000	1,167	0	1,667	
	累計	1,000	2,167	2,167	3,834	

1	(1)	8
---	-----	---

項目名	放課後児童クラブの効率的運営		
担当部署	部	課	取組期間
	健康福祉部	子育て支援課	R4 ~ R7

取組概要						
・現在、直営で実施している放課後児童クラブについて、順次民間委託を進める。						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
外部委託数/クラブ総数	7/20	9/20	9/20	9/20	9/20	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
事務職員人件費(@2,700千円) 削減効果額	単年	415	415	415	415	
	累計	415	830	1,245	1,660	

1	(1)	9
---	-----	---

新規

項目名	不燃ごみ処理場の外部委託		
担当部署	部	課	取組期間
	市民生活部	環境課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・安定した施設の運営管理を行い、市民サービスの向上を図るためには、専門性の高い民間事業者への業務委託が望ましい。</p> <p>・また、現職員の退職年度や他部署の現業職員の配置状況を踏まえながら、行政事務のスリム化やコストの削減を図るとともに、施設の安定的な運営管理を目的として、外部委託を目指す。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		調査研究	検討	継続(→)	継続(→)	

1	(1)	10
---	-----	----

新規

項目名	浜田浄苑の外部委託		
担当部署	部	課	取組期間
	市民生活部	環境課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・安定した施設の運営管理を行い、市民サービスの向上を図るためには、専門性の高い民間事業者への業務委託が望ましい。</p> <p>・また、現職員の退職年度や他部署の現業職員の配置状況を踏まえながら、行政事務のスリム化やコストの削減を図るとともに、施設の安定的な運営管理を目的として外部委託を目指す。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		調整	外部委託	継続(→)	継続(→)	

1	(2)	1	
項目名	定員適正化計画の管理・推進		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	人事課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・平成30年度に策定した定員適正化計画に基づき、退職者の3分の2採用(技能労務職の不採用、消防職除く)により、令和10年4月1日の常勤職員数(消防除く)の目標値を463人とする。 ・また、公務員の定年引上げに係る法改正の制度趣旨を踏まえた定員計画を検討する。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		継続(→)	継続(→)	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
職員数(人)	520	508	498	491	487	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
【理論値】 常勤職員人件費(消防除く)削減額	単年	92,000	157,000	203,000	206,000	
	累計	92,000	249,000	452,000	658,000	

1	(2)	2	
項目名	適切な給与水準の維持		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	人事課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・国人事院勧告及び島根県人事委員会勧告を踏まえ、勧告された内容を検討し、給与改定を行う。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
ラスパイレス指数(行政職)	R2:97.7	県内市平均以下	県内市平均以下	県内市平均以下	県内市平均以下	

1	(2)	3	
項目名	時間外勤務の抑制		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	人事課	R4 ~ R7

取組概要						
・時間外勤務の上限規制(原則月45時間、年360時間)を踏まえ、管理職等による業務の進捗管理や適切な時間外勤務命令を徹底し、時間外勤務を抑制する。						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
時間外勤務時間(時間)	平均:53,000	52,500	52,000	51,500	51,000	

1	(2)	4	
項目名	現業業務の見直し		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	人事課 他	R4 ~ R7

取組概要						
・退職不採用の方針の下、現業業務の整理と職員の再配置の検討を進めていく。対象の業務(環境・道路パトロール、学校用務、マイクロバスの運行等)運営について、可能な業務から外部化や非常勤化を進めていく。						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		継続(→)	継続(→)	継続(→)	継続(→)	

1	(2)	5
項目名	組織機構の見直し	
担当部署	部	課
	総務部	行財政改革推進課 他
		取組期間
		R4 ~ R7

取組概要						
<p>・毎年、各部の主管課長を部員とした組織機構部会を開催し、各部の状況をきちんと把握したうえで、次年度の組織機構の見直しを図る。</p> <p>・また、事務事業量調査結果及び定年引上げに伴う定員管理等を踏まえ、支所体制も含めた抜本的な組織改正を検討していく。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	実施	抜本改正	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
課数/係数	71/156	スリム化	→	→	→	

1	(2)	6
項目名	ひゃこるネットみすみの効率的運営	
担当部署	部	課
	三隅支所	防災自治課 他
		取組期間
		R4 ~ R7

取組概要						
<p>・ケーブルテレビ局を統合することにより、職員、会計年度職員の人員が削減できる。</p> <p>※正規職員1人役+会計年度任用職員2人(0.7人役×2)</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		推進	統合	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
職員数(人役)	2.4	2.4	1.7	0	0	

1	(2)	7	
項目名	浜田市消防団の再編		
担当部署	部	課	取組期間
	消防本部	警防課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・消防団施設のあり方検討会において、組織の編成、車庫、車両の適正な配備を検討し、持続可能な消防団組織となるよう見直しを図る。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	検討	検討	検討	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
消防団車庫の廃止数	3	1	0	4	1	

1	(2)	8	
項目名	浜田市教育文化振興事業団のあり方見直し		
担当部署	部	課	取組期間
	教育部	文化スポーツ課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の組織体制、職員数のあり方等を検討するとともに収支赤字となっている施設の経営改善を検討し、見直しを行う。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		検討	検討	検討	見直し	

1	(2)	9
---	-----	---

新規

項目名	任意協議会等の見直し		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	行財政改革推進課、協議会所管課	R4 ~ R5

取組概要						
<p>・条例や規則等に基づかない任意の協議会等(地区まちづくり推進委員会の構成団体を除く)のうち、市の関与の高いものについて、実態調査を行う。 ・あわせて、所期の目的が達成されたもの、地域ごとに設置してあり統合が可能なもの等について統廃合を推進する。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実態把握	見直し			
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
任意協議会等の設置数						

1	(3)	1
項目名	ICTを活用した業務最適化の推進	
担当部署	部	課
	総務部	総務課、行財政改革推進課
		取組期間
		R4 ~ R7

取組概要						
<p>・議事録作成支援システムやRPA等をはじめとしたICT(情報通信技術)を活用し、業務効率の最適化を目指す。</p> <p>※RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション):機械による処理の自動化</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	検討	検討	検討	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
のバ業務削減時間(時間)	0	700	1,000	1,000	1,000	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
【理論値】時間効果額 (時給換算 @2,200円/時間)	単年	1,540	2,200	2,200	2,200	
	累計	1,540	3,740	5,940	8,140	

1	(3)	2
項目名	業務システムの最適化	
担当部署	部	課
	総務部	総務課
		取組期間
		R4 ~ R7

取組概要						
<p>・国の業務システム標準化、共通化の動向を注視しながら、各種システムの新規構築や更新のタイミングにおいて、業務内容、規模、システム構成などを見直し、適切な規模と構成のシステムにすることで、運用効率と費用面で優れた形に最適化する。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	継続(→)	継続(→)	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
のバ実施件数(件)	0	3	3	3	5	

1	(3)	3
---	-----	---

新規

項目名	オンライン(電子)申請の拡充		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	総務課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・マイナンバーカードの電子証明書を利用してオンラインで申請ができる環境を構築し、対象業務を拡充していく。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	推進	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
電子申請 導入手続数(手続)	0	15	26	26	26	

1	(3)	4
---	-----	---

新規

項目名	SNS活用による行政情報の発信		
担当部署	部	課	取組期間
	地域政策部	政策企画課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・現在、防災、広報、定住等、様々な行政情報についてSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を活用し発信を行っている。引き続き、各部署が情報発信を行う選択肢の一つとしてSNSを考慮できるよう、各課にSNSの種類・機能・有用性を定期的に周知し、活用するよう促していく。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		推進	推進	推進	推進	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
SNSフォロワー増加率	1	1.05	1.1	1.15	1.2	

1	(3)	5	新規		
項目名	マイナンバーカードの交付促進				
担当部署	部		課		取組期間
	市民生活部		総合窓口課		R4 ~ R7

取組概要						
<p>・ほとんどの市民がマイナンバーカードを取得することを目的とし、マイナンバーカード取得のため市民への周知、取得促進を図るため、休日窓口の実施、まちづくりセンターや商業施設等で出張申請受付を行い、マイナンバーカードのメリット(保険証利用、新型コロナワクチン接種証明書、e-tax等)を積極的に案内し、取得を促す。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
マイナンバーカード普及率(%)	43	50	55	65	70	

1	(3)	6	新規		
項目名	情報システムの耐災害性の向上				
担当部署	部		課		取組期間
	総務部		総務課		R4 ~ R7

取組概要						
<p>・情報システムを災害に強い構成に変更することや、バックアップの拡充、災害時に必要となるICT機器の整備など災害を意識して情報システムを整備していく。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	合計
実施計画		実施	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
災害を意識した情報システムの整備件数	0				5	

1	(4)	1	
項目名	新たな人材育成基本方針等の策定と同方針に基づく人事管理		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	人事課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・持続可能なサービス提供体制を実現するために、人材をマネジメントする視点に立った人材育成基本方針等を策定し、同方針に基づいて、人事評価等の制度の効果的活用、新たな人事制度の調査研究・実行により戦略的に人事管理に取り組む。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	合計
実施計画		調査研究	導入	実施	継続(→)	

1	(4)	2	新規
項目名	職員情報リテラシーの向上		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	総務課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・ICTを活用した業務の省力化や新たな住民サービスを検討できる職員を育成するため、職員研修などを実施する。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	合計
実施計画		実施	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
職員向け情報関連研修の実施件数	3	4	4	4	4	

2	(1)	1	
項目名	公共施設再配置実施計画の推進		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	行財政改革推進課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・第2期公共施設再配置実施計画の進捗管理を実施することにより、公共施設の適正配置を推進する。 (期間中の再配置) 三隅デイサービスセンター(R5) 雇用促進住宅(R6) 等</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		継続(→)	継続(→)	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
公共施設 延床面積(m ²)	370,047	369,374	362,669	339,798	331,578	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
維持管理費削減額	単年	156	16,889	72,286	75,765	
	累計	156	17,045	89,331	165,096	

2	(1)	2	新規
項目名	コミュニティ活用施設のあり方見直し		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	行財政改革推進課 他	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・地元利用が中心となる「コミュニティ活用施設」等について、普通財産化を検討する。 (検討施設) くゞ会館、エクス和紙の館、縁の里地域振興施設、山ノ内農作業管理休養施設</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		検討	検討	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
のべ見直し施設数		0	0	2	2	

2	(1)	3	
項目名	学校給食施設の統合		
担当部署	部	課	取組期間
	教育部	教育総務課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・学校給食施設の統合について、まず、三隅地域の自校方式給食施設(三隅小、岡見小、三隅中)からセンター方式への移行を検討をするため、今後、保護者等の説明会や施設改修費用の積算を実施する。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		検討	検討	検討	検討	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
学校給食施設(箇所数)	7	7	7	7	7	

2	(1)	4	
項目名	公立幼稚園の統合		
担当部署	部	課	取組期間
	教育部	教育総務課	R4 ~ R5

取組概要						
<p>・令和5年4月に公立幼稚園4園(うち1園休園中)を1園に統合する。統合後の園舎は、当面の間、現在の長浜幼稚園園舎を使用する予定。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		継続(→)	統合	-	-	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
公立幼稚園数(園)	4	4	1	1	1	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
維持管理費削減額	単年	0	1,000	1,000	1,000	
	累計	0	1,000	2,000	3,000	

2 (1) 5

新規

項目名	公共施設への再生可能エネルギー活用及び省エネ設備等導入検討		
担当部署	部	課	取組期間
	市民生活部	環境課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・カーボンニュートラルを目指して、各部署が所管する施設の新築又は改修に伴い、再生可能エネルギーの活用及び省エネ設備等の導入について検討するよう全庁的に呼びかける。</p> <p>・環境課は施設所管部署からの相談を受入れ、補助金制度の情報提供を行うなど、活用・導入を後押ししていく。</p> <p>※カーボンニュートラル:温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		指針策定	推進	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
再生可能エネルギー活用公共施設数	0	1	2	3	4	

2 (1) 6

項目名	指定管理者制度導入施設の見直し【あさひやすらぎの家】		
担当部署	部	課	取組期間
	旭支所	市民福祉課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・指定管理者である旭福祉会と譲渡に向け協議を行ってきたが、経営が厳しいことや令和4年度より施設整備の更新計画もあり、令和5年度からの譲渡が困難であるため、再度指定管理を継続させてほしいと回答を受けた。</p> <p>・次期指定期間の終了年度(令和7年度)までの譲渡に向けて協議を継続する。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		継続(→)	継続(→)	継続(→)	見直し	

2	(1)	7	
項目名	災害公営住宅の譲渡		
担当部署	部	課	取組期間
	都市建設部	建築住宅課	R4 ~ R4

取組概要						
<p>・入居者の取得意向を確認し、令和4年度中の譲渡を検討する。 ・取得意向がない場合は、用途廃止・解体を検討する。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	-	-	-	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
進捗状況(%)	20	100				

2	(2)	1
---	-----	---

新規

項目名	学校施設長寿命化の推進		
担当部署	部	課	取組期間
	教育部	教育総務課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・令和2年度末に浜田市立小中学校統合再編計画(案)を策定し、現在、決定に向け取り組んでいる。これに伴って学校長寿命化計画を修正するとともに、今後計画に基づき施設の長寿命化を推進していく。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	合計
実施計画		検討	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
長寿命化計画に基づく改修件数	0	0	4	4	4	

2	(2)	2
---	-----	---

新規

項目名	水道施設の維持更新計画の策定、見直し及び推進		
担当部署	部	課	取組期間
	上下水道部	工務課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・現在、令和元年度に策定した「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画」に基づき基幹管路の耐震化に取り組んでいる。 ・耐震化・更新計画を着実に推進するために、計画期間内に実施する事業の年次計画を策定するとともに、計画に沿った事業の推進を行う。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	合計
実施計画		検討・実施	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
計画路線の更新延長(m/年)	41,955	45,200	48,445	51,690	54,935	

2	(2)	3
---	-----	---

新規

項目名	下水道施設(農業集落排水含む)長寿命化の推進		
担当部署	部	課	取組期間
	上下水道部	下水道課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・下水道施設の安定した運転管理とライフサイクルコストの縮減を図るため、各施設の長寿命化計画等に基づき、改築・更新及び調査点検を進める。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	合計
実施計画		実施	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
改築・更新の設備数(設備/年)	5	8	7	7	4	

2	(2)	4
---	-----	---

新規

項目名	農道、林道橋個別施設計画に基づく計画的な調査点検		
担当部署	部	課	取組期間
	産業経済部	農林振興課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・平成27年9月の島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針が策定され、令和2年度までに農道施設(橋梁・トンネル)の長寿命個別計画を策定した。 ・この計画に基づき、5年に一度調査点検を行う必要がある為、橋梁(15m以上)およびトンネルは国の農山漁村地域整備交付金を活用し、計画的に調査点検を実施する。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	合計
実施計画		実施	継続(→)	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
維持改修等の点検件数	10	10	10	10	10	

2 (2) 5

新規

項目名	インフラ資産(トンネル、都市公園、橋梁、横断歩道橋)長寿命化の推進		
担当部署	部	課	取組期間
	都市建設部	維持管理課	R4 ~ R7

取組概要						
道路施設等の各種長寿命化計画に基づいて、ライフサイクルコストの最小化を図る。 ・浜田市トンネル長寿命化修繕計画(H30) ・浜田市公園施設長寿命化計画(H29) ・浜田市橋梁長寿命化修繕計画(R2) ・浜田市横断歩道橋長寿命化修繕計画(H30)						
取組工程		R4	R5	R6	R7	合計
実施計画		継続(→)	継続(→)	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
事後保全改修状況						

2 (2) 6

新規

項目名	公営住宅等長寿命化の推進		
担当部署	部	課	取組期間
	都市建設部	建築住宅課	R4 ~ R7

取組概要						
予防保全的な維持管理により公営住宅等の長寿命化を図ることでライフサイクルコストの縮減につなげる。 ・第2期浜田市公営住宅等長寿命化計画(R3~R12) ・令和7年度に後期計画(R8~R12)の見直しを実施する。						
取組工程		R4	R5	R6	R7	合計
実施計画		継続(→)	継続(→)	継続(→)	見直し	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
見直し件数					1	

2 (2) 7

新規

項目名	エコクリーンセンター長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事		
担当部署	部	課	取組期間
	浜田地区広域行政組合	総務課	R4 ~ R7

取組概要

・エコクリーンセンター(平成18年11月竣工)の経年的な劣化の進行に伴い、令和2年度に策定した「長寿命化総合計画」に基づき、DBO方式により基幹的設備改良工事を実施し、安定した運転管理とライフサイクルコストの縮減を図る。
 令和3～令和4年度 循環型社会形成推進交付金を活用して、基幹的設備改良工事及び運転管理業務の発注・契約準備
 令和5～令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び過疎対策事業債を活用した基幹的設備改良工事
 【効果】老朽化機器の15年延命及びCO₂の5%以上削減

※DBO(デザインビルドオペレート)方式:行政が資金調達を行い、設計・建設、運営を民間事業者に委託する方式。

取組工程		R4	R5	R6	R7	合計
実施計画	/	実施	継続(→)	継続(→)	継続(→)	/
						/
						/
						/

3 (1) 1

新規

項目名	スクラップ・フォー・ビルドによる事業推進		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	行財政改革推進課	R4 ~ R5

取組概要						
<p>・公民館のまちづくりセンター化により、まちづくりの拠点機能が新たに加わったことに伴う事業費を捻出するため、各部裁量予算の段階的縮減を図る。(令和3年度当初予算から令和5年度まで28,600千円/年)</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	継続(→)	-	-	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
財源捻出効果額 (計画期間中 R4~R5)	単年	28,600	57,200	-	-	
	累計	28,600	85,800	-	-	

3 (1) 2

項目名	中期財政計画に基づく事業実施		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	財政課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・国の地方財政対策による影響を踏まえつつ、毎年度中期財政計画をローリングすることで、財政状況のトレンドを明らかにする。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		継続(→)	継続(→)	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
予算規模(R3中財より)(億円)	428	399	372	359	352	

3	(1)	3
---	-----	---

項目名	自治体健全化法への対応		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	財政課	R4 ~ R7

取組概要

・公債費の負担を軽減するため、短期的には地方債の繰上償還を行うとともに長期的には投資的経費の削減による地方債発行の抑制を図る。

取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		継続(→)	継続(→)	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
実質赤字比率	—	—	—	—	—	
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	
実質公債費比率(R3中財より)	11.2	11.3	11.4	10.9	9.9	
将来負担比率(R2決算より)	44.1	44.1	44.1	44.1	44.1	

3	(1)	4
---	-----	---

項目名	広島プロジェクト推進事業費の見直し		
担当部署	部	課	取組期間
	産業経済部	広島事務所	R4 ~ R7

取組概要

・平成30年度に広島市場開拓室および広島PRセンターを組織統合し広島事務所を設立。広島を中心に山陽、四国、九州への浜田産品販路開拓、企業誘致、ポートセールス、観光誘客、合宿誘致を行う。
 ・活動においては、アプローチ先を絞り込んだ企業リストの活用や関係機関等との連携など効率的な活動を行い予算執行により経費削減を図る。

取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
事業費(千円)	18,643	18,455	18,360	18,260	18,160	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
R3年度予算と各年度計画の差異	単年	188	283	383	483	
	累計	188	471	854	1,337	

3 (2) 1

新規

項目名	(国保)保健事業の推進		
担当部署	部	課	取組期間
	健康福祉部	健康医療対策課	R4 ~ R7

取組概要						
<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導について、受託機関の増加について検討していく。 ・受託機関が増えることで、特定保健指導を受ける人が増加し、生活習慣病予防が期待できる。 						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		検討	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
特定保健指導 受託機関数	1	1	2	2	2	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
【参考額】	単年	0	50	50	50	
	累計	0	50	100	150	

3 (2) 2

項目名	(国保)ジェネリック医薬品の普及		
担当部署	部	課	取組期間
	健康福祉部	保険年金課	R4 ~ R7

取組概要						
<ul style="list-style-type: none"> ・先発医薬品と治療学的に同等であり薬価の安いジェネリック(後発)医薬品の普及を促進し、医療費の削減を図る。 ・先発医薬品とジェネリック医薬品との差額通知を年4回行うことを継続する。 						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
通知回数(回数/年)	4	4	4	4	4	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
【参考額】利用効果額	単年	1,771	1,771	1,771	1,771	
	累計	1,771	3,542	5,313	7,084	

3	(2)	3
---	-----	---

新規

項目名	水道経営戦略の見直し		
担当部署	部	課	取組期間
	上下水道部	管理課	R4 ~ R4

取組概要						
<p>・平成29年3月に策定した経営戦略は、計画期間を平成29年度から平成38年度(令和8年度)までの10年間としているが、令和2年3月に策定した「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画《アセットマネジメント》」と令和2年10月に完了した水道料金の改定を踏まえて経営戦略を見直す。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		公表	-	-	-	

3	(2)	4
---	-----	---

項目名	下水道事業(公共、農集、漁集)の経営健全化		
担当部署	部	課	取組期間
	上下水道部	下水道課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・収入の基盤である使用料収入確保のため、普及啓発活動を積極的に行い、接続率の向上を図る。 ・将来に渡り安定した事業継続ができるよう、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の見直しを行い、経営健全化の取り組みについて検討する。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施・公表	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
新規接続目標件数	20	20	20	20	20	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
【参考額】使用料収入の増加額	単年	372	1,116	1,860	2,604	
	累計	372	1,488	3,348	5,952	

3	(2)	5	
項目名	三隅地区終末処理場の統廃合		
担当部署	部	課	取組期間
	上下水道部	下水道課	R4 ~ R7

取組概要						
・「浜田市汚水処理構想」に基づき、終末処理場の統廃合を進める。						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	継続(→)	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
三隅地区処理場数	6	5	5	5	5	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
【参考額】維持管理費削減額	単年	8,499	8,499	8,499	8,499	
	累計	8,499	16,998	25,497	33,996	

3	(3)	1	
項目名	市有財産の利活用		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	行財政改革推進課	R4 ~ R7

取組概要						
市有財産利活用方針に基づき、遊休財産の積極的な利活用に取り組む。						
<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産売却計画の見直し ・公募による売却処分 ・岡見住宅団地など分譲地の売却処分 ・貸付や交換、譲与等による処分 						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	実施	実施	実施	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
財産の売却、新規貸付収入	単年	18,500	150,800	15,900	14,500	
	累計	18,500	169,300	185,200	199,700	

3	(3)	2	
項目名	使用料及び手数料の見直し		
担当部署	部	課	取組期間
	総務部	行財政改革推進課	R4 ~ R6

取組概要						
・使用料及び手数料の見直しについては、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し適切な時期、外部評価の活用など手法を検討する。						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		検討	継続(→)	見直し		

3	(3)	3
---	-----	---

項目名	市税の収納率向上		
担当部署	部	課	取組期間
	市民生活部	税務課	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・新たな滞納者を増やさないため現年度の滞納者に対して早期催告を、やり方を工夫しながら徹底して行う。</p> <p>・督促状送付者に対して接触確率の高い夜間電話催告を行い、それでも納付のない者には警告書を送付すると同時に財産調査または臨戸を行い、生活状況を把握したうえで差押等の滞納処分を行う。</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		実施	実施	実施	実施	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	
現年度収納率(%)	99.48	99.50	99.52	99.53	99.55	
財政効果額(見込)(千円)		R4	R5	R6	R7	
【理論値】	単年	1,296	1,296	1,296	1,296	
	累計	1,296	2,592	3,888	5,184	

3	(3)	4
---	-----	---

項目名	ふるさと寄附の推進		
担当部署	部	課	取組期間
	産業経済部	ふるさと寄附推進室	R4 ~ R7

取組概要						
<p>・自治体間競争が厳しくなっているため、魅力ある返礼品の更なる拡充に努め、情報メディアを活用した情報発信を積極的に行い、リピーターの確保、新規寄附者の開拓を行い、事業の拡大を図る。</p> <p>・あわせて、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)のプロモーションを実施し、更なる推進に向けて取り組む。(企業版ふるさと納税の適用期限は令和6年度まで)</p>						
取組工程		R4	R5	R6	R7	備考
実施計画		推進	継続(→)	継続(→)	継続(→)	
数字による進捗状況	R3(現状)	R4	R5	R6	R7	R4~R7
ふるさと寄附額(億円)	11	→	→	→	→	50
財政効果額(見込)		R4	R5	R6	R7	
R4~R7 4年間で50億円	単年					
	累計					

令和 4 年 3 月 4 日
総務文教委員会資料
総務部行財政改革推進課

浜田市第 2 期公共施設再配置実施計画

(令和 4 年度～令和 7 年度)

(案)

令和 4 年 月 計画策定

浜 田 市

1 浜田市第 2 期公共施設再配置実施計画の策定方針

(1) 公共施設再配置実施計画の策定スキーム

第 1 期公共施設再配置実施計画から継続し、今後 40 年間（平成 28 年度から令和 37 年まで）を見据えた「浜田市公共施設再配置方針」に基づく第 2 期公共施設再配置実施計画（以下、「第 2 期再配置計画」という。）を策定します。計画期間は、行財政改革大綱にあわせて、令和 4 年から令和 7 年の 4 年間とします。

(2) 第 2 期公共施設再配置実施計画の対象施設

令和 3 年 10 月 1 日時点で市が保有しているハコモノ施設（使用料等を更新財源とする特別会計の施設を除いた行政財産）のうち、**以下①～④の施設**を対象とします。ただし、施設別方針が廃止の場合を除き、延床面積が 50 m²未満の棟のみで構成される施設は対象から除外します。

- ① 令和 3 年 10 月 1 日時点で耐用年数を経過している棟を含む施設
- ② 行財政改革大綱最終年（令和 7 年度末）以前に耐用年数を経過する棟を含む施設及び大規模改修時期を迎える棟を含む施設（残存期間 10 年以上）
- ③ 「施設別方針」が廃止・民間譲渡（移管）・入居者譲渡・地元譲渡（いずれも普通財産無償貸付の弾力的運用の検討対象施設を含む。）の施設
- ④ 耐用年数を待たずとも前倒しで統廃合や複合化を検討する施設（令和 7 年度末までに検討する施設）

これらの対象施設について、浜田市公共施設再配置方針に基づく「施設別方針」を示すとともに、「施設別方針」を具体化する計画を示します。

なお、現時点で具体的な計画がない場合は、関係者との調整期間を含めた方針決定までのスケジュールを示すこととします。

(3) 施設別方針の設定及び方針に基づく削減後の将来更新投資額の試算

浜田市公共施設再配置方針に基づく「施設別方針」は、各施設（必要に応じて棟ごと）に下表のいずれかの方針に分類します。また、その方針に基づく削減後の延床面積（構造は引き継ぐものとする）で建替えるものとして、将来的にかかる更新費用（将来更新投資額）を試算します。

評価軸	判断基準		方針	概要
必要性	公共サービスとしての必要性はあるか	廃止予定施設、当初の目的を終えた施設	廃止	当該施設を廃止します。 ※耐用年数経過後（文化財は保存活用終了後）or前倒し廃止
民間施設	民間施設の利用は可能か	すでに民間でサービスが提供されている施設	民間移管	ハコとしての施設は廃止するものの、機能はソフト化し民間施設等によって代替することとします。
運営状況	民間企業等への移管は可能か	指定管理者制度導入施設のうち、指定管理料を支払っていない施設等	民間譲渡	現在ある施設を指定管理先等へ譲渡します。
	住宅入居者等への移管は可能か	一戸建ての災害公営住宅等	入居者等譲渡	入居者等へ譲渡します。
	地元に移管は可能か	自治会、町内会等による管理がなされている施設	地元譲渡・貸付	施設を自治会、町内会等の市民団体へ譲渡（又は貸付）します。
他市施設	他自治体で連携可能か	他の自治体との広域連携が可能な施設	広域化	市単独で施設を保有するのではなく、周辺都市と共用で保有し、建替え、維持管理にかかる費用を圧縮します。
機能重複	他分類施設との機能の重複があるか	他分類施設と重複した機能を有する施設	廃止 (機能移転)	重複している施設が過剰な場合は当該施設の廃止を検討します。
			複合化	施設の統廃合または複合化により、共用部等の面積を圧縮し、建替え、維持管理にかかる費用を圧縮します。
統廃合可能性	同分類施設と統廃合させることが可能か	同分類施設と統廃合可能な施設	統廃合	施設の統廃合または複合化により、共用部等の面積を圧縮し、建替え、維持管理にかかる費用を圧縮します。
上記のいずれにも当てはまらず 単独で建替える必要性のある施設			単独 建替え	建替えの際には、施設単独での建替えを行います。



- ア **廃止、廃止(耐用年数経過後)、民間移管、民間譲渡、地元譲渡・貸付、入居者等譲渡(住宅に限る)** ⇒ 市で保有しないことを前提とするため、延床面積は0で試算
- イ **複合化、統廃合** ⇒ 複合化、統廃合の際に、共有部分、不要施設の削減により、延床面積は元の面積の70%で試算
- ウ **単独建替え** ⇒ 単独で建替えるため、延床面積は元の面積の100%で試算
- エ **広域化** ⇒ 他市町村と協同で建替えるが、便宜上延床面積は0で試算

- ① 耐用年数は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」に基づき構造別に設定し、耐用年数を経過した年（例：鉄筋コンクリート造であれば 61 年目）に建替えを行う。
- ② 耐用年数が 60 年の建築物については、30 年目に大規模改修を実施する。
- ③ 耐用年数が 40 年の建築物については、大規模改修を実施せず 41 年目に建替えを行う。
- ⑤ ただし、耐用年数が 60 年の建築物のうち、残りの耐用年数が 10 年未満の建築物は、建替え時期が近い大規模改修は実施せず、耐用年数を経過した年に建替えを行う。
- ⑤ 建替え時単価は、構造別の単価とする。また、大規模改修時単価は、建替え時単価（解体費用抜き）の 60%（千円未満切り上げ）と想定する。
- ⑥ 個別法等により耐用年数の規定がある建築物については、その耐用年数を適用する。

■ 構造別耐用年数及び大規模改修時期

構造	略称	耐用年数	大規模改修時期
鉄骨造	S 造	40 年	実施しない
鉄筋コンクリート造	R C 造	60 年	30 年目
鉄骨・鉄筋コンクリート造	S R C 造	60 年	30 年目
木造	W 造	40 年	実施しない
コンクリートブロック造	C B 造	60 年	30 年目

※日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」をもとに作成

■ 構造別更新単価表

構造	建替え時単価 【解体費用含む】 (千円) / m ²	大規模改修時単価 (千円) / m ²
鉄骨造	167	—
鉄筋コンクリート造	289	160
鉄骨・鉄筋コンクリート造	318	177
木造	195	—
コンクリートブロック造	160	83

※建替え時単価：『建築着工統計』工事費予定額の分析 昭和 59 年度～平成 19 年度の個票分析（一財）建設物価調査会総合研究所の数値に解体費用 2.3 万円（建築施工単価‘13-10）を加算

※大規模改修時単価：建替え時単価（解体費用抜き）の 60%（千円未満切り上げ）

※単独建替え、統廃合、複合化以外は、延床面積 0 で試算するが、解体経費（2.3 万円/m²）は見込む

2 第2期再配置計画の概要

第2期再配置計画は、第1期公共施設再配置実施計画において継続検討となった項目に加え、新たな対象施設も加え、進捗管理を行います。

第1期 公共施設 再配置計画			第2期 公共施設 再配置計画	
H28～R3達成	110項目			
時期変更	47項目	→	R4～R7に再配置	34項目
			R8以降に再配置	13項目
				47項目
R4以降に再配置	59項目	→	R4～R7に再配置	14項目
			R8以降に再配置	45項目
				59項目
	216項目		新規検討項目	
			R4～R7に再配置	22項目
			R8以降に再配置	105項目
				127項目
			R4～R7に再配置	70項目
			R8以降に再配置	163項目
				233項目

(1) 計画項目数の推移(項目)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
項目数	-	10	32	20	8	163
累計	-	10	42	62	70	233

(2) 延床面積の削減計画、公共施設延床面積の推移

(単位:m²)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
延床面積	-	▲673	▲6,705	▲22,871	▲8,220	▲71,597
累計	-	▲673	▲7,378	▲30,249	▲38,469	▲110,066
延床面積の推移	370,047	369,374	362,669	339,798	331,578	259,981

(3) 将来更新投資額の削減計画

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
将来更新投資額	-	▲186	▲1,852	▲8,989	▲2,051	▲19,123
累計	-	▲186	▲2,038	▲11,027	▲13,078	▲32,201

(4) 維持管理費の削減計画

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
維持管理費	-	▲156	▲16,889	▲72,286	▲75,765	▲97,536
	前年比	▲156	▲16,733	▲55,397	▲3,479	▲21,771
累計	-	▲156	▲17,045	▲89,331	▲165,096	▲262,632

3 施設別の具体的計画

(1) 年度別計画

※ 通番は(2)第2期再配置計画の施設別計画(分類順・全施設)別冊の通番

令和4年度

通番	施設名称	方針又は計画概要	面積増減	維持費削減
49	東公園北広場トイレ	洋式化改修の実施	0㎡	0千円
52	ふれあいジム・かなぎ (管理棟 雲城地区児童クラブ)	雲城小校庭内への児童ク ラブ移転	▲100㎡	0千円
147~	井野分団消防ポンプ車庫	1班及び2班の車庫統合	0㎡	0千円
165	災害公営住宅(岡見)	取得意向調査による入居 者譲渡等	▲65㎡	0千円
174	今市一般住宅	用途廃止し、解体	▲115㎡	0千円
175	重富一般住宅	用途廃止し、解体	▲115㎡	0千円
179	栃木住宅2号棟	公募売却の検討等	▲139㎡	▲78千円
186	栃木住宅5号棟	公募売却の検討等	▲140㎡	▲78千円
222	長沢防災備蓄倉庫	単独建替え	0㎡	0千円
小計			▲673㎡	▲156千円

令和5年度

通番	施設名称	方針又は計画概要	面積増減	維持費削減
51	サン・ビレッジ浜田 (アイススケート場)※	多目的室内広場への用途変更(検討の結果、変更の可能性あり)	▲2,526㎡	0千円
66	美又温泉会館	大規模改修実施のうえ、譲渡を進める	▲335㎡	▲14,257千円
109	原井幼稚園			0千円
110	石見幼稚園	市内4園を長浜幼稚園舎に統合予定	▲919㎡	▲1,000千円
111	長浜幼稚園			0千円
112	美川幼稚園			0千円
113	やまばと学級	老朽化が著しく、現美川幼稚園へ移転予定	▲24㎡	▲130千円
114	今市児童クラブ	県道改良による支障移転対象として代替施設を整備	▲176㎡	0千円
118	三隅デイサービスセンター	公募(プロポーザル方式)による民間譲渡	▲656㎡	0千円
127	浜田消防署桜ヶ丘出張所	防水工事を予定	0㎡	0千円
149	防災行政無線二子山中継局	次期防災情報システム移行にあわせて建替え	0㎡	0千円
176～	地域定住住宅(18棟)	条件が整い次第、入居者譲渡	▲2,053㎡	▲1,346千円
225	七条バス待合所	規模縮小での建替検討	0㎡	0千円
228	旭温泉観音堂	地元自治会への無償譲渡	▲7㎡	0千円
232	古湊漁港備蓄倉庫	廃止(取り壊し)	▲9㎡	0千円
小計			▲6,705㎡	▲16,733千円

※ サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、令和3年度から2か年の利用実績の精査に加え、外部から人を呼び込む施設としての検討も行う。なお、用途変更した場合の面積等が現時点で不明のため、便宜上、施設別方針に基づき全体面積を廃止分と計上している。

令和6年度

通番	施設名称	方針又は計画概要	面積増減	維持費削減
64	リフレパークきんたの里	民間譲渡	▲2,636㎡	▲980千円
73	エクス和紙の館	民間譲渡	▲950㎡	▲699千円
74	縁の里地域振興施設	地元譲渡	▲210㎡	▲368千円
79	天狗石農村交流研修センター	地元貸付(弾力的運用)	▲318㎡	▲357千円
80	天狗石農村交流研修センター入浴施設	地元貸付(弾力的運用)	▲43㎡	0千円
138～	三保分団消防ポンプ車庫	1班～5班の統合	▲7㎡	▲3千円
163	都川団地	用途廃止	▲166㎡	▲210千円
169	雇用促進住宅小福井団地	民間譲渡	▲3,300㎡	▲13,000千円
170	雇用促進住宅内田団地	民間譲渡	▲3,993㎡	▲13,000千円
171	雇用促進住宅国府団地	民間譲渡	▲5,253㎡	▲13,000千円
172	雇用促進住宅金城団地	民間譲渡	▲4,942㎡	▲13,000千円
177～	地域定住住宅(5棟)	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討	▲1,053㎡	▲780千円
小計			▲22,871㎡	▲55,397千円

令和7年度

通番	施設名称	方針又は計画概要	面積増減	維持費削減
62	かなぎウェスタンライディングパーク	民間譲渡	▲4,003㎡	▲1,500千円
63	森の公民館	民間譲渡	▲380㎡	▲314千円
65	美又温泉国民保養センター	民間譲渡	▲3,179㎡	▲927千円
71	かたらいの家	地元譲渡	▲249㎡	▲674千円
76	山ノ内農作業管理休養施設(旭豊1号館及び2号館)	有償貸付に向けて、生産組合と協議	▲409㎡	▲64千円
132～	木田分団消防ポンプ車庫	1班及び3班の統合	0㎡	0千円
小計			▲8,220㎡	▲3,479千円

令和 8 年度以降

通番	施設名称	方針又は計画概要	面積増減	維持費削減
1～	集会施設	施設の耐用年数等を踏まえた検討	▲2,287㎡	▲772千円
9～	文化施設(石央文化ホール)	社会教育施設長寿命化計画に基づく老朽箇所の修繕	▲1,707㎡	0千円
10～	図書館(金城図書館)	複合化に向けた検討	▲79㎡	0千円
11～	博物館	市内資料館の統廃合を検討等	▲1,115㎡	▲10,423千円
18～	まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(R3～R5)結果を踏まえて対応	▲9,549㎡	▲7,466千円
45～	スポーツ施設	スポーツ施設再配置計画に基づき対応	▲6,055㎡	0千円
61～	レクリエーション施設(千畳苑)	民間譲渡	▲3,877㎡	0千円
67～	保養施設(旭温泉あさひ荘)	大規模改修発生時点での建て替え等を検討	0㎡	0千円
68～	産業系施設	施設に応じて、建替え、複合化、譲渡、譲渡を検討	▲4,281㎡	▲1,310千円
82～	学校	浜田市立小中学校再編計画を策定し、複合化等	▲27,110㎡	0千円
101～	その他教育系施設	教職員住宅の廃止検討 給食センター統合への協議	▲1,612㎡	0千円
115～	高齢福祉施設	複合化や民間譲渡の検討	▲932㎡	0千円
119～	庁舎等	庁舎等に応じて、建替え、複合化、廃止を検討	▲5,803㎡	0千円
124～	消防施設	単独建替えを基本に、施設に応じて譲渡、統廃合	▲435㎡	0千円
150～	その他行政系施設	大規模改修発生時点での建て替え等を検討	▲435㎡	▲23千円
152～	公営住宅	住宅マスタープラン、長寿命化計画等に基づき対応	▲853㎡	▲280千円
166～	災害公営住宅	廃止を検討	▲150㎡	0千円
168～	改良住宅(黒川改良住宅)	必要な修繕による長寿命化	0㎡	0千円
173～	地域定住住宅等	入居者譲渡又は民間譲渡等	▲3,253㎡	▲1,404千円
206～	公園	単独建替え、廃止、統廃合等	▲462㎡	▲30千円
216～	供給処理施設(不燃ごみ処理場)	改修または建替えを検討	0㎡	0千円
217～	その他		▲1,602㎡	▲63千円
		小計	▲71,597㎡	▲21,771千円

(2)第 2 期再配置計画の施設別計画(全施設・分類順)

別冊のとおり

浜田市第2期公共施設再配置実施計画

(令和4年度～令和7年度)

【別冊】

浜田市

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
市民文化 系施設	集会施設	1	285	日脚和泉集会所		○ 社会教育施設長寿命化計画の策定結果に基づき、老朽箇所の大規模修繕を行う。	R8以降	単独建替え	153㎡	153㎡	0千円	
市民文化 系施設	集会施設	2	336	みどりかいかん		○ 庁舎も含めた複合化について検討を行う。	R8以降	複合化	1,347㎡	943㎡	不明	
市民文化 系施設	集会施設	3	400	木田生活改善センター(木田まちづくりセンター)	1	○ 耐用年数は経過しているが、今後も使用できる状態であり、建物の状態を踏まえ大規模改修の際に規模縮小での改修を検討する。	R8以降	複合化	362㎡	253㎡		
市民文化 系施設	集会施設	4	413	市木生活改善センター(市木まちづくりセンター)	10	○ 耐用年数は経過しているが、今後も使用できる状態であり、建物の状態を踏まえ大規模改修の際に規模縮小での改修を検討する。	R8以降	複合化	394㎡	276㎡		
市民文化 系施設	集会施設	5	108	多目的研修集会施設(弥栄会館)		○ 庁舎も含めた複合化について検討を行う。	R8以降	複合化	1,484㎡	1,039㎡	不明	
市民文化 系施設	集会施設	6	548	三隅中央会館		○ 当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。	R8以降	複合化	1,503㎡	1,052㎡	不明	
市民文化 系施設	集会施設	7	552	井野地区多目的研修集会施設みのり会館		○ 耐用年数経過後廃止に向け地域側と協議を行う。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	394㎡	0㎡	418千円	
市民文化 系施設	集会施設	8	553	大谷地区活性化施設八幡センター		○ 耐用年数経過後廃止に向け地域側と協議を行う。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	366㎡	0㎡	354千円	
市民文化 系施設	文化施設	9	252	石央文化ホール		○ 今後策定する社会教育施設長寿命化計画に基づき、老朽箇所の大規模改修を行う。	R8以降	複合化	5,690㎡	3,983㎡	不明	
社会教育 系施設	図書館	10	598	金城図書館		○ 複合化に向けて引き続き検討していく。 なお、複合化決定までの間は随時改修を行う。	R8以降	複合化	264㎡	185㎡	不明	
社会教育 系施設	博物館等	11	255	浜田城資料館	12	○ 令和2年10月から浜田城資料館として活用。建物は歴史的建造物であることから改修は必要最小限に留め、保存に努める。	R8以降	廃止(保存終了後)	549㎡	0㎡	不明	指定管理者制度の導入を検討。
社会教育 系施設	博物館等	12	253	浜田郷土資料館	13	○ 浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料館展示室、三隅歴史民俗資料館の統廃合を検討する。	R8以降	統廃合	479㎡	336㎡	9,269千円	年9,269千円(指定管理料)
社会教育 系施設	博物館等	13	376	金城民俗資料館		○ 金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館は2館による統廃合を検討する。	R8以降	統廃合	268㎡	188㎡	939千円	年939千円(歴史民俗資料館含む指定管理料)
社会教育 系施設	博物館等	14	377	金城歴史民俗資料館	14	○ 金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館は2館による統廃合を検討する。	R8以降	統廃合	174㎡	122㎡		年939千円(民俗資料館含む指定管理料)
社会教育 系施設	博物館等	15	418	旭歴史民俗資料館		○ 浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料館展示室、三隅歴史民俗資料館の統廃合を検討する。	R8以降	統廃合	387㎡	271㎡	46千円	光熱水費、消防保守
社会教育 系施設	博物館等	16	514	弥栄郷土資料展示室	16	○ 浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料館展示室、三隅歴史民俗資料館の統廃合を検討する。	R8以降	統廃合	173㎡	121㎡	7千円	消防保守
社会教育 系施設	博物館等	17	524	三隅歴史民俗資料館		○ 浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料館展示室、三隅歴史民俗資料館の統廃合を検討する。	R8以降	統廃合	406㎡	284㎡	162千円	光熱水費、草刈、消防保守
社会教育 系施設	まちづくりセンター	18	238	浜田まちづくりセンター		○ まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	787㎡	551㎡		間借り施設

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	19	231	石見まちづくりセンター		○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	577㎡	404㎡		
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	20	232	石見まちづくりセンター宇 津井分館	19	○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	地元譲渡	230㎡	0㎡	650千円	・分館管理委託 500千円 ・光熱水費等 150千円
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	21	240	石見まちづくりセンター長 見分館	21	○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	地元譲渡	167㎡	0㎡	720千円	・分館管理委託 500千円 ・光熱水費等 220千円
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	22	590	石見まちづくりセンター後 野分館	17	○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	地元譲渡	783㎡	0㎡	971千円	・分館管理委託 500千円 ・光熱水費等 271千円 一部、民間企業に貸付中
社会教育 系施設	まちづくりセン ター		590				R8以降	単独建替え	190㎡	190㎡		屋内体育館は単独建替え。校舎、 特別教室及び倉庫は地元譲渡
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	23	591	石見まちづくりセンター佐 野分館	18	○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	地元譲渡	2,494㎡	0㎡	1,525千円	・分館管理委託 500千円 ・光熱水費等 1,025千円 一部、社会福祉法人に貸付中
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	24	600	石見まちづくりセンター細 谷分館	164	○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	地元譲渡	180㎡	0㎡	1,000千円	・分館管理委託 500千円 ・光熱水費等 500千円
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	25	241	長浜まちづくりセンター		○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	611㎡	428㎡		
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	26	237	大麻まちづくりセンター		○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	149㎡	105㎡		
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	27	233	美川まちづくりセンター		○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	625㎡	437㎡		
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	28	234	美川まちづくりセンター西 分館	23	○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	地元譲渡	490㎡	0㎡	910千円	・分館管理委託 500千円 ・光熱水費等 410千円
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	29	235	美川まちづくりセンター東 分館	22	○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	地元譲渡	188㎡	0㎡	610千円	・分館管理委託 500千円 ・光熱水費等 110千円
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	30	244	国府まちづくりセンター宇 野分館	24	○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	地元譲渡	726㎡	0㎡	1,080千円	・分館管理委託 500千円 ・光熱水費等 580千円
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	31	618	国府まちづくりセンター有 福分館	195	○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	513㎡	359㎡		
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	32	372	久佐まちづくりセンター(く ざ会館)		○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	791㎡	553㎡		
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	33	572	今福まちづくりセンター		○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	23㎡	16㎡		間借り施設
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	34	571	雲城まちづくりセンター		○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	72㎡	51㎡		間借り施設
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	35	373	小国まちづくりセンター		○まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	995㎡	696㎡		

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	36	581	今市まちづくりセンター		○ まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	0㎡	0㎡		間借り施設
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	37	582	木田まちづくりセンター		○ まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	0㎡	0㎡		間借り施設
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	38	139	和田まちづくりセンター	26	○ まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	3,047㎡	2,133㎡		
社会教育 系施設	まちづくりセン ター		139				R8以降	廃止	30㎡	0㎡		校舎、屋内運動場は複合化。プー ル専用附属屋は廃止。 間借り施設
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	39	584	市木まちづくりセンター		○ まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	0㎡	0㎡		
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	40	567	安城まちづくりセンター		○ まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	50㎡	35㎡		間借り施設
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	41	517	三保まちづくりセンター	29	○ まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	1,911㎡	1,337㎡		
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	42	516	三隅まちづくりセンター	28	○ まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	1,535㎡	1,075㎡		
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	43	520	黒沢まちづくりセンター	31	○ まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	1,110㎡	777㎡		
社会教育 系施設	まちづくりセン ター	44	521	井野まちづくりセンター	30	○ まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。	R8以降	複合化	1,414㎡	990㎡		
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	45	254	サンマリン浜田		○ 当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。	R8以降	統廃合	1,359㎡	952㎡		不明
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	46	246	浜田市陸上競技場		○ 拠点施設として引き続き活用する。	R8以降	統廃合	957㎡	670㎡		不明
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	47	247	浜田市庭球場		○ 新たなテニスコートを整備するまでの当面の間、現状活用する。	R8以降	統廃合	34㎡	24㎡		不明
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	48	248	浜田市野球場		○ 拠点施設として引き続き活用する。	R8以降	統廃合	1,839㎡	1,287㎡		不明
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	49	250	東公園北広場トイレ		○ 洋式化改修を行い、引き続き活用する。	R4	単独建替え	38㎡	38㎡		不明
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	50	278	ラ・ペアーレ浜田		○ 当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。	R8以降	統廃合	1,831㎡	1,282㎡		不明
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	51	249	サン・ビレッジ浜田	211	○ 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画では、令和5年度を目途に多目的室内広場へ用途変更を行う。ただし、令和3年度及び令和4年度の2か年の利用実績において、急激に利用者数が増え、令和5年度以降においても増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、見直しの検討を行う。また、外部から人を呼び込む施設としての検討も別途行う。	R8以降	単独建替え	150㎡	150㎡		不明
スポ・レク 系施設	スポーツ施設		249				R5	廃止	2,526㎡	0㎡		アイススケート場は廃止(用途変 更)。スポーツ広場休憩所は建替 え。

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	52	209	ふれあいジム・かなぎ		○ 拠点施設として引き続き活用する。	R8以降	統廃合	6,023㎡	4,216㎡	不明	
スポ・レク 系施設	スポーツ施設		209			○ 管理棟で運営する「雲城地区児童クラブ」を、雲城小校 庭内へ移転する。	R4	統廃合	333㎡	233㎡	不明	
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	53	211	旭公園野球場		○ 当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定 を行う。	R8以降	統廃合	223㎡	156㎡	不明	
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	54	212	旭公園テニスコート	212	○ 令和12年度を目途に用途変更を行う。	R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	18㎡	0㎡	不明	
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	55	213	旭公園プール		○ 拠点施設として引き続き活用する。	R8以降	単独建替え	548㎡	548㎡	不明	
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	56	215	旭公園市民体育館		○ 当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定 を行う。	R8以降	統廃合	2,964㎡	2,075㎡	不明	
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	57	494	弥栄運動広場施設		○ 当面の間、現状活用する。	R8以降	統廃合	105㎡	73㎡	不明	
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	58	542	岡見スポーツセンター	213	○ 耐用年数経過後、体育館は廃止とし、現状の集会所の 部分については活用を図る。	R8以降	統廃合	419㎡	293㎡	不明	
スポ・レク 系施設	スポーツ施設		542				R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	510㎡	0㎡		体育館は廃止。集会所は統廃合。
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	59	220	三隅中央公園		○ 当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定 を行う。	R8以降	統廃合	1,179㎡	825㎡	不明	
スポ・レク 系施設	スポーツ施設	60	523	三隅B&G海洋センター		○ 拠点施設として引き続き活用する。	R8以降	統廃合	1,492㎡	1,044㎡	不明	
スポ・レク 系施設	スポーツ施設		523				R8以降	単独建替え	200㎡	200㎡		艇庫は単独建替え。体育館・事務 室は統廃合。
スポ・レク 系施設	レクリエーショ ン施設・観光 施設	61	295	国民宿舍千畳苑	165	○ 令和5年度から令和7年度までの指定管理期間中に民間 譲渡を進める。	R8以降	民間譲渡	3,877㎡	0㎡	不明	千畳苑の運営に要する修繕料
スポ・レク 系施設	レクリエーショ ン施設・観光 施設	62	358	かなぎウエスタンライディ ングパーク	33	○ 指定管理期間中(令和3～令和7年度)に譲渡協議を進 める。	R7	民間譲渡	4,003㎡	0㎡	1,500千円	修繕料1,500千円
スポ・レク 系施設	レクリエーショ ン施設・観光 施設	63	360	森の公民館	34	○ 次期指定管理期間中(令和4～令和8年度)に譲渡協議 を進める。	R7	民間譲渡	380㎡	0㎡	314千円	施設管理者負担分 消耗品費(外壁保護剤)195千円 修繕料119千円
スポ・レク 系施設	レクリエーショ ン施設・観光 施設	64	361	リフレパークきんたの里	35	○ 次期指定管理期間中(令和4～令和8年度)に譲渡協議 を進める。	R6	民間譲渡	2,636㎡	0㎡	980千円	修繕料980千円
スポ・レク 系施設	保養施設	65	355	美又温泉国民保養センター	36	○ 民間譲渡に向けた協議を進める。	R7	民間譲渡	3,179㎡	0㎡	927千円	修繕料927千円
スポ・レク 系施設	保養施設	66	356	美又温泉会館	37	○ 大規模改修を実施したうえで、令和5年度までに元所有 者に譲渡(返還)を進める。	R5	民間譲渡	335㎡	0㎡	14,257千円	消耗品費730千円、修繕料50千 円、燃料費2103千円、光熱水費1 734千円、情報通信費106千円、 手数料73千円、委託料7862千 円、借上料680千円、テレビ等視 聴料51千円、温泉使用料868千 円

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
スポ・レク 系施設	保養施設	67	588	旭温泉あさひ荘	38	○ 耐用年数到来まで指定管理制度による管理運営を行う。 湯揚ポンプ室については、建替え実施時期を令和5年度としているが、現状のまま利用可能なため大規模修繕が発生した時点で建替えとする。 休憩棟についても、令和5年度に外構補修工事を実施することとしているが、現状で補修は不要なため、大規模修繕が発生した時点で建替えとする。	R8以降	単独建替え	437㎡	437㎡	不明	
産業系施設	産業系施設	68	619	山陰浜田港公設市場		○ 将来的には民間事業者等への譲渡を検討しているが、施設稼働後、間もないため時期については未定。 ただし、仲買機能については支援の必要があるため、単独建替えを想定。	R8以降	民間譲渡	1,218㎡	0㎡	-	指定管理料はないため、削減額無し。
産業系施設	産業系施設		619				R8以降	単独建替え	1,249㎡	1,249㎡		商業棟、エレベータ棟、渡り廊下は民間譲渡。その他仲買棟等は単独建替え。 消防設備点検委託料66千円
産業系施設	産業系施設	69	371	くご会館(体育館)	42	○ 地域活動等に伴う倉庫としての利用実態を踏まえて、地元からの要望があれば譲渡の方向で協議を進める。要望がない場合は、耐用年数経過後、解体し廃止する。	R8以降	地元譲渡	630㎡	0㎡	66千円	
産業系施設	産業系施設	70	363	ふれあい会館		○ 今福まちづくりセンターの大規模改修(建替え)と併せて、ふれあい会館の一部の機能を残したうえで、施設の廃止を行う。	R8以降	複合化	1,297㎡	908㎡	276千円	消耗品費30千円、修繕料175千円、光熱水費33千円、ボイラー保守委託料38千円
産業系施設	産業系施設	71	365	かたらいの家	44	○ 地元自治会に対して、令和7年度までに譲渡もしくは普通財産無償貸付の方針で協議を進める。	R7	地元譲渡	249㎡	0㎡	674千円	修繕料175千円、光熱水費239千円、浄化槽法定検査手数料6千円、委託料203千円、テレビ等視聴料51千円
産業系施設	産業系施設	72	367	地域材利用促進交流館	45	○ 次期指定管理期間中(令和4～令和8年度)に譲渡協議を進める。	R8以降	地元譲渡	229㎡	0㎡	0千円	
産業系施設	産業系施設	73	366	エクス和紙の館	46	○ 次期指定管理期間中(令和4～令和6年度)に譲渡協議を進める。	R6	民間譲渡	950㎡	0㎡	699千円	指定管理料699千円
産業系施設	産業系施設	74	369	縁の里地域振興施設	47	○ 次期指定管理期間中(令和4～令和6年度)に地元譲渡協議を進める。	R6	地元譲渡	210㎡	0㎡	368千円	指定管理料368千円
産業系施設	産業系施設	75	426	地域交流プラザ「まんてん」		○ 複合化に向け、指定管理者やJA等関係機関と協議を行う。	R8以降	複合化	411㎡	288㎡	0千円	
産業系施設	産業系施設	76	423	山ノ内農作業管理休養施設 旭豊1号館	48	○ 次期行財政改革実施計画期間中に、有償貸付に向けて生産組合と協議を行う。	R7	有償貸付	241㎡	0㎡	0千円	
産業系施設	産業系施設	77	424	山ノ内農作業管理休養施設 旭豊2号館	49	○ 次期行財政改革実施計画期間中に、有償貸付に向けて生産組合と協議を行う。	R7	有償貸付	168㎡	0㎡	64千円	
産業系施設	産業系施設	78	595	木田暮らしの学校	166	○ 耐用年数到来まで指定管理制度による管理運営を行う。 体育館については、大規模修繕が発生するまでは現状のまま利用する。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	1,692㎡	0㎡	968千円	指定管理料
産業系施設	産業系施設	79	389	天狗石農村交流研修センター	170	○ 令和3年度から令和5年度までの指定管理期間中に、現指定管理者への無償貸付(弾力的運用)に向けて協議を行う。	R6	地元貸付	318㎡	0㎡	357千円	指定管理料
産業系施設	産業系施設	80	395	天狗石農村交流研修センター入浴施設	171	○ 令和3年度から令和5年度までの指定管理期間中に、現指定管理者への無償貸付(弾力的運用)に向けて協議を行う。	R6	地元貸付	43㎡	0㎡	0千円	
産業系施設	産業系施設	81	550	岡見漁業振興会館		○ 耐用年数到来まで指定管理制度による管理運営を行う。	R8以降	単独建替え	868㎡	868㎡	0千円	

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
学校教育 系施設	学校	82	113	第二中学校		○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化	6,813㎡	4,769㎡	不明	
学校教育 系施設	学校	83	118	松原小学校		○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	54㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	学校		118				R8以降	複合化	6,459㎡	4,521㎡		プール附属室は廃止。その他教室等は複合化。
学校教育 系施設	学校	84	123	雲雀丘小学校	51	○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化	2,316㎡	1,621㎡	不明	
学校教育 系施設	学校	85	112	第一中学校	58	○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化	8,626㎡	6,038㎡	不明	
学校教育 系施設	学校		112				R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	639㎡	0㎡		屋内運動室は廃止。その他教室等は複合化。
学校教育 系施設	学校	86	119	石見小学校	52	○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化	6,064㎡	4,245㎡	不明	
学校教育 系施設	学校	87	130	三階小学校		○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化	4,352㎡	3,046㎡	不明	
学校教育 系施設	学校	88	120	長浜小学校		○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	13㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	学校		120				R8以降	複合化	6,130㎡	4,291㎡		プール附属室は廃止。その他教室等は複合化。
学校教育 系施設	学校	89	114	第三中学校		○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化	7,201㎡	5,041㎡	不明	
学校教育 系施設	学校	90	121	周布小学校		○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化	4,829㎡	3,380㎡	不明	
学校教育 系施設	学校	91	115	第四中学校	59	○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化	2,634㎡	1,844㎡	不明	

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
学校教育 系施設	学校	92	122	美川小学校	53	○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	64㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	学校		122				R8以降	複合化	2,137㎡	1,496㎡		プール附属室は廃止。その他教室等は複合化。
学校教育 系施設	学校	93	593	国府小学校		○プール附属室の廃止(撤去)を行う。	R8以降	複合化	6,331㎡	4,432㎡	0千円	
学校教育 系施設	学校		593				R8以降	廃止(耐用年数経過後)	67㎡	0㎡		プール附属室は廃止。その他教室等は複合化。
学校教育 系施設	学校	94	132	今福小学校		○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	27㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	学校		132				R8以降	複合化	2,201㎡	1,541㎡		プール附属室は廃止。その他教室等は複合化。
学校教育 系施設	学校	95	131	金城中学校	60	○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	198㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	学校		131				R8以降	複合化	4,104㎡	2,873㎡		プール附属室は廃止。その他教室等は複合化。
学校教育 系施設	学校	96	133	雲城小学校	54	○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	14㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	学校		133				R8以降	複合化	2,928㎡	2,050㎡		プール附属室は廃止。その他教室等は複合化。
学校教育 系施設	学校	97	134	波佐小学校	55	○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	複合化	2,274㎡	1,592㎡	不明	
学校教育 系施設	学校		134				R8以降	廃止(耐用年数経過後)	32㎡	0㎡		プール附属室は廃止。その他教室等は複合化。
学校教育 系施設	学校	98	142	旭中学校	61	○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化	3,921㎡	2,745㎡	不明	
学校教育 系施設	学校	99	145	弥栄小学校	57	○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合一再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	115㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	学校		145				R8以降	複合化	3,597㎡	2,518㎡		プール附属室は廃止。その他教室等は複合化。

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
学校教育 系施設	学校	100	149	岡見小学校		○平成30年度に学校統合計画審議会の答申を受け、現在、浜田市立小中学校統合再編計画を作成中。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化	3,373㎡	2,361㎡	不明	
学校教育 系施設	その他教育系 施設	101	380	今福教職員住宅		○耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	400㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	その他教育系 施設	102	379	雲城教職員住宅		○耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	506㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	その他教育系 施設	103	430	丸原教職員住宅		○耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	115㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	その他教育系 施設	104	435	旭学校給食センター		○統廃合に向けて引き続き検討していく。	R8以降	統廃合	539㎡	378㎡	不明	
学校教育 系施設	その他教育系 施設	105	431	重富教職員住宅		○耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	101㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	その他教育系 施設	106	441	城北第一教職員住宅		○耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	60㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	その他教育系 施設	107	442	城北第二教職員住宅		○耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	60㎡	0㎡	不明	
学校教育 系施設	その他教育系 施設	108	526	向野田教員住宅	62	○耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年 数経過後)	208㎡	0㎡	不明	
子育て支 援施設	幼稚園・保育 園・こども園	109	152	原井幼稚園	63	○市内4園を長浜幼稚園舎に統合予定。	R5	統廃合	808㎡	566㎡	0千円	
子育て支 援施設	幼稚園・保育 園・こども園	110	151	石見幼稚園	64	○市内4園を長浜幼稚園舎に統合予定。	R5	統廃合	915㎡	641㎡	1,000千円	修繕費、光熱水費、保守点検など
子育て支 援施設	幼稚園・保育 園・こども園	111	153	長浜幼稚園	64	○市内4園を長浜幼稚園舎に統合予定。	R5	統廃合	892㎡	624㎡		
子育て支 援施設	幼稚園・保育 園・こども園	112	154	美川幼稚園		○幼稚園統合後山ぼと学級放課後児童クラブとして使用予定。	R5	統廃合	447㎡	313㎡	不明	
子育て支 援施設	幼児・児童施 設	113	280	やまばと学級		○老朽化が著しいため、現美川幼稚園へ移転予定。	R5	複合化	79㎡	56㎡	130千円	電気代、ガス代、上下水道代
子育て支 援施設	幼児・児童施 設	114	402	今市児童クラブ		○県道改良事業による支障移転対象となり、令和5年度に代替施設整備を実施する。	R5	複合化	585㎡	410㎡		
保健・福祉 施設	高齢福祉施設	115	338	老人福祉センター(金城)		○庁舎の整備方針が決まれば庁舎の一部として活用する。	R8以降	複合化	268㎡	187㎡	不明	
保健・福祉 施設	高齢福祉施設	116	339	高齢者生活福祉センター (さんあいホーム)		○周辺施設の統廃合を含め検討を行う。	R8以降	複合化	2,297㎡	1,608㎡	不明	

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考	
保健・福祉 施設	高齢福祉施設	117	415	あさひやすらぎの家	67	○ 指定管理者である旭福祉会の経営が厳しい状況になっており、また、令和4年度から施設設備の更新の計画もあり、令和5年度からの譲渡が困難であるため、再度指定管理を継続してほしいと回答を受けた。 次期指定期間の最終年度(令和7年度)までの譲渡に向けて協議を継続する。	R8以降	民間譲渡	162㎡	0㎡			
保健・福祉 施設	高齢福祉施設	118	533	三隅デイサービスセンター	71	○ 令和2年度から令和4年度までの指定管理。指定管理終了後は公募によるプロポーザル方式で民間譲渡を目指す。公有財産利活用推進委員会において、建物は無償譲渡、土地は有償譲渡または有償貸付の方針で決定。	R5	民間譲渡	656㎡	0㎡			
行政系施設	庁舎等	119	5	市役所第2東分庁舎	172	○ 耐用年数経過を待たずに廃止とする方針であるが、時期については、本庁舎等の空き室状況を勘案しながら判断する。	R8以降	廃止	335㎡	0㎡			
行政系施設	庁舎等	120	607	市役所北分庁舎(元浜田警察署)	173	○ 使用開始10年を経過するまでは庁舎として利用し、その間に敷地の新たな利活用方法を検討する。	R8以降	廃止	3,352㎡	0㎡			
行政系施設	庁舎等		607				R8以降	単独建替え	86㎡	86㎡		車庫の一部は単独建替え。その他は廃止。	
行政系施設	庁舎等	121	6	金城支所庁舎	75	○ 庁舎の整備方針が決まればS35築の庁舎は早期に解体。その他は複合化を検討する。	R8以降	複合化	2,236㎡	1,565㎡		不明	
行政系施設	庁舎等	122	8	弥栄支所庁舎		○ 庁舎も含めた複合化について検討する。	R8以降	統廃合	281㎡	197㎡		不明	
行政系施設	庁舎等		8				R8以降	複合化	1,639㎡	1,147㎡		公用車車庫は統廃合、その他は複合化。	
行政系施設	庁舎等	123	9	三隅支所庁舎		○ 建替えの方針。耐用年数が到来する本庁舎及び消防会館は解体し、新庁舎を建築する。新庁舎の延床面積、部屋数等については検討中。	R8以降	複合化	2,894㎡	2,026㎡		不明	
行政系施設	消防施設	124	10	消防本部・浜田消防署		○ ・本部庁舎は平成27年度から数年度に分けて改修実施済。 ・訓練塔は 1.事務室等が無い訓練施設であること 2.耐震基準も合格していること 3.令和16年度に本部庁舎の移転新築を計画していること 以上から改修は行わない。	R8以降	単独建替え	1,670㎡	1,670㎡			
行政系施設	消防施設	125	30	消防団資機材倉庫		○ 地元の反対が強く、解体できない状態のため、当面の間は状態を維持していく予定。	R8以降	単独建替え	13㎡	13㎡		0千円	地元と要協議(重要)
行政系施設	消防施設	126	45	久光水防倉庫		○ 周布分団の統合計画に合わせ検討するため、当面の間は状態を維持していく予定。	R8以降	単独建替え	10㎡	10㎡		0千円	
行政系施設	消防施設	127	11	浜田消防署桜ヶ丘出張所		○ 令和5年度に改修予定。(防水工事)	R5	単独建替え	174㎡	174㎡			
行政系施設	消防施設	128	42	国分分団1.2班消防ポンプ車庫		○ 国分、久代、下府分団を統合する方向で検討中。 ※地元の反対があり慎重に進める必要があるため、時期等は不明	R8以降	単独建替え	33㎡	33㎡		0千円	
行政系施設	消防施設	129	613	上府コミュニティ防災センター	186	○ 維持管理・運営等については地元で行う。また、一定期間は市が所有し、将来地元へ譲渡する予定(建物のみ)。	R8以降	地元譲渡	241㎡	0㎡		不明	

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
行政系施設	消防施設	130	53	波佐分団第1班消防ポンプ車庫		○ 令和10年度に波佐分団1.3班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R8以降	単独建替え	46㎡	46㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または単独建替えとなる可能性あり。
行政系施設	消防施設	131	55	波佐分団第3班消防ポンプ車庫		○ 令和10年度に波佐分団1.3班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R8以降	単独建替え	46㎡	46㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または単独建替えとなる可能性あり。
行政系施設	消防施設	132	63	木田分団1班消防ポンプ車庫		○ 令和7年度に木田分団1.3班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R7	単独建替え	15㎡	15㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または単独建替えとなる可能性あり。
行政系施設	消防施設	133	67	木田分団3班消防ポンプ車庫		○ 令和7年度に木田分団1.3班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R7	単独建替え	15㎡	15㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または単独建替えとなる可能性あり。
行政系施設	消防施設	134	75	安城分団第3班消防ポンプ車庫		○ 安城分団全体として検討するため、現時点具体的な計画なし。 ※分団と検討し、施設のあり方検討会で協議する。	R8以降	単独建替え	23㎡	23㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要)
行政系施設	消防施設	135	93	岡見分団須津班消防ポンプ車庫		○ 令和11年度に岡見分団須津、中山、郷班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R8以降	単独建替え	34㎡	34㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または単独建替えとなる可能性あり。
行政系施設	消防施設	136	94	岡見分団中山班消防ポンプ車庫		○ 令和11年度に岡見分団須津、中山、郷班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R8以降	単独建替え	30㎡	30㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または単独建替えとなる可能性あり。
行政系施設	消防施設	137	95	岡見分団岡見郷班消防ポンプ車庫		○ 令和11年度に岡見分団須津、中山、郷班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R8以降	単独建替え	24㎡	24㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または単独建替えとなる可能性あり。
行政系施設	消防施設	138	86	三保分団2班消防ポンプ車庫	196	○ 令和6年度に三保分団1班から5班を統合予定。 ※6班消防ポンプ車庫は、そのまま使用する方針(三保分団:6車庫⇒2車庫)	R6	統廃合	12㎡	8㎡	3千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または計画変更となる可能性あり。 光熱水費(電気料)
行政系施設	消防施設	139	87	三保分団1班消防ポンプ車庫	197	○ 令和6年度に三保分団1班から5班を統合予定。 ※6班消防ポンプ車庫は、そのまま使用する方針(三保分団:6車庫⇒2車庫)	R6	統廃合	9㎡	6㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または計画変更となる可能性あり。
行政系施設	消防施設	140	88	三保分団4班消防ポンプ車庫		○ 令和6年度に三保分団1班から5班を統合予定。 ※6班消防ポンプ車庫は、そのまま使用する方針(三保分団:6車庫⇒2車庫)	R6	単独建替え	35㎡	35㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または計画変更となる可能性あり。
行政系施設	消防施設	141	90	三保分団3班消防ポンプ車庫		○ 令和6年度に三保分団1班から5班を統合予定。 ※6班消防ポンプ車庫は、そのまま使用する方針(三保分団:6車庫⇒2車庫)	R6	単独建替え	11㎡	11㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または計画変更となる可能性あり。

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
行政系施設	消防施設	142	91	三保分団5班消防ポンプ車庫		○ 令和6年度に三保分団1班から5班を統合予定。 ※6班消防ポンプ車庫は、そのまま使用する方針(三保分団:6車庫⇒2車庫)	R6	単独建替え	30㎡	30㎡	0千円	分団及び地元と要協議(重要) あくまで計画段階のため、地元との協議結果では、延期または計画変更となる可能性あり。
行政系施設	消防施設	143	15	西部消防署		○ 庁舎周囲の地盤沈下により、配管等の破損が頻繁に発生し修繕をしている状況。よって早期移転を検討しているため改修は行わない。	R8以降	単独建替え	199㎡	199㎡		
行政系施設	消防施設	144	102	岡崎コミュニティ消防センター	78	○ 地元自治会と譲渡に向けた協議を進めるが、倉庫部分を増築し、消防団車庫とする計画もある。その後、方針を決定させる。	R8以降	地元譲渡	110㎡	0㎡		
行政系施設	消防施設	145	103	鹿子谷コミュニティ消防センター	79	○ 地元自治会と譲渡に向けた協議を進める。 なお、協議が整わない場合、普通財産無償貸付の弾力的運用を検討する。	R8以降	地元譲渡	83㎡	0㎡		
行政系施設	消防施設	146	96	黒沢分団下古和班消防ポンプ車庫		○ 単独建替え予定(令和8年度予定)	R8以降	単独建替え	36㎡	36㎡	0千円	※あり方検討会において、建設地、時期等について協議していく予定。
行政系施設	消防施設	147	97	井野分団2班消防ポンプ車庫		○ 令和4年度に井野分団1、2班を統合予定。	R4	単独建替え	40㎡	40㎡	0千円	
行政系施設	消防施設	148	98	井野分団1班消防ポンプ車庫		○ 令和4年度に井野分団1、2班を統合予定。	R4	単独建替え	12㎡	12㎡	0千円	
行政系施設	その他行政系施設等	149	573	防災行政無線二子山中継局		○ 次期防災情報システムに移行する際に建替えを行う。	R5	単独建替え	5㎡	5㎡	0千円	
行政系施設	その他行政系施設等	150	106	公用車両(除雪車等)車庫(旭)	81	○ 対応年数は経過しているが、引き続き使用できる状態であり、大規模修繕が必要となる時期に建替えとする。	R8以降	単独建替え	244㎡	244㎡	0千円	
行政系施設	その他行政系施設等	151	111	向野田車庫		○ 公用車の車庫や倉庫として必要な施設であり、使用できる限り現状のまま使用する。老朽化により使用できなくなった場合は、敷地の半分が借地であるので、借地を返還し小規模の施設として建替えることも検討したい。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	435㎡	0㎡	23千円	電気代・水道料
公営住宅	公営住宅	152	158	緑ヶ丘住宅		○ 必要な修繕を行い長寿命化を図る。	R8以降	単独建替え	8,521㎡	8,521㎡	-	
公営住宅	公営住宅	153	160	小福井住宅	198	○ 令和4年度中に建替等計画を策定する。	R8以降	統廃合	1,600㎡	1,120㎡	-	
公営住宅	公営住宅	154	164	石原住宅		○ 必要な修繕を行い長寿命化を図る。	R8以降	単独建替え	1,949㎡	1,949㎡	-	
公営住宅	公営住宅	155	156	日脚住宅		○ 必要な修繕を行い長寿命化を図る。	R8以降	単独建替え	1,855㎡	1,855㎡	-	
公営住宅	公営住宅	156	168	日脚大久保住宅		○ 必要な修繕を行い長寿命化を図る。	R8以降	単独建替え	4,125㎡	4,125㎡	-	
公営住宅	公営住宅	157	161	内田住宅	199	○ 令和4年度中に建替等計画を策定する。	R8以降	統廃合	317㎡	222㎡	-	
公営住宅	公営住宅	158	162	下府住宅	200	○ 令和4年度中に建替等計画を策定する。	R8以降	単独建替え	3,068㎡	3,068㎡	-	
公営住宅	公営住宅	159	165	上府住宅		○ 必要な修繕を行い長寿命化を図る。	R8以降	単独建替え	2,318㎡	2,318㎡	-	
公営住宅	公営住宅	160	167	国分住宅		○ 必要な修繕を行い長寿命化を図る。	R8以降	単独建替え	426㎡	426㎡	-	
公営住宅	公営住宅	161	177	波佐住宅		○ 必要な修繕を行い長寿命化を図る。	R8以降	単独建替え	896㎡	896㎡	-	

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
公営住宅	公営住宅	162	186	旭ヶ丘団地		○ 必要な修繕を行い長寿命化を図る。	R8以降	単独建替え	1,207㎡	1,207㎡	-	
公営住宅	公営住宅	163	187	都川団地	82	○ 耐用年数到来後、用途廃止。	R6	廃止	166㎡	0㎡	210千円	管理代行料 70千円/戸×3戸
公営住宅	公営住宅	164	193	市場住宅	201	○ 令和4年度中に廃止時期を検討する。	R8以降	廃止	278㎡	0㎡	280千円	管理代行料 70千円/戸×4戸
公営住宅	災害公営住宅	165	198	災害公営住宅(岡見)	92	○ 令和3年度中に意向確認を行い、取得意向があれば令和4年度中の払下を予定。 取得意向がない場合は廃止・解体を検討する。	R4	入居者等譲渡	65㎡	0㎡	-	
公営住宅	災害公営住宅	166	200	災害公営住宅(渡辺)	203	○ 令和4年度中に廃止時期を検討する。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	75㎡	0㎡	-	
公営住宅	災害公営住宅	167	194	災害公営住宅(川本)	202	○ 令和4年度中に廃止時期を検討する。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	75㎡	0㎡	-	
公営住宅	改良住宅	168	155	黒川改良住宅	93	○ 必要な修繕を行い長寿命化を図る。	R8以降	単独建替え	5,221㎡	5,221㎡	-	
公営住宅	雇用促進住宅	169	173	雇用促進住宅小福井団地	94	○ 令和5年度末用途廃止、民間譲渡を行う。	R6	民間譲渡	3,300.2㎡	0㎡	13,000千円	管理委託料、修繕費他
公営住宅	雇用促進住宅	170	175	雇用促進住宅内田団地	96	○ 令和5年度末用途廃止、民間譲渡を行う。	R6	民間譲渡	3,993.4㎡	0㎡	13,000千円	管理委託料、修繕費他
公営住宅	雇用促進住宅	171	174	雇用促進住宅国府団地	95	○ 令和5年度末用途廃止、民間譲渡を行う。	R6	民間譲渡	5,253.1㎡	0㎡	13,000千円	管理委託料、修繕費他
公営住宅	雇用促進住宅	172	176	雇用促進住宅金城団地	97	○ 令和5年度末用途廃止、民間譲渡を行う。	R6	民間譲渡	4,942.2㎡	0㎡	13,000千円	管理委託料、修繕費他
公営住宅	地域定住住宅	173	180	七条一般住宅	99	○ 令和4年度中に廃止時期を検討する。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	69㎡	0㎡	-	
公営住宅	地域定住住宅	174	428	今市一般住宅		○ 令和3年度末に用途廃止、令和4年度解体。	R4	廃止(耐用年数経過後)	115㎡	0㎡	-	
公営住宅	地域定住住宅	175	432	重富一般住宅		○ 令和3年度末に用途廃止、令和4年度解体。	R4	廃止(耐用年数経過後)	115㎡	0㎡	-	
公営住宅	地域定住住宅	176	425	市木一般住宅		○ 令和4年度末用途廃止、令和5年度解体。	R5	廃止(耐用年数経過後)	60㎡	0㎡	20千円	借地料
公営住宅	地域定住住宅	177	445	長安住宅2号棟	132	○ 雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R6	入居者等譲渡	209.8㎡	0㎡	156千円	指定管理料 78千円/戸×2戸
公営住宅	地域定住住宅	178	451	栃木住宅1号棟	135	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	114㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	179	452	栃木住宅2号棟	136	○ 現在入居者なし。令和3年度中に物件の状況を調査し、令和4年度中の用途廃止、公募売却を検討する。	R4	入居者等譲渡	139㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	180	453	寺組住宅1号棟	142	○ 雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R6	入居者等譲渡	215.6㎡	0㎡	156千円	指定管理料 78千円/戸×2戸
公営住宅	地域定住住宅	181	454	寺組住宅2号棟	143	○ 雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R6	入居者等譲渡	207.2㎡	0㎡	156千円	指定管理料 78千円/戸×2戸
公営住宅	地域定住住宅	182	456	寺組住宅3号棟	144	○ 雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R6	入居者等譲渡	204.7㎡	0㎡	156千円	指定管理料 78千円/戸×2戸

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
公営住宅	地域定住住宅	183	457	長安住宅3号棟	133	○ 雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R6	入居者等譲渡	216.0㎡	0㎡	156千円	指定管理料 78千円/戸×2戸
公営住宅	地域定住住宅	184	459	栃木住宅3号棟	137	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	121㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	185	460	栃木住宅4号棟	138	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	114㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	186	461	栃木住宅5号棟	139	○ 現在入居者なし。令和3年度中に物件の状況を調査し、令和4年度中の用途廃止、公募売却を検討する。	R4	入居者等譲渡	140㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	187	462	長安住宅4号棟	134	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	126㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	188	463	栃木住宅6号棟	140	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	126㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	189	464	栃木住宅7号棟	141	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	140㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	190	471	寺組住宅4号棟	145	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	130㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	191	475	長安住宅1号棟	131	○ 雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R8以降	入居者等譲渡	632㎡	0㎡	390千円	指定管理料 78千円/戸×5戸
公営住宅	地域定住住宅	192	597	大坪住宅	168	○ 雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R8以降	入居者等譲渡	239㎡	0㎡	156千円	指定管理料 78千円/戸×2戸
公営住宅	地域定住住宅	193	446	錦ヶ岡住宅1号棟	125	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	112㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	194	447	錦ヶ岡住宅2号棟	126	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	109㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	195	448	錦ヶ岡住宅3号棟	127	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	107㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	196	449	錦ヶ岡住宅4号棟	128	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	106㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	197	450	錦ヶ岡住宅5号棟	129	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	102㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	198	458	塚ノ元住宅2号棟	119	○ 雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R8以降	入居者等譲渡	223㎡	0㎡	312千円	指定管理料 78千円/戸×4戸
公営住宅	地域定住住宅	199	465	塚ノ元住宅3号棟	120	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	91㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	200	467	下谷住宅1号棟	146	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	105㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
公営住宅	地域定住住宅	201	468	下谷住宅2号棟	147	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	106㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	202	470	城北住宅1号棟	122	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	114㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	203	474	錦ヶ岡住宅6号棟	130	○ 令和3年度に入居者意向調査及び個別相談を実施。条件が整い次第入居者へ売却を行う。	R5	入居者等譲渡	172㎡	0㎡	78千円	指定管理料 78千円/戸×1戸
公営住宅	地域定住住宅	204	541	若者定住住宅	101	○ 雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R8以降	民間譲渡	565㎡	0㎡	546千円	指定管理料 78千円/戸×7戸
公営住宅	集団移転住宅	205	540	海石住宅	204	○ 令和4年度中に廃止時期を決定する。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	1,526㎡	0㎡	-	
公園	公園	206	207	ゆうひ公園		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え	40㎡	40㎡	0千円	
公園	公園	207	201	長沢公園		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え	10㎡	10㎡	0千円	
公園	公園	208	202	相生公園		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え	38㎡	38㎡	0千円	
公園	公園	209	203	平和公園		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え	35㎡	35㎡	0千円	
公園	公園	210	204	昭三公園		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え	17㎡	17㎡	0千円	
公園	公園	211	206	道分山公園		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え	28㎡	28㎡	0千円	
公園	公園	212	208	海のみえる文化公園		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え	59㎡	59㎡	0千円	
公園	公園		208				R8以降	廃止(耐用年数経過後)	349㎡	0㎡		公衆便所は単独建替え。管理事務所及び野外ステージは廃止。 光熱水費、浄化槽管理、清掃
公園	公園	213	205	宝幢寺山公園		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	12㎡	0㎡	19千円	
公園	公園	214	222	田の浦公園		○ 当面の間、現状活用する。	R8以降	統廃合	296㎡	207㎡		
公園	公園	215	592	杉の森運動公園		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	12㎡	0㎡	11千円	光熱水費、浄化槽管理、清掃
供給処理施設	供給処理施設	216	289	不燃ごみ処理場		○ 耐用年数到来時期に改修、または単独建替えを検討する。	R8以降	単独建替え	2,274㎡	2,274㎡		
その他	その他	217	259	栄町バス待合所		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え	33㎡	33㎡	0千円	
その他	その他	218	286	栄町公衆便所		○ 耐用年数到来時期に改修、または単独建替えを検討する。	R8以降	単独建替え	22㎡	22㎡		
その他	その他	219	287	浜田市火葬場		○ 火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。	R8以降	統廃合	629㎡	440㎡		
その他	その他	220	294	桧ヶ浦公衆便所		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え	21㎡	21㎡	0千円	
その他	その他	221	258	竹迫便所		○ 機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え	6㎡	6㎡	0千円	
その他	その他	222	302	長沢防災備蓄倉庫	152	○ 長沢防災備蓄倉庫が老朽化により、浸水し、使用不可となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより備蓄が急増している。災害時、人命を守るための資材を適切に保管することは市の責務となっているため単独で建て替えをするもの。	R4	単独建替え	73㎡	73㎡		

大分類	小分類	通番 12月	施設 NO	施設名称	第1期 項番	具体的な計画	第2期時期	所管課方針	延床面積	延床面積 (再配置後)	維持管理費 削減予測額	備考
その他	その他	223	580	竹迫町バス待合所		○ 現在、さほど老朽化は見られず、現状のまま継続使用、経年劣化が著しく使用困難となった時点で、石見交通と廃止等の協議を行う。	R8以降	単独建替え	5㎡	5㎡	0千円	
その他	その他	224	310	周布駅舎	153	○ JRからの譲渡物件(大正11年建築)で建築から100年近く経過しているが改修等を行い、使用可能な状態であるため現状のまま継続使用。経年劣化が著しく使用困難となった時点で、廃止を想定している。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)	83㎡	0㎡	63千円	現在事務所部分を民間事業者に貸し付けているため、廃止の際には要協議。
その他	その他	225	340	七条バス待合所(上り)		○ 規模縮小での建替えを検討する。	R5	単独建替え	9㎡	9㎡	0千円	
その他	その他	226	341	七条バス待合所(下り)		○ 規模縮小での建替えを検討する。	R5	単独建替え	6㎡	6㎡	0千円	
その他	その他	227	394	旭火葬場		○ 火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。	R8以降	統廃合	155㎡	108㎡		
その他	その他	228	422	旭温泉観音堂		○ 地元自治会による管理が行われていることから、施設別方針を地元自治会への無償譲渡に変更する。	R5	無償譲渡・貸付	7㎡	0㎡	0千円	
その他	その他	229	499	弥栄火葬場		○ 火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。	R8以降	統廃合	232㎡	163㎡		
その他	その他	230	539	岡見駅舎	160	○ 集落の集会所として位置付けられており、一部は地元集落に清掃管理を委託している。老朽化により使用できなくなった場合は、駅舎部分は廃止、公衆便所は単独建替を行う。	R8以降	単独建替え	23㎡	23㎡	0千円	
その他	その他		539				R8以降	廃止(耐用年数経過後)	79㎡	0㎡		公衆便所は単独建替え。駅舎部分は廃止。
その他	その他	231	306	ひゃこるネットみすみ情報ステーション	161	○ 施設の機能統合(一部)を先行実施(令和5年度)するが、残る機能維持のため、当面の間、施設維持する。	R8以降	民間移管	984㎡	0㎡		
その他	その他	232	558	古湊漁港備蓄倉庫		○ 廃止、取り壊しを検討する。	R5	廃止(耐用年数経過後)	9㎡	0㎡	0千円	市有財産有効活用推進基金による解体を想定。解体時期は、他の施設との兼ね合いもあるため、最速で令和5年度予定。
その他	その他	233	536	三隅火葬場		○ 火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。	R8以降	統廃合	505㎡	354㎡		

浜田市定住自立圏共生ビジョンの策定について

令和3年12月定例会議において変更の議決を受けた「浜田市定住自立圏形成方針」に基づき、令和4年度から令和7年度を計画期間とする「浜田市定住自立圏共生ビジョン」を今年度中に策定することとしており、第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の内容を踏まえ、添付のとおり「浜田市定住自立圏共生ビジョン（案）」を作成しました。

○ 策定までの流れ

- 2月22日（火） 総合振興計画審議会へ計画（案）を報告
- 3月4日（金） 総務文教委員会へ計画（案）を報告
- 3月下旬 最終決定

○ 総合振興計画後期基本計画との関係

1 生活機能の強化に係る取組

定住自立圏共生ビジョン		第2次浜田市総合振興計画後期基本計画
A 医療		
ア 医師・医療従事者の確保		II 健康福祉部門 1 医療体制の充実
イ 地域医療ネットワークの充実		
ウ 救急医療体制の充実		
エ へき地医療確保体制の充実		
B 福祉		
ア 子育て支援環境の整備		II 健康福祉部門 3 子どもを安心して産み育てる環境づくり
イ 高齢者・障がい者福祉サービスの充実		II 健康福祉部門 4 高齢者福祉の充実 5 障がい者福祉の充実
C 教育		
ア 読書活動の強化		III 教育部門 3 社会教育の推進
D 産業振興		
ア 観光振興		I 産業経済部門 5 観光交流の推進
イ 地域ブランド化		I 産業経済部門 1 水産業の振興 2 農林業の振興
E 環境		
ア 地球温暖化対策の推進		IV 環境部門 1 地球温暖化対策の推進
イ ごみの減量化や資源化の推進		IV 環境部門 2 循環型社会の構築
F 防災		
ア 安全で安心なまちづくり		VI 防災・防犯・消防部門 1 災害に強いまちづくりの推進 2 地域防犯力の強化・交通安全対策の推進

2 結びつきやネットワークの強化に係る取組

定住自立圏共生ビジョン		第2次浜田市総合振興計画後期基本計画
A 地域公共交通		
ア 地域公共交通網の連携と生活交通の確保		V 生活基盤部門 2 公共交通の充実
B デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備		
ア 高速情報通信基盤の整備		V 生活基盤部門 3 地域情報化の推進
C 道路等の交通インフラの整備		
ア 生活幹線道路の整備		V 生活基盤部門 1 道路網の整備
イ 冬期の安全道対策		
D 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消		
ア 地産地消の推進		I 産業経済部門 2 農林業の振興 3 商工業の振興 III 教育部門 1 学校教育の充実
E 地域内外の住民との交流・移住促進		
ア 定住施策の充実		VII 地域振興部門 2 人がつながる定住環境づくりの推進
イ 空き家の利活用		

3 圏域マネジメント能力の強化に係る取組

定住自立圏共生ビジョン		第2次浜田市総合振興計画後期基本計画
A 宣言中心市等における人材の育成		
ア 人材の育成		VII 地域振興部門 1 地域コミュニティの形成 3 大学等高等教育機関と連携した地域づくり

令和4年3月4日
総務文教委員会資料

浜田市定住自立圏 共生ビジョン

住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田

【案】

令和4年3月
島根県 浜田市

目 次

第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項

1 定住自立圏及び市町村の名称

- (1) 定住自立圏の名称 1
- (2) 定住自立圏を形成する市町村の名称 1
- (3) 定住自立圏の中心地域及び周辺地域 1

2 定住自立圏共生ビジョンの目的 1

3 定住自立圏共生ビジョンの計画期間 1

第2章 定住自立圏の概況と将来像

1 圏域の概況

- (1) 概況 2
- (2) 分野別の概況
 - ア 医療・福祉 4
 - イ 教育 6
 - ウ 産業 7
 - エ 地域公共交通 12

2 定住自立圏の将来像

- (1) 圏域形成の方向性 13
- (2) 圏域の将来像 13
- (3) 圏域形成の展開 13
- (4) 圏域の人口目標 14

第3章 定住自立圏における具体的な取組

1 生活機能の強化に係る取組

- A 医療 15
- B 福祉 20
- C 教育 27
- D 産業振興 29
- E 環境 34
- F 防災 37

2 結びつきやネットワークの強化に係る取組

- A 地域公共交通 39
- B デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備 42
- C 道路等の交通インフラの整備 43
- D 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消 47
- E 地域内外の住民との交流・移住促進 48

3 圏域マネジメント能力の強化に係る取組

- A 宣言中心市等における人材の育成 51

【資料編】

- 資料1 浜田市定住自立圏共生ビジョン事業一覧 55
- 資料2 浜田市定住自立圏共生ビジョン成果指標一覧 61

第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項

1 定住自立圏及び市町村の名称

(1) 定住自立圏の名称

浜田市定住自立圏

(2) 定住自立圏を形成する市町村の名称

浜田市

＜構成旧市町村＞ 旧浜田市（以下「浜田地域」という。）
旧金城町（以下「金城地域」という。）
旧旭町（以下「旭地域」という。）
旧弥栄村（以下「弥栄地域」という。）
旧三隅町（以下「三隅地域」という。）

(3) 定住自立圏の中心地域及び周辺地域

浜田地域を中心地域とし、金城・旭・弥栄・三隅地域を周辺地域とする。

2 定住自立圏共生ビジョンの目的

浜田市定住自立圏共生ビジョン（以下「本ビジョン」という。）は、浜田市定住自立圏形成方針に基づき、中心地域と周辺地域が互いに役割や機能を分担することにより、生活機能や都市機能の確保と充実を図るとともに、魅力あふれる定住自立圏を形成するため、本圏域が目指す将来像及びその実現に向けて推進する具体的な取組を示すものである。

3 定住自立圏共生ビジョンの計画期間

本ビジョンの計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

第2章 定住自立圏の概況と将来像

1 圏域の概況

(1) 概況

本市は、平成17年10月の、旧浜田市、旧金城町、旧旭町、旧弥栄村及び旧三隅町の1市3町1村の合併により、5つの地域でひとつの圏域を形成している。

本圏域は、島根県西部の中央に位置し、東部は江津市・邑南町、西部は益田市に、南部は広島県に隣接し、北は日本海に面しており、総面積は690.68k㎡で、島根県の総面積の約1割を占めており、東西45.7km、南北29.1kmにわたる。

地形は丘陵地や山地が大部分を占め、平地に乏しく、中国山地が日本海にまで迫り、海岸部の切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしている。

本圏域は、本市の合併前から経済圏や生活圏としての結びつきが強く、旧浜田市を中心として旧5市町村がそれぞれの地域性や社会的機能を活かしながら連携し、発展を遂げてきたところである。



表 総人口の推移

(人)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	増減率 (H12 - R2 年)
総人口	65,463	63,046	61,713	58,105	54,592	▲16.6%
年少人口 (0歳～14歳)	9,206 14.1%	8,053 12.8%	7,144 11.6%	6,565 11.3%	5,940 10.9%	▲35.5%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	39,015 59.6%	36,851 58.5%	35,943 58.2%	31,580 54.3%	28,524 52.2%	▲26.9%
老年人口 (65歳以上)	17,237 26.3%	18,061 28.6%	18,450 29.9%	19,430 33.4%	19,445 35.6%	12.8%

※総人口と年齢別内訳の計との差は年齢不詳分

[資料/国勢調査]

表 地域別人口の推移

(人)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	増減率 (H12 - R2 年)
総人口	65,463	63,046	61,713	58,105	54,592	▲16.6%
浜田地域	47,187	45,910	43,905	41,777	39,370	▲16.5%
金城地域	5,216	4,976	4,622	4,426	4,088	▲21.6%
旭地域	3,198	2,978	4,888	4,243	3,510	9.8%
弥栄地域	1,789	1,612	1,494	1,343	1,168	▲34.7%
三隅地域	8,073	7,570	6,804	6,316	6,456	▲20.0%

[資料/国勢調査]

表 人口動態の推移

(人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
人口増減数	▲712	▲775	▲843	▲969	▲779	
自然動態	出生	372	396	390	339	311
	死亡	852	880	893	934	841
	増減	▲480	▲484	▲503	▲595	▲530
社会動態	転入	1,976	1,851	1,788	1,802	1,738
	転出	2,208	2,142	2,128	2,176	1,987
	増減	▲232	▲291	▲340	▲374	▲249

※自然動態は1月～12月、社会動態は前年10月～9月の数値

[資料/平成30年度まで：島根県統計書、

令和2年度：島根県の推計人口「月報」「年報」]

(2) 分野別の概況

ア 医療・福祉

表 医療機能の集積状況

機能	施設名	所在地域
専門的がん診療	浜田医療センター	浜田地域
脳卒中救急医療	浜田医療センター	
心筋梗塞救急医療	浜田医療センター	
糖尿病急性合併症治療	浜田医療センター、山根病院	
周産期医療	浜田医療センター	
救命救急センター	浜田医療センター	
小児専門医療	浜田医療センター	

(※令和3年4月1日現在)

[資料/島根県保健医療計画浜田圏域編]

表 浜田市休日応急診療所利用者数の推移

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数 (人)	1,517	1,364	1,475	436
開設診療日数 (日)	69	70	73	68

[資料/浜田市健康医療対策課]

表 子育て支援センター利用状況の推移

(人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間利用者数	17,461	16,265	13,108
総来所児童数	7,764	7,158	5,725
来所児童(年齢)			
0歳	3,812	4,047	2,767
1歳	1,742	1,108	1,283
2歳	1,094	969	853
3歳	480	450	365
4歳	278	266	270
5歳	214	216	118
小学生	144	102	69
引率者数	6,542	6,221	4,824
ボランティア他数	1,126	1,076	733
健診受診者数	2,029	1,810	1,826
休日保育受入等数	119	331	284

[資料/浜田市子育て支援課]

表 保育所数と定員数の推移

区 分	保育所数 (園)			定員数 (人)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 計	27	27	27	1,955	1,935	1,845
浜田地域	17	17	17	1,480	1,470	1,405
金城地域	4	4	4	180	170	160
旭地域	1	1	1	90	90	90
弥栄地域	2	2	2	40	40	40
三隅地域	3	3	3	165	165	150

(※数値は毎年4月1日現在)

[資料/浜田市子育て支援課]

表 放課後児童クラブ数と児童延人数の推移

区 分	クラブ数 (クラブ)			児童延人数 (人)		
	平成30年度 (1~6年)	令和元年度 (1~6年)	令和2年度 (1~6年)	平成30年度 (1~6年)	令和元年度 (1~6年)	令和2年度 (1~6年)
総 計	20	20	20	809	842	834
浜田地域	14	14	14	598	624	633
金城地域	2	2	2	63	53	49
旭地域	1	1	1	46	53	49
弥栄地域	1	1	1	24	15	19
三隅地域	2	2	2	78	97	84

[資料/浜田市子育て支援課]

表 高齢者人口の推移

区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
総人口 (人)	55,553	54,586	53,710	52,834	52,145
高齢者人口 (人)	19,750	19,718	19,682	19,505	19,454
高齢化率 (%)	35.5	36.1	36.6	36.9	37.3

[資料/住民基本台帳]

イ 教育

表 図書館貸出し冊数の推移

(冊)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
中央図書館	247,335	257,315	253,426	218,676
金城図書館	9,244	9,940	10,495	8,612
旭図書館	8,025	9,179	8,563	8,362
弥栄図書館	1,927	1,642	1,074	622
三隅図書館	28,164	28,916	28,730	27,441

[資料／浜田市立中央図書館]

表 移動図書館利用状況の推移

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
貸出し延べ人数 (人)	1,219	1,436	1,306	1,457
貸出し延べ冊数 (冊)	4,861	4,486	4,097	4,797

[資料／浜田市立中央図書館]

ウ 産業

表 労働力状態の推移

(人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
15歳以上人口総数	57,287	56,252	54,912	54,393	51,010	
労働力人口	37,470	35,191	33,054	30,689	29,217	
	浜田地域	26,064	25,142	23,892	22,221	21,402
	金城地域	3,301	3,112	2,850	2,540	2,453
	旭地域	1,982	1,795	1,667	1,792	1,574
	弥栄地域	1,164	1,056	895	782	713
	三隅地域	4,959	4,086	3,750	3,354	3,075
就業者 (主に仕事、家事のほか仕事、通学のかたわら仕事、休業者)	36,447	34,046	31,534	29,146	28,257	
	浜田地域	25,211	24,233	22,672	21,043	20,640
	金城地域	3,261	3,062	2,769	2,444	2,397
	旭地域	1,966	1,766	1,627	1,717	1,551
	弥栄地域	1,154	1,040	870	757	701
	三隅地域	4,855	3,945	3,596	3,185	2,968
完全失業者	1,023	1,145	1,520	1,543	960	
	浜田地域	853	909	1,220	1,178	762
	金城地域	40	50	81	96	56
	旭地域	16	29	40	75	23
	弥栄地域	10	16	25	25	12
	三隅地域	104	141	154	169	107
非労働力人口 (家事、通学、その他)	19,708	20,883	21,640	22,688	21,355	
	浜田地域	14,356	14,930	15,569	15,048	14,467
	金城地域	1,323	1,397	1,532	1,539	1,449
	旭地域	939	1,040	1,037	2,771	2,344
	弥栄地域	441	526	531	571	505
	三隅地域	2,649	2,990	2,971	2,759	2,590

※15歳以上人口総数は、労働力人口と非労働力人口を合わせたもので、労働力状態が不詳を含む。

[資料/国勢調査]

表 第1次産業就業人口の推移

(人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減数 (H7-H27年)
総 計	4,326	3,360	2,973	2,165	2,013	▲2,313
浜田地域	1,850	1,340	1,137	758	754	▲1,096
金城地域	808	736	630	486	502	▲306
旭地域	599	494	490	377	294	▲305
弥栄地域	424	349	308	243	234	▲190
三隅地域	645	441	408	301	229	▲416

〔資料／国勢調査〕

表 第2次産業就業人口の推移

(人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減数 (H7 - H27年)
総 計	11,167	9,483	7,508	6,235	5,830	▲5,337
浜田地域	7,184	6,443	5,293	4,403	4,140	▲3,044
金城地域	1,010	909	722	582	530	▲480
旭地域	544	472	294	246	224	▲320
弥栄地域	312	288	145	130	97	▲215
三隅地域	2,117	1,371	1,054	874	839	▲1,278

〔資料／国勢調査〕

表 第3次産業就業人口の推移

(人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減数 (H7 - H27年)
総 計	20,915	21,093	20,968	20,338	20,046	▲869
浜田地域	16,140	16,340	16,159	15,499	15,403	▲737
金城地域	1,442	1,417	1,417	1,361	1,360	▲82
旭地域	823	800	842	1,091	1,030	207
弥栄地域	418	403	417	384	368	▲50
三隅地域	2,092	2,133	2,133	2,003	1,885	▲207

〔資料／国勢調査〕

表 総農家数の推移

(戸)

年月日	区 分	総農家数						自給的 農家数
			販売農家数					
			専業 農家	兼業 農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家		
平成 27 年 2 月 1 日	総農家数	2,493	1,364	359	1,005	120	885	1,129
	浜田地域	779	263	64	199	29	170	516
	金城地域	590	418	100	318	35	283	172
	旭地域	462	317	88	229	29	200	145
	弥栄地域	230	165	44	121	13	108	65
	三隅地域	432	201	63	138	14	124	231
令和 2 年 2 月 1 日	総農家数	2,010	1,062	-	-	-	-	948
	浜田地域	634	203	-	-	-	-	431
	金城地域	491	338	-	-	-	-	154
	旭地域	356	240	-	-	-	-	115
	弥栄地域	190	126	-	-	-	-	64
	三隅地域	339	155	-	-	-	-	184

※2020年農業センサスから「専兼業別農家数」の把握を廃止

〔資料／農林業センサス〕

表 経営耕地面積（総農家）の推移

(ha)

年月日	区 分	総面積	経営耕地面積		
			田	畑	樹園地
平成 27 年 2 月 1 日	経営耕地面積	1,387	1,199	96	92
	浜田地域	231	161	29	42
	金城地域	447	408	25	14
	旭地域	278	252	14	14
	弥栄地域	245	226	18	1
	三隅地域	185	153	11	21
令和 2 年 2 月 1 日	経営耕地面積	1,218	1,036	110	72
	浜田地域	177	123	28	27
	金城地域	411	371	30	10
	旭地域	209	193	8	9
	弥栄地域	252	217	34	1
	三隅地域	156	122	12	21

※ 各地域の合計は、端数調整及び秘密保護により統計数値を公表しないものを含むため一致しない

〔資料／農林業センサス〕

表 漁港・港湾の状況

区 分	名 称	所在地域
漁 港	第1種漁港折居漁港	浜田地域
	第1種漁港津摩漁港	
	第2種漁港唐鐘漁港	
	特定第3種漁港浜田漁港	
	第1種漁港今浦漁港	三隅地域
	第1種漁港福浦漁港	
	第1種漁港古湊漁港	
第2種漁港須津漁港		
港 湾	重要港湾浜田港	浜田地域
	生湯港	
	重要港湾三隅港	三隅地域
	吉浦港	

[資料/浜田市水産振興課、維持管理課]

表 水揚量、水揚金額の推移

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
水揚量 (t)	17,448	21,054	12,563	9,657
水揚金額 (千円)	5,399,989	5,652,462	4,295,025	3,675,184

[資料/浜田市水産振興課]

表 漁業就業者数の推移

区 分	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
漁業就業者数 (人)	440	365	276	288

[資料/漁業センサス]

表 製造業事業所数、従業者数の推移

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
事業所数 (事業所)	111	107	102	99
従業者数 (人)	2,909	2,868	2,698	2,618

[資料/工業統計調査]

表 商業事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移

区 分	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
事業所数 (事業所)	1,159	1,035	771
従業者数 (人)	6,073	5,741	4,308
年間商品販売額 (百万円)	149,498	130,470	132,239

[資料/商業統計調査]

表 主な観光施設等

所在地域	名 称
浜田地域	石見海浜公園（しまね海洋館アクアス含む）
	石見畳ヶ浦／国府海岸
	折居海岸
	三階山
	はまだお魚市場
	浜田海岸
	浜田ゴルフリンクス
	浜田市世界こども美術館
	石州浜っ子夏まつり
	石州浜っ子春まつり
	浜田の夜神楽週末公演
	B B 大鍋フェスティバル
金城地域	エクス和紙の館
	かなぎウェスタンライディングパーク
	金城カントリークラブ
	きんた農園ベリーネ
	ふれあいジムかなぎ
	美又温泉
	リフレパークきんたの里
旭地域	旭温泉
三隅地域	アクアみすみ
	コワ温泉
	石州和紙会館
	石正美術館
	三隅海岸（田の浦公園含む）
	三隅公園
	三隅発電所ふれあいホール
	道の駅ゆうひパーク三隅

〔資料／浜田市観光交流課〕

表 観光客数の推移

(人)

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
観光入込客数	1,554,078	1,510,321	1,499,065	938,866
宿泊客数	219,299	224,046	218,736	209,006

〔資料／島根県観光動態調査〕

エ 地域公共交通

表 民間生活路線バスの輸送人員の推移（補助金対象路線）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
輸送人員（人）	251,649	281,209	280,091	184,177
路線数（路線）	12	12	12	13

（※輸送人員は、前年 10 月～9 月の数値）

〔資料／浜田市地域活動支援課〕

表 市営生活路線バスの年間利用者数の推移（人）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総 計	30,985	27,738	25,679	22,760
浜田路線	—	—	—	626
旭浜田路線	—	—	—	1,554
金城路線	1,131	587	575	757
旭路線	4,061	3,942	3,219	1,880
弥栄野原路線	3,005	2,722	2,702	2,104
三隅路線	22,788	20,487	19,183	15,839

〔資料／浜田市地域活動支援課〕

表 新交通システム運行状況

地 域	名 称	運行区域	運行開始年月
浜田地域	どんちっちタクシー	三階・長見地区	平成 20 年 5 月
		美川地区	平成 20 年 5 月
		石見東地区	令和 2 年 12 月
		櫛田原地区	令和 2 年 12 月
	自治会輸送	羽原地区	平成 21 年 11 月
		大麻地区	平成 29 年 7 月
金城地域	かなぎふれあい号	金城地区	平成 21 年 10 月
旭地域	さんさん号	旭地区	平成 21 年 10 月
弥栄地域	やうね号	弥栄地区	平成 20 年 10 月
三隅地区	自治会輸送	井野地区	平成 30 年 4 月

〔資料／浜田市地域活動支援課〕

表 新交通システム利用状況の推移

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数（人）	5,608	6,010	5,869	5,458
運行便数（便）	1,965	1,902	1,876	1,834
運行地区数（地区）	7	8	8	10

〔資料／浜田市地域活動支援課〕

2 定住自立圏の将来像

(1) 圏域形成の方向性

本圏域は、古くから海と山の恵により栄え、広域交通網、都市基盤、生活基盤、自然環境が調和した島根県西部の中核都市として発展してきたところであるが、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めがかからないことから、圏域の人口減少を最重要課題として掲げている。

については、圏域からの人口流出を少なくする一方で、都市圏からの人口流入を増加させる取組を進めることが必要であり、圏域住民が「住みたい 住んでよかった」と感じ、安心して暮らすことができる「魅力的いっぱい」な圏域の創造に向けた取組を推進する。

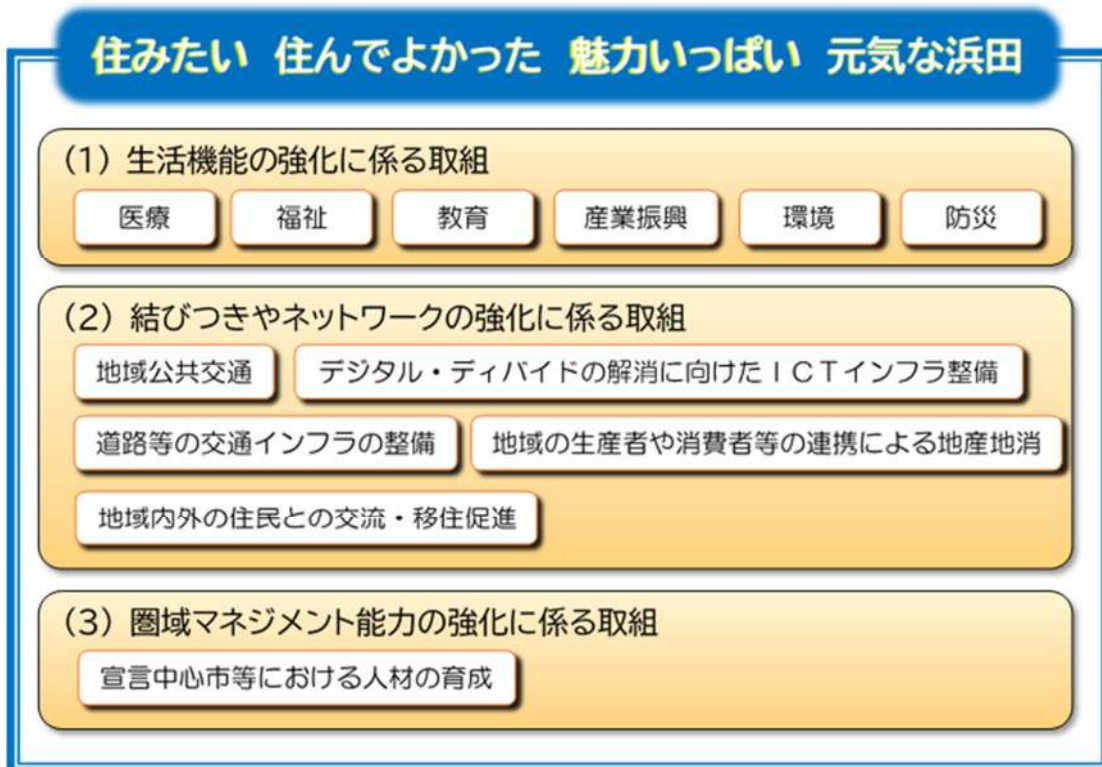
(2) 圏域の将来像

圏域の各地域が相互に役割や機能を分担し、「定住」のための都市機能及び生活機能を確保するとともに、「自立」のための経済基盤の整備を行い、魅力あふれる圏域の形成を目指した取組を進めるため、圏域の将来像を「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田」とする。

(3) 圏域形成の展開

圏域では、地域医療ネットワークや子育て支援環境、地域公共交通、地球温暖化対策等の生活基盤を充実した「安全で安心な生活環境の確保」に向けた取組を展開するとともに、地域資源を活かした観光振興や交流人口の拡大による「魅力あふれる都市機能の充実」に向けた取組を展開する。

具体的には、「生活機能の強化に係る取組」、「結びつきやネットワークの強化に係る取組」、「圏域マネジメント能力の強化に係る取組」の3つの取組により施策を展開することとする。

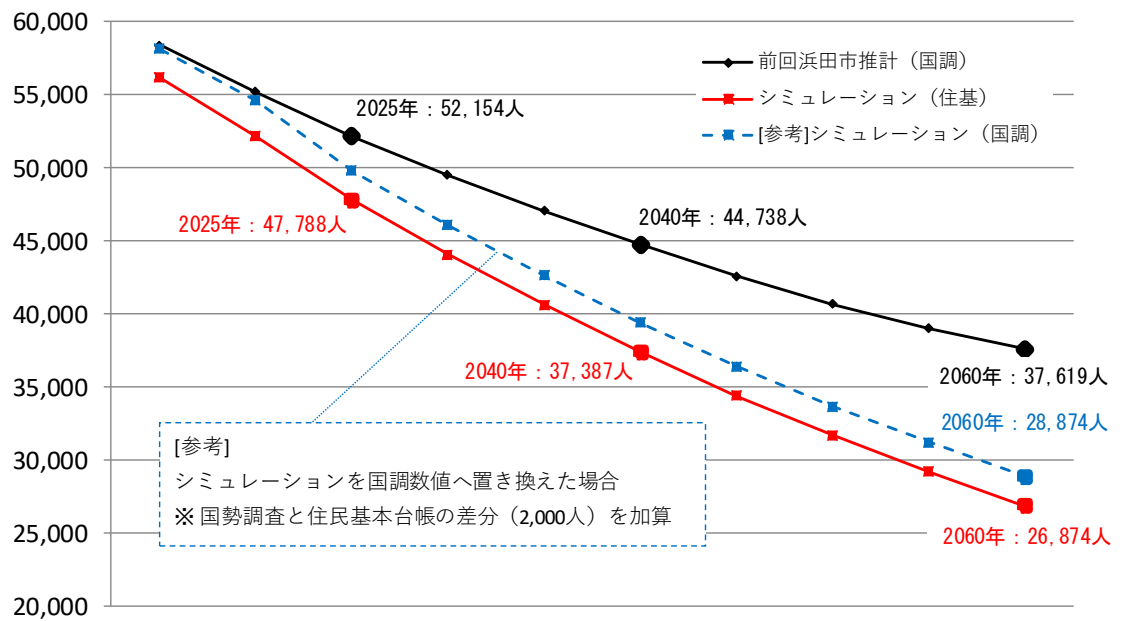


(4) 圏域の人口目標

圏域の5年後の人口目標を次のとおり設定する。

区分	現 状	令和7年度 (目標・推計値)
人 口 (住民基本台帳)	(令和2年度末) 52,145人	47,800人

グラフ 圏域の人口推計 (令和7年以降は令和2年までの住民基本台帳に基づく推計値)



	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
前回浜田市推計 (国調)	58,367	55,166	52,154	49,480	47,063	44,738	42,584	40,685	39,029	37,619
シミュレーション (住基)	56,159	52,145	47,788	44,062	40,634	37,387	34,409	31,697	29,223	26,874

[資料/第2次浜田市総合振興計画後期基本計画 基本構想 基本指標]

第3章 定住自立圏における具体的な取組

1 生活機能の強化に係る取組

A 医療

ア 医師・医療従事者の確保

〔現状と課題〕

- 全国的な医師不足が深刻な問題となっている中、中核病院である浜田医療センターでも特定診療科の常勤医師の不在や不足がみられ、民間医療機関においても医師の高齢化や後継者不足の問題を抱えている。
- 看護師等の医療従事者も不足している状況であり、育成と確保が必要となっている。

〔具体的な取組〕

- 医師確保については、中山間地域包括ケア研修センターへ医学生を積極的に受け入れるとともに、SNSを活用して全国に情報発信を行い、医師の誘致に努める。後期研修医の受入体制については、研修の内容や研修プログラムの充実に取り組む。
- 若い世代の医療への関心を高めるため、中学生の夏休み医療体験学習を実施する。
- 看護師等確保については、看護学校等養成機関への支援及び看護学校学生等修学資金による助成を実施する。

〔役割分担〕

- 中心地域は、中核病院と周辺医療機関との連携や医療に対する住民理解を深めるための啓発活動、地域医療に関心がある医師・医療従事者の確保や一度現場を離れた看護師の職場復帰の支援に取り組む。
- 周辺地域は、医師・医療従事者の確保に係る諸事業が多くの人に利用されるように周知を行う。

〔主な事業〕

事業名	地域医療連携事業 【医療従事者の育成に向けた支援】	実施地域	全地域			
事業概要	医師や看護師の育成及び確保のため、中山間地域包括ケア研修センターの機能強化や、研修医受け入れ体制の充実、セミナー開催、准看護学校の実習費補助等を行う。					
見込まれる効果	将来の地域医療を担う人材の育成と確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	11,154	10,933	10,933	10,933	10,933	54,886
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	看護学校学生等修学資金貸付事業	実施地域	全地域			
事業概要	圏域の看護職員育成支援として、看護学生及び准看護学生に修学資金の貸し付けを行う。					
見込まれる効果	看護職員の人材確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	22,680	22,680	22,680	22,680	22,680	113,400
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	リハビリテーションカレッジ島根支援事業	実施地域	三隅地域			
事業概要	リハビリテーションカレッジ島根が行う入学金実質無料化に要する経費や、学生の医療機関実習に係る負担金等を助成することにより、学生の確保を通して、医療従事者の確保を図る。					
見込まれる効果	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の人材確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	18,650	20,930	23,230	29,320	31,480	123,610
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	浜田医療センター附属看護学校支援事業	実施地域	浜田地域			
事業概要	浜田医療センター附属看護学校を運営する国立病院機構が、同校の閉校を含めたあり方について検討を進めているため、市として学校存続のための支援をすることで看護職従事者の確保につなげる。					
見込まれる効果	支援により看護職従事者の確保や雇用の維持につながる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	0	10,000	10,000	10,000	0	30,000
国県補助事業の名称、補助率等	—					

イ 地域医療ネットワークの充実

〔現状と課題〕

- 「浜田市健康づくりと地域医療を守り育てる条例」に基づき、将来にわたって安定した良質な医療が確保されるよう、民間医療機関や国民健康保険診療所、中核病院は、相互に連携するとともに、医療に対する住民の理解を深めながら、それぞれの役割を担うことが必要である。さらに、中核病院の診療体制の維持についての支援が必要である。
- 現在の高齢社会では、高齢者の日常生活の不具合も含む早期発見、早期治療（対応）、長期にわたる慢性期かつ複数疾患の医学的管理の必要性がさらに高まり、身近で頼りになる「かかりつけ医」の役割、機能はますます重要になっている。

〔具体的な取組〕

- 各地域の民間医療機関や国民健康保険診療所、中核病院との連携を強化し、地域医療ネットワークの充実を図る。
- 「中核病院」は「かかりつけ医」と連携をとり、専門的な検査や入院が必要な場合の治療を行う。
- 医師会等関係医療機関と連携を図り、市民への「かかりつけ医」の普及と定着を推進する。

〔役割分担〕

- 中心地域は、浜田医療センターにおける中核病院としての機能を強化し、高度医療を提供するための支援を行うとともに、「かかりつけ医」と「中核病院」が適切に利用されるよう啓発する。
- 周辺地域は、それぞれの医療機関が、地域での「かかりつけ医」としての役割を果たし、高度な検査や治療が必要になった場合は、「中核病院」へ円滑に紹介できる体制を構築し、「かかりつけ医」と「中核病院」が適切に利用されるよう啓発する。

〔主な事業〕

事業名	地域医療連携事業 【地域医療に対する啓発活動】	実施地域	全地域			
事業概要	市、市民、事業者、医療機関が協働して地域医療を守り育てるため、浜田の地域医療を守る会への助成を行い、地域医療に対する意識啓発を図る。					
見込まれる効果	適正な医療機関の利用により、医療従事者の負担軽減と一次・二次・三次医療機能の維持が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	250	250	250	250	250	1,250
国県補助事業の名称、補助率等	—					

ウ 救急医療体制の充実

〔現状と課題〕

- 一次医療については、かかりつけ医や休日応急診療所等で対応しているが、へき地においては交通の便が悪いため、これらの一次医療を利用しづらい等の課題がある。
- 中核病院である浜田医療センターでは、特定診療科の常勤医師の不在や不足が懸念される中、初期救急患者の集中により本来の役割に支障をきたしている状況も見受けられる。

〔具体的な取組〕

- 一次医療を担う民間医療機関や国民健康保険診療所と二次・三次医療を担う中核病院の救急医療提供体制がそれぞれ有効に機能するよう、休日応急診療所の適切な運営に努めるとともに、市民に対して日常的に地域の医療情報を分かりやすく提供する。
- 救急患者に対する的確な対応を行うため、それぞれの医療機関が適切な連携をとれるよう救急医療体制を充実する。

〔役割分担〕

- 中心地域は、救命救急センター指定病院である浜田医療センターに対して、救急搬送による患者を常時受け付けられる機能を維持するための必要な支援を行うとともに、休日については、休日応急診療所により軽症患者に必要な医療を提供する。
- 周辺地域は、各地域の病院や診療所がかかりつけ医として一次医療を提供する。

〔主な事業〕

事業名	休日診療所管理運営費			実施地域	全地域	
事業概要	休日における初期救急患者に対して応急的な診療を行う休日応急診療所を運営する。					
見込まれる効果	休日に良質な医療サービスが提供できるとともに、浜田医療センターへの救急患者の集中緩和が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	10,545	11,407	11,407	11,407	11,407	56,173
国県補助事業の名称、補助率等	—					

エ ヘき地医療確保体制の充実

〔現状と課題〕

- 中山間地域においては、近隣の医療機関のみでは網羅できない診療科も複数ある上、過疎化や高齢化が進んでいることから、どの地域に住んでいても安心して医療を受けられる体制がますます必要になっている。

〔具体的な取組〕

- 圏域内 5 か所の国民健康保険診療所においては、現在の診療体制を維持しながら、一体的な運営等により、安定した医療サービスの提供を継続する。

〔役割分担〕

- 中心地域は、身近なところで専門診療が受診できる体制整備を図るため、地域医療支援病院である浜田医療センター等に必要な支援を行うとともに、それぞれの地域の現状を把握し、地域に合ったへき地医療提供体制を整える。
- 周辺地域は、それぞれの地域の住民に対するきめ細かな健康づくり活動と医療の確保を行うとともに、国保診療所の連携により、将来にわたり安定した一次医療を提供する。

〔主な事業〕

事業名	地域医療連携事業 【医療従事者等の充実】	実施地域	全地域			
事業概要	弥栄診療所で家庭医療後期研修プログラムによる研修医の受け入れを行うことにより、地域医療を担う人材確保を図る。					
見込まれる効果	へき地における安定した医療サービスの提供が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	3,633	7,263	7,263	7,263	7,263	32,685
国県補助事業の名称、補助率等	—					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
国民健康保険診療所の医師数の維持	6人役	6人役	中山間地域の医療を支える診療所の医師数

B 福祉

ア 子育て支援環境の整備

〔現状と課題〕

- 子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化、晩婚化、未婚化の進行に加え、地域の連帯意識の希薄化、女性就業者の増加や就労形態の多様化、保育需要の多様化等、様々な要因により大きく変化している。
- 子どもが健やかに育つためには、子育て家庭の仕事と家庭生活の両立、新しいニーズに対応した子育て支援のほか、地域全体での子育てや安心・安全なまちづくりの推進が必要である。
- 多子世帯を中心にした子育て家庭の経済的な負担の軽減やひとり親世帯に対する支援が求められている。

〔具体的な取組〕

- 母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠期から出産、産後、育児まで切れ目のない支援体制を整備する。
- 多子世帯を中心に子育て家庭の経済的な負担の軽減やひとり親世帯への支援を充実するとともに、保育の質の向上を図り、子育てしながら働けるよりよい環境づくりに取り組む。
- 保護者が仕事と家庭生活を両立しながら、安心して働ける環境を整備するとともに、地域全体で子どもの育ちを支える意識づくりや地域の子育て活動への支援を推進する。

〔役割分担〕

- 中心地域は、地域における子育て支援ネットワークを強化し、子育て情報や身近な交流の場の提供、お互いの顔が見える関係づくりを推進するとともに、多様化する就労形態や保護者の社会参加等のニーズに対応した各種の保育サービスの充実や専門的な相談体制、情報提供体制の充実を図る。
- 周辺地域は、各地域の地域性や特性、これまでの経過を踏まえた取組を推進する。

〔主な事業〕

事業名	安心お産応援事業				実施地域	全地域
事業概要	妊婦健康診査の公費負担の充実、不妊及び不育治療費の助成、ママパパ学級の開催等を行うことにより、安心して妊娠、出産できる環境を構築する。					
見込まれる効果	安心して出産・子育てができる支援体制が整うことで、不安の軽減へとつながり、産後うつ予防や虐待予防等を図ることができる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	41,954	41,999	41,999	41,999	41,999	209,950
国県補助事業の名称、補助率等	妊娠・出産包括支援事業費国庫補助金(補助率 国 1/2) 産後のケア事業費(県補助金)(補助率 県 1/2) しまね結婚・子育て支援市町村交付金(補助率 県 1/2)					

事業名	乳幼児等健康診査事業	実施地域	全地域			
事業概要	乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施し、乳幼児の健康問題の早期発見や子育て相談等に応じる。					
見込まれる効果	疾病や障がいの早期発見、早期対応が可能になるとともに、子育て相談により悩みやストレスの解消、必要なサービスの情報提供が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	8,496	8,521	8,521	8,521	8,521	42,580
国県補助事業の名称、補助率等	しまね結婚・子育て支援市町村交付金（補助率 県1/2）					

事業名	保育所入所受入促進事業	実施地域	全地域			
事業概要	職場復帰保護者の入所待ち児童の受入対策として、各保育所での0歳児の年度途中受入体制確保に対し、人件費相当額の助成を行う。					
見込まれる効果	年度途中の0歳児受入が拡充され、保護者が希望する時期に児童入所と職場復帰が可能になることが見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	16,370	20,604	20,604	20,604	20,604	98,786
国県補助事業の名称、補助率等	保育対策総合支援事業補助金（補助率 保育利用支援事業部分：国1/2）					

事業名	次世代育成支援事業	実施地域	全地域			
事業概要	子ども・子育て支援事業計画に基づき、こんにちは赤ちゃん事業や食育推進事業等、児童・保護者のニーズに合った子育て支援事業を推進する。					
見込まれる効果	子育て家庭が多様化・複雑化する中で、地域の子育て支援体制の整備、充実が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	14,734	7,340	7,340	7,340	7,340	44,094
国県補助事業の名称、補助率等	子ども・子育て支援交付金（補助率 国1/3、県1/3） しまねすくすく子育て支援事業交付金（補助率 10/10）					

事業名	放課後児童クラブ設置事業	実施地域	全地域			
事業概要	浜田地域14か所、金城地域2か所、旭地域1か所、弥栄地域1か所、三隅地域2か所、計20か所の放課後児童クラブで小学校1年生～6年生の児童を対象にその児童の健全育成を図る。					
見込まれる効果	子ども達が楽しく豊かな放課後を過ごすため、生活づくりをサポートするとともに、保護者の子育てと仕事の両立支援が図られる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	219,342	217,216	217,216	217,216	217,216	1,088,206
国県補助事業の名称、補助率等	子ども・子育て支援交付金（補助率 国1/3、県1/3）					

事業名	子育て支援センター運営事業	実施地域	全地域			
事業概要	家庭や地域における子育て中の親の孤独感や不安感を緩和し安心して子育てができる環境を作るため、相談事業・交流事業や子育ての情報提供を実施する。					
見込まれる効果	多専門職を配置し、幅広い相談事業のほか親子の交流や地域の子育て情報の提供をすることで子育て支援サービスの充実が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	10,312	8,867	8,867	8,867	8,867	45,780
国県補助事業の名称、補助率等	子ども・子育て支援交付金（補助率 国 1/3、県 1/3）					

事業名	地域子育て支援拠点事業	実施地域	全地域			
事業概要	地域子育て支援拠点を設置することにより、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。					
見込まれる効果	子育て世代の不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することができる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	20,647	25,194	25,194	25,194	25,194	121,423
国県補助事業の名称、補助率等	子ども・子育て支援交付金（補助率 国 1/3、県 1/3）					

事業名	子育て世代包括支援センター事業	実施地域	全地域			
事業概要	安心して妊娠・出産・育児ができ、子どもが健やかに成長することができる地域づくりを目的に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。					
見込まれる効果	妊娠・出産・育児の不安を減少させ、子どもを産み育てたいと思う女性の増加及び出生数の増加が期待できる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	4,325	10,090	10,090	10,090	10,090	44,685
国県補助事業の名称、補助率等	子ども・子育て支援交付金（補助率 国 2/3 県 1/6）					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
幼児教育センターが実施する研修参加者数	〔年間〕 0人	480人	令和5年度設置予定の浜田市幼児教育センターが実施する研修参加者数の令和5～7年度の累計
病児・病後児保育室利用者数の増加	16人	150人	病児・病後児保育室の年間延べ利用者数
第3子以降新生児子育て応援金交付件数の増加	〔年間〕 0件	350件	新生児子育て応援金（第3子以降）交付件数の令和4～7年度の累計
地域子育て支援拠点利用者数の増加	17,246人	19,500人	地域子育て支援拠点（4施設）を利用した親と子の年間延べ利用者数

イ 高齢者・障がい者福祉サービスの充実

〔現状と課題〕

- 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた積極的な取組が求められている。
- 介護を必要とする方へのサービスに加え、要介護・要支援状態にならないための取組や日常生活への支援が重要である。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、新たに設置した「浜田市基幹相談支援センター」を中心とした、相談支援体制のより一層の充実が求められている。
- 障がいのある人の自立及び社会参加を促進し、障がいの有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が求められている。

〔具体的な取組〕

- 高齢者が住み慣れたまちで健康でいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、生涯現役のまちづくり、介護予防と生活支援体制の充実、認知症高齢者支援施策の充実、地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の実情に沿った高齢者施策を総合的に推進する。
- 障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活を支援する障がい福祉サービスの充実、自立や社会参加に向けた総合的かつ継続的な支援、また、障がいのある人を取り巻くあらゆる「バリア」の解消などに取組み、障がいのある人もない人も共に生きることができるとまちづくりの実現を目指す。

〔役割分担〕

- 中心地域は、地域包括ケアシステム構築に向けた取組推進のため、関係機関との連携体制や地域包括支援センター機能の強化を図る。
- 周辺地域は、地域包括ケアシステム構築に向け、地域包括支援センター（サブセンター）間の連携と機能強化への取組や地域住民とのネットワークの構築を図る。

〔主な事業〕

事業名	地域包括支援センター運営事業	実施地域	全地域			
事業概要	地域包括支援センターに、社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーを配置し、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、介護に関する総合相談、サービス調整機能等を担う。					
見込まれる効果	高齢者に関する相談窓口の総合化と包括的なサービスの提供が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	33,913	77,530	77,530	77,530	77,530	344,033
国県補助事業の名称、補助率等	地域支援事業委託費（受託事業）					

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業	実施地域	全地域			
事業概要	高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、要介護状態になることの予防及び生活支援に係る事業を実施する。					
見込まれる効果	要介護認定者の減少が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	45,974	20,768	20,768	20,768	20,768	129,046
国県補助事業の名称、補助率等	地域支援事業委託費（受託事業）					

事業名	地域生活支援事業 【相談支援事業】	実施地域	全地域			
事業概要	障がい者の相談支援機関等を中心として、障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談内容に応じた情報提供や権利擁護のための援助を行う。					
見込まれる効果	支援を必要としている人への社会資源の効率的かつ効果的な提供が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	15,755	15,755	15,755	15,755	15,755	78,775
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	地域生活支援事業 【基幹相談支援センター運営事業委託】	実施地域	全地域			
事業概要	地域の相談支援の拠点として総合的、専門的な相談業務（身体・知的・精神障がい）を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化、相談支援事業者への指導や助言、人材育成等を行う。					
見込まれる効果	精神保健福祉士・社会福祉士の資格を持った相談員の配置により、障がいに関するあらゆる相談内容への対応の充実が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	6,067	6,067	6,067	6,067	6,067	30,335
国県補助事業の名称、補助率等	地域生活支援事業費（補助率3/4）					

事業名	高齢者福祉サービス事業	実施地域	全地域			
事業概要	高齢者やその家族などの様々なニーズに対し、各種サービスを提供することにより身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、住み慣れた地域での生活継続の支援を行う。					
見込まれる効果	高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することに対する支援ができる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	31,120	31,809	31,809	31,809	31,809	158,356
国県補助事業の名称、補助率等	市民後見推進事業（補助率3/4）					

事業名	在宅介護支援事業				実施地域	全地域
事業概要	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅で介護している家族への支援や、訪問看護サービス利用拡大のための助成を行う。					
見込まれる効果	高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続することに対する支援ができる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	4,550	7,200	7,200	7,200	7,200	33,350
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	介護予防教室開設準備経費等支援事業				実施地域	全地域
事業概要	介護予防教室を開設する者に対し、開設に要する費用の一部を補助する。					
見込まれる効果	質の高い介護予防サービスを提供する体制整備を支援することで、高齢者の自立支援及び介護予防を推進することができる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業				実施地域	全地域
事業概要	医療・保健・介護の情報を一括把握し、地域の健康課題を整理分析し、高齢者の特性を踏まえ、低栄養予防等、対象者絞った相談・指導と、日常生活圏域の集いの場等に積極的に関与し、フレイル予防の支援や指導等、普及啓発を行う。					
見込まれる効果	保健事業と介護予防を一体的に実施することで、高齢者の特性を踏まえ、個人の状況に応じた包括的な支援を行うことができる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	0	9,569	9,569	9,569	0	28,707
国県補助事業の名称、補助率等	島根県後期高齢者医療広域連合より委託事業（補助率 10/10） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業					

事業名	包括的支援事業				実施地域	全地域
事業概要	地域包括ケアシステムの実現に向け、生活支援体制の整備、医療と介護の両方を必要とする高齢者の在宅生活を支えるための在宅医療と介護サービスの連携、医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応、認知症施策及び地域ケア会議の推進を図る。					
見込まれる効果	地域包括ケアシステムの構築が推進できる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	38,490	38,574	38,574	38,574	38,574	192,786
国県補助事業の名称、補助率等	—					

〔成果指標〕

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
要介護認定率 (要介護者のみ)	18.4%	19.3%	65歳以上の高齢者のうち、要介護1から5までに該当する認定者の割合
認知症サポーター養成講座 受講者数の増加	7,392人	8,400人	認知症の人と家族を地域で見守る応援者養成講座の受講者の総数
市民後見人養成講座修了者数 の増加	108人	160人	親族後見人と専門職後見人の中間的存在として位置付けられる市民後見人養成講座の修了者の総数
シルバー人材センター会員の確保	429人	519人	浜田市シルバー人材センターに登録された会員数
地域生活支援拠点の整備	0か所	1か所	障がい者の地域生活を支援する機能を集約した拠点数
福祉施設から一般就労への移行	4人	20人	就労系の障がい福祉サービスから一般就労へ移行したものの数(単年度)
手話通訳奉仕員登録者数の増加 (手話通訳士・者含む)	62人	84人	手話通訳奉仕員登録者数

C 教育

ア 読書活動の強化

〔現状と課題〕

- 図書館の資料提供機能の充実とともに、利用者の多様化するニーズに応じたサービスが必要になっている。
- 移動図書館車「ラブック号」は圏域内 6 コースを毎月巡回運行し、図書館への来館困難者への貴重なアウトリーチサービスになっている。また、圏域内 16 箇所を設置した佐々田奉公会簡易閲覧所も、気軽に読書にふれることができる場となっている。
- 学校教育における基礎基本の定着と思考力・判断力・表現力の育成のため、読書活動の推進や課題解決的・探究的な学習の充実が求められている。

〔具体的な取組〕

- 幅広い世代に図書館を利用してもらい、読書活動が進むよう、郷土の歴史・風俗や人物等に関する資料収集を含む多様な分野の図書の所蔵に努める。
- 図書館利用者の様々な相談や要望に対応できるレファレンスサービスの充実に努めるとともに、読み聞かせ等の市民ボランティアと連携した図書館機能の更なる向上に取り組む。
- 移動図書館車、簡易閲覧所を継続して運用、利用促進を進めるとともに、運行ルートや設置箇所の見直し等を適切に実施する。
- 圏域の各小中学校に学校司書（学びのサポーター）を配置し、学校における読書活動の推進と学校図書館を活用した課題解決的・探究的な学習の推進を図る。

〔役割分担〕

- 中心地域は、図書館ネットワークシステムを活用し、利用者の利便性を向上させることで市民の読書活動の推進を図る。また、学校図書館の環境整備とともに、調べ学習の図書資料の提供や学校図書館にない本の提供等、学校と連携しながら子ども達の読書活動の推進を図る。
- 周辺地域は、圏域内の図書館ネットワークシステムの活用により、効率的な図書館運営と細やかで均一な図書サービスの提供を行う。

〔主な事業〕

事業名	図書館管理運営費 【図書館ネットワークシステム】	実施地域	全地域			
事業概要	図書館ネットワークシステムを利用し、スムーズな蔵書の検索、予約のための管理、運営を行う。					
見込まれる効果	図書館利用者の利便性の向上により、図書貸出し冊数の増加が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	計
	11,099	7,297	7,297	7,297	7,297	40,287
国県補助事業の 名称、補助率等	—					

事業名	図書館管理運営費 【移動図書館車】				実施地域	全地域
事業概要	図書館の利用が困難な地域をラブック号で巡回し、図書の貸出しを行う。					
見込まれる効果	地理的条件にかかわらず、均一な図書貸出しサービスの提供が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	2,161	1,861	1,861	2,161	1,861	9,905
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	学校司書等配置事業				実施地域	全地域
事業概要	読書活動の推進及び学校図書館の効果的な活用・運営を図るため、小中学校へ学校司書等を配置する。					
見込まれる効果	学校における読書活動の推進及び学校図書館を活用した学習の推進が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	31,619	30,933	30,933	30,933	30,933	155,351
国県補助事業の名称、補助率等	学校司書等による学びのサポート事業（補助率 1/2）					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
市人口に対する図書館利用者カード登録者の増加	42.5%	45%	市民の図書館利用者カード登録者の割合
市民一人当たりの図書貸出冊数の増加	4.9冊	5.5冊	市民一人当たりの年間の図書貸出冊数

D 産業振興

ア 観光振興

〔現状と課題〕

- 島根県内の観光入込客延べ数は、新型コロナウイルス感染拡大により甚大な影響があった令和2年を除き、横ばいの傾向にあったが、本市の観光入込客数延べ数は、近年、減少傾向にある。
- 「しまね海洋館アクアス」や「はまだお魚市場」などの観光・集客施設を核に、「温泉」や「石見神楽」、「食の魅力」など、地域の特色のある資源を活かし、周遊の魅力を高めることが求められている。
- 宿泊客延べ数も減少傾向にあり、日帰り観光が多いことも課題となっている。観光による経済的な効果を高めるためには、本市内での滞在時間や宿泊日数を増やす仕掛けづくりが必要であり、観光客以外にも、地域の特色あるイベントの開催や、スポーツ文化合宿の誘致、都市間交流などによる交流人口の拡大が必要である。
- 現在の観光は、団体旅行から個人・小グループ化が進み、観光客のニーズも多様化しており、本市の観光を推進していくためには、行政や観光関連団体だけではなく、市民や民間企業など様々な主体が連携し、お互いレベルアップしていく必要がある。また、SNSなどの効果的な情報伝達ツールの活用とタイムリーな情報発信が求められている。

〔具体的な取組〕

- 周辺地域との広域的な連携を強化しながら、「しまね海洋館アクアス」や「はまだお魚市場」などの観光・集客施設を核に、「温泉」「石見神楽」「食」などの観光素材を組み合わせた滞在型観光を推進する。また、各観光素材の情報発信及び魅力向上策に官民連携で取り組む。
- 観光協会や広島PRセンター等と連携して市外への積極的なPRを行い、各種イベントの開催や合宿等の誘致に取り組み、交流人口の拡大を図る。
- 石見神楽に関与・参加したいというファンの需要を喚起し、上演団体の次世代継承を確保し、規模の拡大を目指す。また、市の内外に広く、石見神楽上演団体を人的・経済的に支援する人材層を形成し、「石見神楽交流人口」の拡大に取り組む。
- 在住外国人への支援や民間国際交流団体の活動を支援するとともに、海外の友好都市との交流を深め、多文化共生社会の実現と国際性豊かな人材育成に努める。また、浜田藩や島村抱月、石州和紙等を縁とした土地との相互交流や「食」による地域間連携を進め交流人口の増加を図る。

〔役割分担〕

- 中心地域は、圏域の観光資源や受入体制の充実を図るとともに、圏域外への積極的な情報発信や広域的な観光資源を活用した魅力づくりを行う。
- 周辺地域は、豊かな自然環境、伝統文化、観光資源を活かした観光交流地域の形成を図る。

〔主な事業〕

事業名	石見神楽振興事業				実施地域	全地域
事業概要	圏域の観光資源である石見神楽について、圏域外イベントでの出張上演やPR活動、圏域の宿泊客向けに定期公演等を行い、交流人口の拡大を図る。					
見込まれる効果	圏域外の神楽ファンや圏域への観光客及び宿泊客の増加が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	3,526	3,538	3,526	3,526	3,526	17,642
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	合宿等誘致事業				実施地域	全地域
事業概要	スポーツや文化活動での合宿を実施する団体に対し、宿泊費の一部を助成する。					
見込まれる効果	圏域の交流人口の拡大と宿泊客の増加が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	4,737	4,658	4,737	4,737	4,737	23,606
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	美肌観光推進事業				実施地域	全地域
事業概要	市内にある美肌観光資源のパッケージ化、旅行企画商品の造成及び新商品開発等を推進するとともに、島根県が進める「美肌観光」と連携して誘客を図ること、中山間地域における交流人口の拡大及び地域活性化に繋げる。					
見込まれる効果	中山間地域への交流人口拡大により、地域経済の活性化が図られる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	0	4,450	4,450	4,450	0	13,350
国県補助事業の名称、補助率等	—					

〔成果指標〕

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
観光入込客数の増加	〔年間〕 938,866人	6,722,000人	市内主要施設等の年間(1月～12月)観光入込客数の令和4～令和7年の累計
宿泊客数の増加	〔年間〕 209,006人	879,000人	市内のホテル・旅館・民宿等の年間(1月～12月)宿泊者数の令和4～令和7年の累計
合宿等誘致人数の増加	〔年間〕 478人	13,800人	合宿等誘致促進事業の年間利用人数の令和4～令和7年度の累計
石見神楽定期公演の入場者数の増加	33人	100人	年間平均入場者数

イ 地域ブランド化

〔現状と課題〕

- 水産業を取り巻く情勢は、魚価の低迷、漁船の老朽化、漁業就業者の高齢化や後継者不足、漁業資源の減少、消費者の魚離れ、漁港・海岸施設の老朽化等によって厳しい状況が続いており、抜本的な対策が必要である。
- 農業においては、農業者の高齢化や担い手不足、米価等の農産物価格の低迷により、優良な農地が利活用されず、耕作放棄地が拡大する傾向にあり、地方の実態を考慮した実効性のある具体的な対策の取組が必要である。
- 消費者や食品産業界からは、安全・安心で新鮮な産物や多彩で高品質な食品へのニーズが高まっており、地域の特性を活かした、生産から加工、販売に至るまでの戦略的な取組が必要である。

〔具体的な取組〕

- 「浜田港四季のお魚」をはじめ、浜田漁港で水揚げされる全ての魚を「山陰浜田港」産として圏域内や広島、首都圏等にPRし、販路拡大に取り組むとともに、圏域特選水産ブランド「どんちっち三魚」も継続してPRに努める。
- ピオーネ等の大粒ぶどう、赤梨、西条柿、有機野菜を圏域の顔となる振興作物とし、地域にあった組合せ作物づくりを推奨する。
- 振興作物を核とした農商工連携を通じて付加価値のある商品開発や農産品のブランド化等を推進するとともに、販路開拓に向けた情報発信や産直活動を促進することで、農産物の生産・加工・販売までを一体的に行う6次産業化を進め、産直市の販売額アップに努める。

〔役割分担〕

- 中心地域は、浜田漁港で水揚げされる魚や圏域の特色を活かした農産品の付加価値向上のため、ブランド化を推進する。
- 周辺地域は、各地域における豊かな地域資源を活かした商品開発や産品の生産強化、販路拡大を図る。

〔主な事業〕

事業名	「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業			実施地域	全地域	
事業概要	「山陰浜田港」をPRするため、「浜田港四季のお魚」や「どんちっち」ブランドを通じ、浜田漁港で水揚げされる漁獲物の認知度を高め、浜田産魚の消費拡大を図る。					
見込まれる効果	「山陰浜田港」で水揚げされる漁獲物の認知度が高まり、浜田産魚の消費拡大に繋がり、水産関係者の所得の向上が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	3,653	4,434	3,685	3,685	3,685	19,142
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	内水面漁業振興事業			実施地域	金城地域・旭地域 三隅地域	
事業概要	淡水魚の育成と内水面漁業の振興を図ることを目的に、八戸川・周布川・三隅川の稚魚放流に対する助成を行う。					
見込まれる効果	水産資源の維持保全が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360	11,800
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	担い手等育成支援事業 【産地振興事業】			実施地域	全地域	
事業概要	「浜田市の顔となる農作物」に選定した「大粒ぶどう・赤梨・西条柿」において、新植・補植、災害復旧・災害対策、収益性向上、経営継承を支援することで、産地の担い手の確保・育成と、農業者の所得向上、地域農業の持続的発展を図る。					
見込まれる効果	地域農業の担い手となる農業者等の確保・育成、ひいては当市における農業の維持・発展が期待できる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	0	9,000	9,000	9,000	9,000	36,000
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	有機野菜等農業用ハウス整備支援事業			実施地域	全地域	
事業概要	有機野菜や大粒ぶどうなどの農業用ハウスの整備に対して支援することにより、施設整備に係る初期投資の軽減を図ることで、地域の中核的な経営体を目指す自営就農者の確保・育成と、魅力的な産地形成につなげる。					
見込まれる効果	農業用ハウス整備への支援により、施設整備に係る初期投資が軽減され、農業者の経営安定化と所得向上が図られる。 また、農業研修生の受入れにも実績のある有機野菜・大粒ぶどうなどの産地拡大を図ることにより、自営就農者の確保や農業経営体での雇用増加につながることを期待される。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	12,000	42,717	15,400	15,400	15,200	100,717
国県補助事業の名称、補助率等	産地生産基盤パワーアップ事業推進費（補助率 1/2） ハウス等整備支援事業（補助率 1/3、国庫補助活用 1/4）					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
新規「どんちっち」ブランド加盟業者数の増加	〔年間〕 3店	22店	新規「どんちっち」ブランド加盟業者数の令和4～7年度の累計
3果樹の農業産出額の増加	〔年間〕 107,182千円	680,000千円 内訳 大粒ぶどう 120,000千円 赤梨 260,000千円 西条柿 300,000千円	振興作物（大粒ぶどう、赤梨、西条柿）の農業産出額の令和4～7年度の累計
有機野菜栽培面積（有機JAS圃場面積）の拡大	〔年間〕 0m ²	8,000m ²	有機野菜栽培の拡大面積の令和4～7年度の累計

E 環境

ア 地球温暖化対策の推進

〔現状と課題〕

- 二酸化炭素の排出や森林の伐採等により、地球温暖化は進行し、海面上昇や異常気象を招く等、今なお全世界的な問題としてその対策が求められている。このため、自然エネルギーの利用や省エネルギー推進のために、人や家庭、まちづくり活動団体・グループ、事業所等における活動が不可欠となっている。
- 公共施設に太陽光発電設備やバイオマス設備を整備する等の取組を行ってきたが、引き続き、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に取り組む必要がある。
- 令和 2（2020）年 10 月に国が行った「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」宣言を踏まえ、国・県と協調した取組が求められている。

〔具体的な取組〕

- 住宅用太陽光発電設備への設置支援をはじめ、太陽熱、木質バイオマス、畜産バイオマス等を活用した再生可能エネルギー導入支援を行うとともに、公共施設における再生可能エネルギー導入及び省エネルギー設備導入の促進を図る。
- 豊富な水資源等を活用した再生可能エネルギーの導入を図るとともに、二酸化炭素の吸収源である豊富な森林資源の機能維持のため、積極的な森林管理や森林整備の推進を図る。
- はまだエコライフ推進隊や関係団体等と連携し、環境教育や環境全活動等に取り組むとともに、環境に負荷の少ない市民生活や消費行動を促すことができるよう普及啓発及び情報発信を行う。

〔役割分担〕

- 中心地域は、個人住宅等への太陽光発電設備や蓄電池の設置等の再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入を促進する。また、エコライフ推進隊や関係団体等による環境教育や環境全活動が行われ、市民一人一人が脱炭素化に対する意識の醸成が図られるよう情報の発信を行う。
- 周辺地域は、山間地や耕作放棄地、豊富な水資源等を活用し、比較的規模の大きい再生可能エネルギー導入を図る。また、二酸化炭素の吸収源としての機能が期待される森林資源の適正な管理を推進する。

〔主な事業〕

事業名	市民と共に学ぶ環境づくり事業	実施地域	全地域			
事業概要	脱炭素や地球温暖化防止に役立つ知識や情報を学ぶ環境を作り、広く市民と共に学ぶことで、市民の行動変革を促すことを目的に事業を展開する。					
見込まれる効果	一人ひとりの行動変革により、温室効果ガスの削減が図られ、地球温暖化防止対策に寄与すると共に、気象災害の低減が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	0	6,100	6,100	6,100	6,100	24,400
国県補助事業の名称、補助率等	過疎地域持続的発展支援交付金					

事業名	地域の再エネ導入支援事業	実施地域	全地域			
事業概要	家庭や事業所での再生可能エネルギーの導入を支援する。					
見込まれる効果	温室効果ガスの排出量の削減が図られ地球温暖化防止対策に寄与すると共に、気象災害の低減が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	0	5,800	5,800	5,800	5,800	23,200
国県補助事業の名称、補助率等	島根県再生可能エネルギー導入支援事業補助金 (太陽光発電設備:2万円/KW 上限8万円 等)					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
住宅用太陽光発電設備設置件数の増加	〔年間〕 3件	30件	住宅用太陽光発電設備設置補助金の令和4～7年度の通算補助件数
公共施設等における太陽光発電設備の新規設置数の増加	〔年間〕 0施設	20施設	公共施設等における太陽光発電設備の令和4～7年度の通算新規設置数
地域が開催する環境関連イベント・講座の開催回数の増加	〔年間〕 9回	60回	エコライフ推進隊の会員や民間等が開催する環境関連イベント・講座の令和4～7年度の通算開催回数

イ ごみの減量化や資源化の推進

〔現状と課題〕

- 国においては、平成12年の循環型社会形成推進基本法を制定以降、処理・処分を中心としたシステムから、ごみの減量と、有効利用を図ることにより環境への負荷が少ない「循環型社会」の構築を目指している。
- 市民や事業者の意識の醸成を図りながら、ごみの排出抑制や減量化、資源化を積極的に進めており、ごみの総排出量は減少傾向にあるが、一人当たりの一日平均排出量は増加傾向にあり、市民一人ひとりの持続可能な取組が求められている。

〔具体的な取組〕

- 地域や学校における環境出前講座等を開催し、市民の意識啓発や人材育成に努めるとともに、市民や事業者自らが行っている取組について広く情報発信を実施する。
- マイバッグの普及やレジ袋の削減、リユース食器の利用、生ごみの水切り等による家庭ごみの減量化を推進する。

〔役割分担〕

- 中心地域は、消費者、事業者、行政が連携してごみの減量化に取り組み、環境にやさしい暮らしを推進する。また、ごみ処理施設においては環境負荷の少ない適正管理に努めると共に長寿命化を図り効率的な運営を行う。
- 周辺地域は、ごみの減量化や資源化に取り組む活動を進めると共に、環境にやさしい自主的な取り組みや地域活動を推進する。

〔主な事業〕

事業名	エコライフ推進事業	実施地域	全地域			
事業概要	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき組織された「はまだエコライフ推進隊」による温室効果ガス排出削減に向けた取組を支援する。					
見込まれる効果	4Rや省エネ等にかかる取組が市全体に広がることで、ごみの減量化を図ることができるとともに地球温暖化対策の推進が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	940	880	880	880	880	4,460
国県補助事業の名称、補助率等	—					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
総ごみ排出量の減少	19,370t	17,455t	年間の総ごみ排出量の減少
ごみのリサイクル率の増加	20.27%	21.4%	(直接資源化量+中間処理後資源化量)÷総ごみ排出量

F 防災

ア 安全で安心なまちづくり

〔現状と課題〕

- 圏域は、過去に幾度となく集中豪雨による大きな災害に見舞われており、その教訓を活かした災害に強いまちづくりが求められている。近年の気候変動より災害リスクが増大していることから、一層の防災・減災対策を推進していく必要がある。
- 市内の刑法犯発生件数は減少傾向が続いているが、新たな手口の還付金詐欺や架空料金請求詐欺の発生が後を絶たず、不審者による女性や子どもへの声掛け事案は依然として続いている。警察や金融機関等の関係機関、地域、市民が連携し、地域ぐるみの防犯体制を更に強化する必要がある。

〔具体的な取組〕

- 自助・共助・公助の考え方にに基づき、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織の設立や活動支援を行い、地域における防災力の向上を図る。
- 「安全で安心なまちづくり」の実現のため、犯罪を起こさせにくい環境の整備に努めるとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」、「地域の安全は地域で守る」という市民の防犯意識を高め、市民と行政が一体となった地域ぐるみの防犯活動を推進する。

〔役割分担〕

- 中心地域は、自主防災組織の設立や活動の支援、防災・防犯意識の高揚や事業の普及啓発を図るとともに、防災・防犯に関する圏域全体の情報の集約と情報の提供を行う。
- 周辺地域は、自主防災組織の設立や活動の支援、防災・防犯意識の高揚や事業の普及を図る。

〔主な事業〕

事業名	地域安全まちづくり事業 【自主防災組織関係・出前講座】	実施地域	全地域			
事業概要	防災出前講座等の実施により、自主防災組織の新規設立及び既存組織の育成・災害時の活動等の習熟を図る。					
見込まれる効果	市民の防災意識の向上、自主防災組織の活動の活性化など、地域防災力の向上が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	6,149	5,952	5,952	5,952	5,952	29,957
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	防災まちづくり推進事業 【自主防災組織関係】		実施地域	全地域		
事業概要	自主防災組織を新たに設立する団体に対し、事務費・訓練経費等の補助や、事務手続きの説明等の支援を行い、組織率の向上を図る。					
見込まれる効果	市民の防災意識の向上、自主防災組織の組織数の増加など、地域防災力の向上が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	2,095	2,667	2,667	2,667	2,667	12,763
国県補助事業の名称、補助率等	—					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
自主防災組織の組織率の増加	68.2%	90.0%	世帯数に対する組織された地域の世帯数の割合
防災出前講座の開催回数の増加	〔年間 66回〕	400回	講座の年間開催回数の令和4～7年度の累計
総合防災訓練等への自主防災組織の参加率	22.8%	70.0%	総合防災訓練等に参加した自主防災組織の割合
防犯出前講座の開催回数の増加	〔年間 1回〕	160回	講座の年間開催回数の令和4～7年度の累計

2 結びつきやネットワークの強化に係る取組

A 地域公共交通

ア 地域公共交通網の連携と生活交通の確保

〔現状と課題〕

- 自家用車の普及・拡大と人口減少の影響により、路線バス等の公共交通利用者は、年々減少傾向にある。
- 自家用車を運転できない高齢者等にとって、公共交通は生活に必要不可欠なサービスであり、安心して生活（通院・買い物等）できる交通手段の確保や移動支援策の構築は、早急に取り組むべき課題となっている。
- 将来にわたって安心して利用できる持続可能な公共交通サービスを展開するためには、市の財政負担の軽減に努めるとともに、法改正に対応した新たな施策の導入、公共交通の利用促進に取り組む必要がある。
- 圏域と周辺自治体に関連する広域交通の維持存続に向けては、関係自治体と連携した取組の強化が必要である。

〔具体的な取組〕

- 通勤・通学・通院・買い物等の市民生活に必要な路線バスや予約型乗合タクシー等の公共交通を確保するとともに、より効率的でわかりやすい公共交通網への再編に取り組む。
- 地域や交通事業者と連携して、高齢者等に配慮した「ドア・トゥ・ドア型」の移動手段の確保に取り組むとともに、敬老福祉乗車券交付事業等により、運賃負担を軽減し、高齢者等が外出しやすい環境づくりに努める。
- 公共交通利用者の利便性向上や地域経済の活性化を意識した新たな利用促進の仕組みづくり等を推進し、公共交通利用者の減少抑制に努める。

〔役割分担〕

- 中心地域は、地域公共交通の連携体制を確立し、地域住民のニーズに応じた利便性の高い交通網の整備を図る。
- 周辺地域は、民間事業者では対応できない交通空白地域における予約型乗合タクシー等の効果的運用を行い、生活交通の確保を図る。

〔主な事業〕

事業名	路線バス確保対策事業	実施地域	全地域			
事業概要	生活交通バス路線の維持・確保のため、乗合バス事業者に対し、運行費等の一部を補助する。					
見込まれる効果	乗合バス事業者が運行する赤字路線の欠損補助等を行うことにより、生活交通バス路線の維持・確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	133,259	129,829	129,829	129,829	129,829	652,575
国県補助事業の名称、補助率等	島根県生活交通確保対策交付金（補助率 1/2、1/3）					

事業名	生活路線バス運行事業	実施地域	全地域			
事業概要	圏域における交通手段を確保するため、有償による生活路線バスを運行する。					
見込まれる効果	買い物や通院等の日常生活に必要な交通手段の確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	58,582	58,531	58,531	58,531	58,531	292,706
国県補助事業の名称、補助率等	島根県生活交通確保対策交付金（補助率 1/2、1/3）					

事業名	予約型乗合タクシー等運營業業	実施地域	全地域			
事業概要	交通空白地域の交通を確保するため、予約型乗合タクシーの運行や自治会が実施する輸送活動に対する支援を行う。					
見込まれる効果	交通空白地域における交通弱者の移動手段の確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	22,764	24,597	24,597	24,597	24,597	121,152
国県補助事業の名称、補助率等	島根県生活交通確保対策交付金（補助率 1/2、1/3）					

事業名	地域公共交通確保対策事業	実施地域	全地域			
事業概要	高齢者や学生等の交通弱者が安心して生活できるよう、敬老乗車券の交付及び通学定期券購入補助を行う。					
見込まれる効果	交通弱者の移動に係る経費負担の軽減と、公共交通サービスの利用促進が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	131,233	126,442	126,442	126,442	126,442	637,001
国県補助事業の名称、補助率等	—					

〔成果指標〕

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
交通手段の確保に取り組むまちづくり活動団体数の増加	3団体	18団体	コミュニティワゴン運送支援事業又はあいのりタクシー等運行支援事業を活用して交通手段の確保に取り組むまちづくり活動団体の数
敬老福祉乗車券交付事業の申請者数の増加	〔 年 間 3,176人 〕	16,000人	敬老福祉乗車券交付事業の申請者数の令和4～7年度の累計
生活路線バスの利用者数の維持	22,760人	22,760人以上	生活路線バスの年間利用者数
予約型乗合タクシーの利用者数の維持	3,816人	3,816人以上	予約型乗合タクシーの年間利用者数
環境整備を実施したバス停数の増加	6か所	9か所	市がベンチや上屋の設置等、環境整備に取り組んだバス停数の平成28年度以降の累計
公共交通利用促進策の増加	〔 年 間 1事業 〕	14事業	公共交通の利用促進を図るために取り組む事業数の令和4～7年度の累計

B デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

ア 高速情報通信基盤の整備

〔現状と課題〕

- 市内中山間地の通信手段は、同軸線によるケーブルテレビ回線で行われており、十分な通信速度が確保できていない状況にあることから、今後の高度情報化社会に対応することが難しい状況にある。

〔具体的な取組〕

- 市内ケーブルテレビ回線を光回線に改修することにより、高速情報通信基盤の構築を行う。

〔役割分担〕

- 中心地域は、ケーブルテレビ事業者と連携し、早期の光回線整備とケーブルテレビ加入者の促進を図る。
- 周辺地域は、光回線整備のための引込宅内工事を円滑に行えるよう地域の情報提供と支援を行う。

〔主な事業〕

事業名	高速情報通信基盤整備事業	実施地域	全地域			
事業概要	市内ケーブルテレビ回線を光回線化する工事を行うことにより、市内全域に高速情報通信の基盤を構築する。					
見込まれる効果	高度情報化社会に対応するための通信基盤の確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	1,709,680	262,404	174,242	104,288	25,743	2,276,357
国県補助事業の名称、補助率等	無線システム普及支援事業費等補助金（補助率 1/2）					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
インターネット加入件数の増加	3,650件	4,000件	ケーブルテレビの通信回線契約世帯数

C 道路等の交通インフラの整備

ア 生活幹線道路の整備

〔現状と課題〕

- 国道、県道及び広域農道等の主要幹線道路は、逐次改良が進められており、これらの道路と山陰道を早期に結ぶ高速道路ネットワークの整備が期待されている。
- 市道や農林道は、地域間を結ぶ身近な生活道であり、更なる整備が必要とされている。

〔具体的な取組〕

- 地域経済の発展を図るため、山陰道の早期全線開通と浜田道4車線化の早期採択に向け、国への働きかけを推進し、高速道路ネットワークの早期構築を目指す。
- 市道や農林道の整備については、安全で快適な道路の確保に向けて計画的な改良を目指す。

〔役割分担〕

- 中心地域は、国道、主要地方道、県道及び広域農道を主要幹線道路に、市道や農林道を地域に密着した生活道路に位置付け、安定した市民生活の確保や地域の産業振興を図るため、利便性の高い道路ネットワークの整備を推進する。
- 周辺地域は、主要幹線道路については、国道や県道との円滑な接続と道路機能の充実に図り、生活道路については、主要幹線道路等へ円滑に接続できるように整備する。

〔主な事業〕

事業名	浜田駅周辺整備事業	実施地域	全地域			
事業概要	君市踏切を含む市道には歩道がなく、また車両のすれ違いができないことにより、通学生や歩行者にとって危険な状況となっているため、2車線道路や歩道を整備し、住民の通行の安全確保を図る。 【L=450m】					
見込まれる効果	浜田駅周辺の市道を整備することにより、駅南北の連絡が円滑になり、通行の安全確保と利便性の向上が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	210,000	157,500	332,850	0	0	700,350
国県補助事業の名称、補助率等	社会資本整備総合交付金（補助率 57.2%） 合併特例債					

事業名	小国峠線道路改良事業 【橋梁架け替え】		実施地域	金城地域		
事業概要	小国川に架かる谷口橋は、河川断面が不足しており、豪雨時には氾濫する原因の一つになっている。橋梁の架け替えを行い、河川氾濫防止を図る。 【橋梁架け替え1橋】					
見込まれる効果	地域住民の安全の確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	0	0	31,500	75,600	57,750	164,850
国県補助事業の名称、補助率等	社会資本整備総合交付金（補助率 52%） 辺地対策事業債					

事業名	戸地線道路改良事業		実施地域	旭地域		
事業概要	当該路線は重富地区と都川地区を結ぶ重要アクセス道路となっているが、幅員が狭く線形も悪いことから、通行や離合が困難であるため道路改良工事を行い、アクセス道路としての利便性の向上を図る。 【L=1,400m】					
見込まれる効果	重富地区から都川地区までの地域住民の移動や緊急車両等の通行が容易になり、地域住民の安全の確保と、生活道路としての利便性の向上が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	21,000	31,500	31,500	31,500	31,500	147,000
国県補助事業の名称、補助率等	社会資本整備総合交付金（補助率 52%）（R2～） 過疎対策事業債					

事業名	生活道路整備事業 【門田線道路改良】		実施地域	弥栄地域		
事業概要	地域住民の利便性向上と通行上の安全確保を図ることを目的に、路線の改良を行う。 【L=675m】					
見込まれる効果	地域住民の安全の確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	3,000	5,000	5,000	5,000	5,000	23,000
国県補助事業の名称、補助率等	-					

事業名	白砂1号線道路改良事業		実施地域	三隅地域		
事業概要	地域住民の利便性向上と通行上の安全確保を図ることを目的に、今浦地区を周回する路線の拡幅等を行う。 【L=1,400m】					
見込まれる効果	今浦地区の環状機能の充実により、地域住民の安全確保と生活道路としての利便性の向上が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	22,500	52,500	21,000	21,000	21,000	138,000
国県補助事業の名称、補助率等	社会資本整備総合交付金（補助率 52%） 過疎対策事業債					

事業名	三隅益田道路建設附帯事業				実施地域	三隅地域
事業概要	三隅益田道路事業の沿線における道路・河川整備を行う。					
見込まれる効果	地元要望に基づく道路・河川整備を実施することで、三隅益田道路の事業促進を図る。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
国県補助事業の 名称、補助率等	合併特例債					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
市道浜田527号線道路改良 (整備延長450m)	50%	100%	【浜田地域】浜田駅周辺の市道を整備し、駅南北の連絡を円滑にする。
市道小国峠線道路改良 (橋梁架け替え1橋)	0%	100%	【金城地域】老朽化した谷口橋の架け替えを行う。
市道戸地線道路改良 (整備延長1,400m)	31%	55%	【旭地域】集落間を結ぶ幹線市道の整備を行う。
市道門田線道路改良 (整備延長675m)	40%	55%	【弥栄地域】集落間を結ぶ幹線市道の整備を行う。
市道白砂1号線道路改良 (整備延長1,400m)	70%	80%	【三隅地域】急カーブ、狭小市道の改良及び集落の環状機能の充実を図る。
三隅益田道路の整備	51%	100%	三隅益田道路の事業進捗率。 令和7年度開通予定。

イ 冬期の安全道対策

〔現状と課題〕

- 冬期の積雪や路面凍結は、日常生活や産業活動等に与える影響が極めて大きいため、迅速かつ効率的な除雪体制を整備する必要がある。
- 圏域における除雪機械の減少や老朽化、機械オペレーター不足等に対する対応が必要である。

〔具体的な取組〕

- 冬期における道路交通の安全確保のため、迅速かつ効率的な除雪作業を実施する。
- 各地域の除雪体制を維持するため、除雪機械等を整備する。

〔役割分担〕

- 中心地域は、降雪時に迅速な対応ができるように、除雪実施事業所や各地域の関係部署との連携を強化する。
- 周辺地域は、生活に密着した通学路等の生活路線を中心に除雪作業を実施するとともに、除雪機械の適宜更新や適正配置を図る。

〔主な事業〕

事業名	除雪事業	実施地域	全地域			
事業概要	冬期の積雪や路面凍結は、住民生活に与える影響が極めて大きいため、迅速かつ効率的な除雪を行い、冬期の安全な道路交通の確保を図る。					
見込まれる効果	安全な生活道路の通行確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	72,834	72,834	72,834	72,834	72,834	364,170
国県補助事業の名称、補助率等	県道除雪事業委託費（受託事業）					

事業名	除雪車等整備事業	実施地域	全地域			
事業概要	除雪車を整備して迅速に除雪対応できる機動力を確保するとともに、格納庫を整備して車両の劣化軽減を図る。					
見込まれる効果	迅速かつ効率的な除雪作業が行える体制の確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	0	0	15,030	53,090	70,120	138,240
国県補助事業の名称、補助率等	社会資本整備総合交付金（補助率 2/3） 過疎対策事業債					

D 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

ア 地産地消の推進

〔現状と課題〕

- 地域経済の厳しい状況が続くなか、市民が地域への愛着と誇りを持ち、地域資源の活用を進めていくことで、地域内における経済の循環を促進し、地域産業の保護及び育成並びに雇用の場の創出を図ることが重要である。
- 安全安心で健康的な暮らしを確立するため、一人ひとりが「食」の大切さや食生活等の重要性を認識し、地産地消を推進することが重要である。

〔具体的な取組〕

- 安全で安心な食を提供するため、有機農業等の環境に配慮した農業の推進と食の正しい知識を学ぶ食育の展開により、地産地消の推進に努める。
- 域外へのマネー流出を抑制し、圏域での消費を増やすため、「BUY浜田」を推進する。
- 健康で安全な生活を自ら実践できる児童・生徒を育成するため、食育を推進するとともに、学校給食での地産地消を推進する。

〔役割分担〕

- 中心地域は、学校や福祉施設、観光施設、外食産業等の各種団体との連携体制を構築し、地元の農林水産物の利用促進を図る。
- 周辺地域は、地産地消の推進のため、関係団体等と連携するとともに、取組について地域への情報提供を行う。

〔主な事業〕

事業名	BUY浜田推進事業	実施地域	全地域			
事業概要	圏域内で生産・加工された浜田産品について、産直市・スーパー・小売店で販売し、市民や観光客による消費拡大を図る「BUY浜田」を推進する。					
見込まれる効果	地元産品の地元消費拡大と、それに伴う各種産業の振興及び雇用の創出が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	937	977	937	937	937	4,725
国県補助事業の名称、補助率等	—					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
学校給食での地域食材利用率の増加	61.9%	70.0%	市内小中学校の給食における地元食材利用率

E 地域内外の住民との交流・移住促進

ア 定住施策の充実

〔現状と課題〕

- 進学や就職により都市圏等へ転出した人のUターンを促進するためには、働く場の確保や子育て支援策の充実が必要である。
- Iターン者を増やすためには、魅力ある独自の定住支援制度と地域における定住環境づくりが必要である。

〔具体的な取組〕

- 移住相談は多岐にわたるため、移住希望者のニーズに寄り添った対応ができるよう、定住相談員を中心にきめ細やかな相談サービスの充実に取り組む。
- ホームページやSNS等を活用し、魅力ある「はまだ暮らし」の情報提供に努めるとともに、都市圏で開催される「定住フェア」や各種相談会で定住支援情報を提供し、U・Iターン希望者のニーズの把握に努める。

〔役割分担〕

- 中心地域は、定住希望者の新規開拓と定住に関する情報発信を行う。
- 周辺地域は、就業・住宅・生活（子育て等）関連の制度を周知し、定住を促進するとともに、定住希望者を対象にした受入体制の充実を図る。

〔主な事業〕

事業名	定住相談事業 【定住相談員配置、定住フェア参加】	実施地域	全地域			
事業概要	圏域への定住に関する相談にワンストップで対応するために定住相談員を配置するとともに、首都圏で開催される定住フェアや各種相談会に参加し、U・Iターン希望者の相談に応じる。					
見込まれる効果	U・Iターン希望者の情報収集にかかる負担の軽減が図られ、定住促進が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	3,767	4,175	4,175	4,175	4,175	20,467
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	関係人口創出拡大事業	実施地域	全地域			
事業概要	関係人口と継続的に関わる仕組みをつくり、担い手が不足している地域や市内企業の活性化につなげる。					
見込まれる効果	関係人口と地域住民とのマッチングを図り、地域課題の解決に取り組む。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	2,860	1,904	1,904	1,904	1,904	10,476
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	音楽を核とした定住促進事業			実施地域	全地域	
事業概要	特定地域づくり事業を活用し、若い音楽家のUIターンを促進する。					
見込まれる効果	若年層の移住者増加と人手不足の緩和が図れる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	14,927	19,533	20,154	16,154	16,154	86,922
国県補助事業の 名称、補助率等	特定地域づくり事業推進交付金					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
U・Iターン相談件数の増加	327件	408件	定住相談、空き家バンク制度等を通じた年間相談件数
U・Iターン者数の増加	〔年間〕 209人	840人	島根県人口移動調査による、本市のU・Iターン者数の令和4～7年度の累計
浜田応援団員数の増加	125人	200人	浜田応援団の登録者数の令和2年度以降の累計
関係人口による応援活動件数の増加	〔年間〕 10件	40件	応援団員が実践する応援活動件数の令和4～7年度の累計

イ 空き家の利活用

〔現状と課題〕

- 空き家は今後も増加するものと予測されるため、地域や町内会等の機能を維持するためにも、U・Iターン者の住居利用をはじめとした空き家の有効活用が必要となっている。

〔具体的な取組〕

- 地域や町内会等と協力して利用可能な空き家の掘り起こしを行い、空き家バンク制度による利活用の促進に取り組む。
- U・Iターン者向けの住宅改修費用の補助等を行い、更なる空き家の利活用に向けて取り組む。

〔役割分担〕

- 中心地域は、ホームページ等で空き家の情報提供を行い、購入・賃貸希望者と所有者、宅地建物取引業者等との調整を行うとともに、制度について周知を図る。
- 周辺地域は、地域の空き家情報を随時収集し、定住希望者へ情報提供を行うとともに、制度について周知を図る。

〔主な事業〕

事業名	はまだ暮らし住まい支援事業 【空き家バンク】	実施地域	全地域			
事業概要	U・Iターン者等の住まい対策として、空き家バンクへの物件登録促進と、空き家の片付けや改修に対する補助等を行う。					
見込まれる効果	空き家の有効活用と定住促進が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	15,450	17,155	17,155	17,155	17,155	84,070
国県補助事業の名称、補助率等	—					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
空き家バンク登録件数の増加	74件	90件	空き家バンクへの年間登録物件数
空き家バンク登録物件に係る契約件数の増加	53件	65件	空き家バンク登録物件のうち、年間契約物件数

3 圏域マネジメント能力の強化に係る取組

A 宣言中心市等における人材の育成

ア 人材の育成

〔現状と課題〕

- 圏域では、島根県立大学浜田キャンパスの開学以来、「大学を核としたまちづくり」を重要施策として位置付け、大学・行政・地域住民の三者連携に取り組んでいる。
- 人口減少・少子高齢化が進む中、地域活動の担い手が不足・高齢化してきており、地域が本来有している「住民自治」の機能が低下しつつある。また、現代社会において、地域課題は複雑化・多様化しており、行政や個人だけでは対応することが困難になってきている。
- 浜田市は、中華人民共和国の寧夏回族自治区石嘴山市、上海市普陀区真如鎮、山東省栄成市、ブータン王国等と友好都市協定を締結し、交流を行っている。
- 性別による固定的な役割分担意識は徐々になくなりつつある一方で、家事、育児など家庭における役割を実際に担う女性比率は高く、加えて地域活動等の場における意思決定への女性の参画率は依然として低い状態である。

〔具体的な取組〕

- 知的資源や多様な人材を持つ大学等高等教育機関と地域との連携によるまちづくりを推進する。
- 市民がまちづくりに参画できる機会の創出や、次代を担う人材の育成・確保に努めるとともに社会教育を基盤とした市民主体の活動が展開されるよう、地域の特色や状況、課題に応じた支援を実施し、地域の個性を活かしたまちづくりを推進する。
- 在住外国人への支援や民間国際交流団体の活動を支援するとともに、海外の友好都市との交流を深め、多文化共生社会の実現と国際性豊かな人材育成に努める。
- 無意識の思い込みなどによって男女平等の意識が阻まれることのないよう、男女双方の意識を変えていく取組や、あらゆる場面、あらゆる世代において、固定観念を植え付けない取組を進める。

〔役割分担〕

- 中心地域は、圏域住民に対して各種の情報提供を行うとともに、研修や講座等を通じて、人材の育成・養成を行う。
- 周辺地域は、研修や講座等への参加を促し、教養を高め、技術等の向上を図る。

〔主な事業〕

事業名	大学を核としたまちづくり推進事業	実施地域	全地域			
事業概要	島根県立大学等の高等教育機関と市民との交流を促進し、大学等と地域との連携によるまちづくりを推進する。					
見込まれる効果	大学等と地域との交流促進により、圏域の人材育成に寄与することが見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	4,858	4,658	4,658	4,658	4,658	23,490
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	まちづくり総合交付金事業	実施地域	全地域			
事業概要	地区まちづくり推進委員会等の住民自治組織に対してまちづくり総合交付金を交付することにより、各地域の特色を活かしたまちづくりの活性化と住民自治の推進を図る。					
見込まれる効果	住民自治意識の高揚とともに、地域リーダー等の育成や後継者の確保が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	111,809	109,674	109,674	109,674	109,674	550,505
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	浜田国際交流協会助成事業	実施地域	全地域			
事業概要	浜田国際交流協会が実施する事業（各種講座や国際交流イベントの開催等）への支援を行う。					
見込まれる効果	多文化共生社会の実現と国際性豊かな人材育成に寄与することが見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	2,908	2,684	2,684	2,684	2,684	13,644
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	男女共同参画推進事業	実施地域	全地域			
事業概要	浜田市男女共同参画推進計画に基づく各種事業（浜田女性ネットワーク等の各種団体への活動支援、講演会の開催等）を実施する。					
見込まれる効果	男女共同参画社会の形成に寄与することが見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	813	832	832	832	832	4,141
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	地域づくり振興事業			実施地域	全地域	
事業概要	防犯灯設備や集会所の整備など自主的な活動を行う団体に対し、その活動に要する費用の一部を補助する。					
見込まれる効果	地域活動の活性化及び地域防災力の向上により、活力ある地域コミュニティの形成が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	38,090	36,740	36,740	36,740	36,740	185,050
国県補助事業の名称、補助率等	—					

事業名	協働推進事業			実施地域	全地域	
事業概要	市民との協働のまちづくりを推進するため、まちづくりフォーラム、人材育成研修、補助事業等を実施する。					
見込まれる効果	協働のまちづくりに対する機運醸成や意識改革、市民活動の活性化が見込まれる。					
事業費 (千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	493	3,122	3,122	3,122	3,122	12,981
国県補助事業の名称、補助率等	—					

〔成果指標〕

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
人材育成研修会等の開催回数の増加	〔年間2回〕	24回	地域リーダーの育成及び協働のまちづくりの推進に関する研修会の年間開催回数の令和4～7年度の累計
大学等高等教育機関と連携したまちづくり推進事業補助金の申請件数の増加	〔年間1件〕	28件	大学等高等教育機関と連携したまちづくり推進事業補助金の申請件数の令和4～7年度の累計
島根県立大学との共同研究実施件数の維持	〔年間6件〕	24件以上	島根県立大学との共同研究実施件数の令和4～7年度の累計
共同研究等の成果を活用した事業数の増加	〔年間2事業〕	12事業	共同研究等の成果を活用して実施した新規事業及び改善等を行った既存事業の数の令和4～7年度の累計
政策や方針決定過程における女性の参画人数の増加	23.5%	40%	各種審議会等への女性の参画率
政策や方針決定過程における女性の参画拡大	78.0%	100%	女性委員を含む各種審議会等の比率

【資料編】

資料 1 浜田市定住自立圏共生ビジョン事業一覧

資料 2 浜田市定住自立圏共生ビジョン成果指標一覧

資料1 浜田市定住自立圏共生ビジョン事業一覧

1 生活機能の強化に係る取組

A 医療

ア 医師・医療従事者の確保

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
地域医療連携事業 【医療従事者の育成に向けた支援】	全地域	医師や看護師の育成及び確保のため、中山間地域包括ケア研修センターの機能強化や、研修医受け入れ体制の充実、セミナー開催、准看護学校の実習費補助等を行う。	11,154	10,933	10,933	10,933	10,933	54,886
看護学校学生等修学資金貸付事業	全地域	圏域の看護職員育成支援として、看護学生及び准看護学生に修学資金の貸し付けを行う。	22,680	22,680	22,680	22,680	22,680	113,400
リハビリテーションカレッジ島根支援事業	三隅地域	リハビリテーションカレッジ島根が行う入学金実質無料化に要する経費や、学生の医療機関実習に係る負担金等を助成することにより、学生の確保を通して、医療従事者の確保を図る。	18,650	20,930	23,230	29,320	31,480	123,610
浜田医療センター附属看護学校支援事業	浜田地域	浜田医療センター附属看護学校を運営する国立病院機構が、同校の閉校を含めたあり方について検討を進めているため、市として学校存続のための支援することで看護職従事者の確保につなげる。	0	10,000	10,000	10,000	0	30,000

イ 地域医療ネットワークの充実

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
地域医療連携事業 【地域医療に対する啓発活動】	全地域	適正な医療機関の利用により、医療従事者の負担軽減と一次・二次・三次医療機能の維持が見込まれる。	250	250	250	250	250	1,250

ウ 救急医療体制の充実

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
休日診療所管理運営費	全地域	休日における初期救急患者に対して応急的な診療を行う休日応急診療所を運営する。	10,545	11,407	11,407	11,407	11,407	56,173

エ へき地医療確保体制の充実

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
地域医療連携事業 【医療従事者等の充実】	全地域	弥栄診療所で家庭医療後期研修プログラムによる研修医の受け入れを行うことにより、地域医療を担う人材確保を図る。	3,633	7,263	7,263	7,263	7,263	32,685

B 福祉

ア 子育て支援環境の整備

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
安心お産応援事業	全地域	妊婦健康診査の公費負担の充実、不妊及び不育治療費の助成、ママババ学級の開催等を行うことにより、安心して妊娠、出産できる環境を構築する。	41,954	41,999	41,999	41,999	41,999	209,950
乳幼児等健康診査事業	全地域	乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施し、乳幼児の健康問題の早期発見や子育て相談等に応じる。	8,496	8,521	8,521	8,521	8,521	42,580

事業名	実施地域	事業概要	事業費					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
保育所入所受入促進事業	全地域	職場復帰保護者の入所待ち児童の受入対策として、各保育所での0歳児の年度途中受入体制確保に対し、人件費相当額の助成を行う。	16,370	20,604	20,604	20,604	20,604	98,786
次世代育成支援事業	全地域	子ども・子育て支援事業計画に基づき、こんにちは赤ちゃん事業や食育推進事業等、児童・保護者のニーズに合った子育て支援事業を推進する。	14,734	7,340	7,340	7,340	7,340	44,094
放課後児童クラブ設置事業	全地域	浜田地域14か所、金城地域2か所、旭地域1か所、弥栄地域1か所、三隅地域2か所、計20か所の放課後児童クラブで小学校1年生～6年生の児童を対象にその児童の健全育成を図る。	219,342	217,216	217,216	217,216	217,216	1,088,206
子育て支援センター運営事業	全地域	家庭や地域における子育て中の親の孤独感や不安感を緩和し安心して子育てができる環境を作るため、相談事業・交流事業や子育ての情報提供を実施する。	10,312	8,867	8,867	8,867	8,867	45,780
地域子育て支援拠点事業	全地域	地域子育て支援拠点を設置することにより、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。	20,647	25,194	25,194	25,194	25,194	121,423
子育て世代包括支援センター事業	全地域	安心して妊娠・出産・育児ができ、子どもが健やかに成長することができる地域づくりを目的に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。	4,325	10,090	10,090	10,090	10,090	44,685

イ 高齢者・障がい者福祉サービスの充実

事業名	実施地域	事業概要	事業費					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
地域包括支援センター運営事業	全地域	地域包括支援センターに、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを配置し、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、介護に関する総合相談、サービス調整機能等を担う。	33,913	77,530	77,530	77,530	77,530	344,033
介護予防・日常生活支援総合事業	全地域	高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、要介護状態になることの予防及び生活支援に係る事業を実施する。	45,974	20,768	20,768	20,768	20,768	129,046
地域生活支援事業【相談支援事業】	全地域	障がい者の相談支援機関等を中心として、障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談内容に応じた情報提供や権利擁護のための援助を行う。	15,755	15,755	15,755	15,755	15,755	78,775
地域生活支援事業【基幹相談支援センター運営事業委託】	全地域	地域の相談支援の拠点として総合的、専門的な相談業務(身体・知的・精神障がい)を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化、相談支援事業者への指導や助言、人材育成等を行う。	6,067	6,067	6,067	6,067	6,067	30,335
高齢者福祉サービス事業	全地域	高齢者やその家族などの様々なニーズに対し、各種サービスを提供することにより身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、住み慣れた地域での生活継続の支援を行う。	31,120	31,809	31,809	31,809	31,809	158,356
在宅介護支援事業	全地域	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅で介護している家族への支援や、訪問看護サービス利用拡大のための助成を行う。	4,550	7,200	7,200	7,200	7,200	33,350
介護予防教室開設準備経費等支援事業	全地域	介護予防教室を開設する者に対し、開設に要する費用の一部を補助する。	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	全地域	医療・保健・介護の情報を一括把握し、地域の健康課題を整理分析し、高齢者の特性を踏まえ、低栄養予防等、対象者絞った相談・指導と、日常生活圏域の集いの場等に積極的に関与し、フレイル予防の支援や指導等、普及啓発を行う。	0	9,569	9,569	9,569	0	28,707
包括的支援事業	全地域	地域包括ケアシステムの実現に向け、生活支援体制の整備、医療と介護の両方を必要とする高齢者の在宅生活を支えるための在宅医療と介護サービスの連携、医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応、認知症施策及び地域ケア会議の推進を図る。	38,490	38,574	38,574	38,574	38,574	192,786

C 教育

ア 読書活動の強化

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
図書館管理運営費【図書館ネットワークシステム】	全地域	図書館ネットワークシステムを利用し、スムーズな蔵書の検索、予約のための管理、運営を行う。	11,099	7,297	7,297	7,297	7,297	40,287
図書館管理運営費【移動図書館車】	全地域	図書館の利用が困難な地域をラブック号で巡回し、図書の貸出しを行う。	2,161	1,861	1,861	2,161	1,861	9,905
学校司書等配置事業	全地域	読書活動の推進及び学校図書館の効果的な活用・運営を図るため、小中学校へ学校司書等を配置する。	31,619	30,933	30,933	30,933	30,933	155,351

D 産業振興

ア 観光振興

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
石見神楽振興事業	全地域	圏域の観光資源である石見神楽について、圏域外イベントでの出張上演やPR活動、圏域の宿泊客向けに定期公演等を行い、交流人口の拡大を図る。	3,526	3,538	3,538	3,538	3,538	17,678
合宿等誘致事業	全地域	スポーツや文化活動での合宿を実施する団体に対し、宿泊費の一部を助成する。	4,737	4,658	4,658	4,658	4,658	23,369
美肌観光推進事業	全地域	市内にある美肌観光資源のパッケージ化、旅行企画商品の造成及び新商品開発等を推進するとともに、島根県が進める「美肌観光」と連携して誘客を図ることで、中山間地域における交流人口の拡大及び地域活性化に繋げる。	0	4,450	4,450	4,450	0	13,350

イ 地域ブランド化

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業	全地域	「山陰浜田港」をPRするため、「浜田港四季のお魚」や「どんちっち」ブランドを通じ、浜田漁港で水揚げされる漁獲物の認知度を高め、浜田産魚の消費拡大を図る。	3,653	4,434	3,685	3,685	3,685	19,142
内水面漁業振興事業	金城地域 旭地域 三隅地域	淡水魚の育成と内水面漁業の振興を図ることを目的に、八戸川・周布川・三隅川の稚魚放流に対する助成を行う。	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360	11,800
担い手等育成支援事業【産地振興事業】	全地域	「浜田市の顔となる農作物」に選定した「大粒ぶどう・赤梨・西条柿」において、新植・補植、災害復旧・災害対策、収益性向上、経営継承を支援することで、産地の担い手の確保・育成と、農業者の所得向上、地域農業の持続的発展を図る。	0	9,000	9,000	9,000	9,000	36,000

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
有機野菜等農業用ハウス整備支援事業	全地域	有機野菜や大粒ぶどうなどの農業用ハウスの整備に対して支援することにより、施設整備に係る初期投資の軽減を図ること、地域の中核的な経営体を目指す自営就農者の確保・育成と、魅力的な産地形成につなげる。	12,000	42,717	15,400	15,400	15,200	100,717

E 環境

ア 地球温暖化対策の推進

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
市民と共に学ぶ環境づくり事業	全地域	脱炭素や地球温暖化防止に役立つ知識や情報を学ぶ環境を作り、広く市民と共に学ぶことで、市民の行動変革を促すことを目的に事業を展開する。	0	6,100	6,100	6,100	6,100	24,400
地域の再エネ導入支援事業	全地域	家庭や事業所での再生可能エネルギーの導入を支援する。	0	5,800	5,800	5,800	5,800	23,200

イ ごみの減量化や資源化の推進

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
エコライフ推進事業	全地域	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき組織された「はまだエコライフ推進隊」による温室効果ガス排出削減に向けた取組を支援する。	940	880	880	880	880	4,460

F 防災

ア 安全で安心なまちづくり

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
地域安全まちづくり事業【自主防災組織関係・出前講座】	全地域	防災出前講座等の実施により、自主防災組織の新規設立及び既存組織の育成・災害時の活動等の習熟を図る。	6,149	5,952	5,952	5,952	5,952	29,957
防災まちづくり推進事業【自主防災組織関係】	全地域	自主防災組織を新たに設立する団体に対し、事務費・訓練経費等の補助や、事務手続きの説明等の支援を行い、組織率の向上を図る。	2,095	2,667	2,667	2,667	2,667	12,763

2 結びつきやネットワークの強化に係る取組

A 地域公共交通

ア 地域公共交通網の連携と生活交通の確保

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
路線バス確保対策事業	全地域	生活交通バス路線の維持・確保のため、乗合バス事業者に対し、運行費等の一部を補助する。	133,259	129,829	129,829	129,829	129,829	652,575
生活路線バス運行事業	全地域	圏域における交通手段を確保するため、有償による生活路線バスを運行する。	58,582	58,531	58,531	58,531	58,531	292,706
予約型乗合タクシー等運営事業	全地域	交通空白地域の交通を確保するため、予約型乗合タクシーの運行や自治会が実施する輸送活動に対する支援を行う。	22,764	24,597	24,597	24,597	24,597	121,152
地域公共交通確保対策事業	全地域	高齢者や学生等の交通弱者が安心して生活できるよう、敬老乗車券の交付及び通学定期券購入補助を行う。	131,233	126,442	126,442	126,442	126,442	637,001

B デジタル・ディバイドの解消に向けた ICT インフラ整備

ア 高速情報通信基盤の整備

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
高速情報通信基盤整備事業	全地域	市内ケーブルテレビ回線を光回線化する工事を行うことにより、市内全域に高速情報通信の基盤を構築する。	1,709,680	262,404	174,242	104,288	25,743	2,276,357

C 道路等の交通インフラの整備

ア 生活幹線道路の整備

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
浜田駅周辺整備事業	全地域	君市踏切を含む市道には歩道がなく、また車両のすれ違いができないことにより、通学生や歩行者にとって危険な状況となっているため、2車線道路や歩道を整備し、住民の通行の安全確保を図る。 【L=450m】	210,000	157,500	332,850	0	0	700,350
小国峠線道路改良事業 【橋梁架け替え】	金城地域	小国川に架かる谷口橋は、河川断面が不足しており、豪雨時には氾濫する原因の一つになっている。橋梁の架け替えを行い、河川氾濫防止を図る。 【橋梁架け替え1橋】	0	0	31,500	75,600	57,750	164,850
戸地線道路改良事業	旭地域	当該路線は重富地区と都川地区を結ぶ重要アクセス道路となっているが、幅員が狭く線形も悪いことから、通行や離合が困難であるため道路改良工事を行い、アクセス道路としての利便性の向上を図る。 【L=1,400m】	21,000	31,500	31,500	31,500	31,500	147,000
生活道路整備事業 【門田線道路改良】	弥栄地域	地域住民の利便性向上と通行上の安全確保を図ることを目的に、路線の改良を行う。 【L=675m】	3,000	5,000	5,000	5,000	5,000	23,000
白砂1号線道路改良事業	三隅地域	地域住民の利便性向上と通行上の安全確保を図ることを目的に、今浦地区を巡回する路線の拡幅等を行う。【L=1,400m】	22,500	52,500	21,000	21,000	21,000	138,000
三隅益田道路建設附帯事業	三隅地域	地元要望に基づく道路・河川整備を実施することで、三隅益田道路の事業促進を図る。	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000

イ 冬の安全道対策

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
除雪事業	全地域	冬の積雪や路面凍結は、住民生活に与える影響が極めて大きい。迅速かつ効率的な除雪を行い、冬の安全な道路交通の確保を図る。	72,834	72,834	72,834	72,834	72,834	364,170
除雪車等整備事業	全地域	除雪車を整備して迅速に除雪対応できる機動力を確保するとともに、格納庫を整備して車両の劣化軽減を図る。	0	0	15,030	53,090	70,120	138,240

D 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

ア 地産地消の推進

事業名	実施地域	事業概要	事業費 (単位:千円)					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
BUY浜田推進事業	全地域	圏域内で生産・加工された浜田産品について、産直市・スーパー・小売店で販売し、市民や観光客による消費拡大を図る「BUY浜田」を推進する。	937	977	937	937	937	4,725

E 地域内外の住民との交流・移住促進

ア 定住施策の充実

事業名	実施地域	事業概要	事業費					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
定住相談事業 【定住相談員配置、定住フェア参加】	全地域	圏域への定住に関する相談にワンストップで対応するために定住相談員を配置するとともに、首都圏で開催される定住フェアや各種相談会に参加し、U・Iターン希望者の相談に応じる。	3,767	4,175	4,175	4,175	4,175	20,467
関係人口創出拡大事業	全地域	関係人口と継続的に関わる仕組みをつくり、担い手が不足している地域や市内企業の活性化につなげる。	2,860	1,904	1,904	1,904	1,904	10,476
音楽を核とした定住促進事業	全地域	特定地域づくり事業を活用し、若い音楽家のUターンを促進する。	14,927	19,533	20,154	16,154	16,154	86,922

イ 空き家の利活用

事業名	実施地域	事業概要	事業費					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
はまだ暮らし住まい支援事業 【空き家バンク】	全地域	U・Iターン者等の住まい対策として、空き家バンクへの物件登録促進と、空き家の片付けや改修に対する補助等を行う。	15,450	17,155	17,155	17,155	17,155	84,070

3 圏域マネジメント能力の強化に係る取組

A 宣言中心市等における人材の育成

ア 人材の育成

事業名	実施地域	事業概要	事業費					計
			R3	R4	R5	R6	R7	
大学を核としたまちづくり推進事業	全地域	島根県立大学等の高等教育機関と市民との交流を促進し、大学等と地域との連携によるまちづくりを推進する。	4,858	4,658	4,658	4,658	4,658	23,490
まちづくり総合交付金事業	全地域	地区まちづくり推進委員会等の住民自治組織に対してまちづくり総合交付金を交付することにより、各地域の特色を活かしたまちづくりの活性化と住民自治の推進を図る。	111,809	109,674	109,674	109,674	109,674	550,505
浜田国際交流協会助成事業	全地域	浜田国際交流協会が実施する事業(各種講座や国際交流イベントの開催等)への支援を行う。	2,908	2,684	2,684	2,684	2,684	13,644
男女共同参画推進事業	全地域	浜田市男女共同参画推進計画に基づく各種事業(浜田女性ネットワーク等の各種団体への活動支援、講演会の開催等)を実施する。	813	832	832	832	832	4,141
地域づくり振興事業	全地域	防犯灯設備や集会所の整備など自主的な活動を行う団体に対し、その活動に要する費用の一部を補助する。	38,090	36,740	36,740	36,740	36,740	185,050
協働推進事業	全地域	市民との協働のまちづくりを推進するため、まちづくりフォーラム、人材育成研修、補助事業等を実施する。	493	3,122	3,122	3,122	3,122	12,981

資料 2 浜田市定住自立圏共生ビジョン成果指標一覧

取組		
政策分野		
施策		
指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1 生活機能の強化に係る取組		
A 医療		
エ ヘき地医療確保体制の充実		
国民健康保険診療所の医師数の維持	6人役	6人役
B 福祉		
ア 子育て支援環境の整備		
幼児教育センターが実施する研修参加者数	〔 0人 (年間) 〕	480人 (R5~R7累計)
病児・病後児保育室利用者数の増加	16人	150人
第3子以降新生児子育て応援金交付件数の増加	〔 0件 (年間) 〕	350件 (R4~R7累計)
地域子育て支援拠点利用者数の増加	17,246人 (年間)	19,500人 (年間)
イ 高齢者・障がい者福祉サービスの充実		
要介護認定率(要介護者のみ)	18.4%	19.3%
認知症サポーター養成講座受講者数の増加	7,392人	8,400人
市民後見人養成講座修了者数の増加	108人	160人
シルバー人材センター会員の確保	429人	519人
地域生活支援拠点の整備	0か所	1か所
福祉施設から一般終了への移行	4人 (年間)	20人 (年間)
手話通訳奉仕員登録者数の増加 (手話通訳士・者含む)	62人	84人
C 教育		
ア 読書活動の強化		
市人口に対する図書館利用者カード登録者の増加	42.5%	45.0%
市民一人当たりの図書貸出冊数の増加	4.9冊	5.5冊

取組		
政策分野		
施策		
指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1 生活機能の強化に係る取組		
D 産業振興		
イ 地域ブランド化		
観光入込客数の増加	{ 938,866人 (年間) }	6,722,000人 (R4~R7累計)
宿泊客数の増加	{ 209,006人 (年間) }	879,000人 (R4~R7累計)
合宿等誘致人数の増加	{ 478人 (年間) }	13,800人 (R4~R7累計)
石見神楽定期公演の入場者数の増加	33人 (年間)	100人 (年間平均)
新規「どんちっち」ブランド加盟業者数の増加	{ 3店 (年間) }	22店 (R4~R7累計)
3果樹の農業産出額の増加	{ 107,182千円 (年間) }	680,000千円 (R4~R7累計) 〔内訳 大粒ぶどう 120,000千円 赤梨 260,000千円 西条柿 300,000千円〕
有機野菜栽培面積(有機JAS圃場面積)の拡大	{ 0㎡ (年間) }	8,000㎡ (R4~R7累計)
E 環境		
ア 地球温暖化対策の推進		
住宅用太陽光発電設備設置件数の増加	{ 3件 (年間) }	30件 (R4~R7累計)
公共施設等における太陽光発電設備の新規設置数の増加	{ 0施設 (年間) }	20施設 (R4~R7累計)
地域が開催する環境関連イベント・講座の開催回数の増加	{ 9回 (年間) }	60回 (R4~R7累計)
イ ごみの減量化や資源化の推進		
総ごみ排出量の減少	19,370t	17,455t
ごみのリサイクル率の増加	20.27%	21.40%
F 防災		
ア 安全で安心なまちづくり		
自主防災組織の組織率の増加	68.2%	90.0%
防災出前講座の開催回数の増加	{ 66回 (年間) }	400回 (R4~R7累計)
総合防災訓練等への自主防災組織の参加率	22.8%	70.0%
防犯出前講座の開催回数の増加	{ 1回 (年間) }	160回 (R4~R7累計)

取組		
政策分野		
施策		
指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
2 結びつきやネットワークの強化に係る取組		
A 地域公共交通		
ア 地域公共交通網の連携と生活交通の確保		
交通手段の確保に取り組むまちづくり活動団体数の増加	3 団体	18 団体
敬老福祉乗車券交付事業の申請者数の増加	[3,176 人 (年間)]	16,000 回 (R4~R7 累計)
生活路線バスの利用者数の維持	22,760 人 (年間)	22,760 人以上 (年間)
予約型乗合タクシーの利用者数の維持	3,816 人 (年間)	3,816 人以上 (年間)
環境整備を実施したバス停数の増加	6 か所	9 か所
公共交通利用促進策の増加	[1 事業 (年間)]	14 事業 (R4~R7 累計)
B デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラ整備		
ア 高速情報通信基盤の整備		
インターネット加入件数の増加	3,650 件	4,000 件
C 道路等の交通インフラの整備		
ア 生活幹線道路の整備		
市道浜田 527 号線道路改良 (整備延長 450m)	50%	100%
市道小国峠線道路改良 (橋梁架け替え 1 橋)	0%	100%
市道戸地線道路改良 (整備延長 1,400m)	31%	55%
市道門田線道路改良 (整備延長 675m)	40%	55%
市道白砂 1 号線道路改良 (整備延長 1,400m)	70%	80%
三隅益田道路の整備	51%	100%
D 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消		
ア 地産地消の推進		
学校給食での地域食材利用率の増加	61.9%	70.0%

取組		
政策分野		
施策		
指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
2 結びつきやネットワークの強化に係る取組		
E 地域内外の住民との交流・移住促進		
ア 定住施策の充実		
U・Iターン相談件数の増加	327件 (年間)	408件 (年間)
U・Iターン者数の増加	[209人 (年間)]	840人 (R4~R7累計)
浜田応援団員数の増加	125人	200人
関係人口による応援活動件数の増加	[10件 (年間)]	40件 (R4~R7累計)
イ 空き家の利活用		
空き家バンク登録件数の増加	74件 (年間)	90件 (年間)
空き家バンク登録物件に係る契約件数の増加	53件 (年間)	65件 (年間)
3 圏域マネジメント能力の強化に係る取組		
A 宣言中心市等における人材の育成		
ア 人材の育成		
人材育成研修会等の開催回数の増加	[2回 (年間)]	24回 (R4~R7累計)
大学等高等教育機関と連携したまちづくり推進事業補助金の申請件数の増加	[1件 (年間)]	28件 (R4~R7累計)
島根県立大学との共同研究実施件数の維持	[6件 (年間)]	24件以上 (R4~R7累計)
共同研究等の成果を活用した事業数の増加	[2事業 (年間)]	12事業 (R4~R7累計)
政策や方針決定過程における女性の参画人数の増加	23.5%	40%
政策や方針決定過程における女性の参画拡大	78%	100%



浜田市定住自立圏 共生ビジョン

発行 島根県浜田市
〒697-8501 浜田市殿町1番地
電話 0855 - 25 - 9200 (直通)
F A X 0855 - 23 - 1866
ホームページ <https://www.city.hamada.shimane.jp>
企画・編集 浜田市地域政策部政策企画課

浜田市若者会議の提案について

若者が住み続けたいと思える浜田市になるよう、同世代の市民にニーズにあった政策を検討・立案してもらうために、今年度、若者会議を設置しました。

会議ではこれまで「こんな浜田がいいな！」について話し合いを重ね、11月にありました提案発表会で若者定住のパイプ役として中立的な立場で活動を支援する「中間支援組織」を自ら立ち上げたいとの提案がありました。

市としても必要な組織であることから、来年度から組織設立に向けて支援していくこととしましたので報告します。



◆若者会議からの提案内容

「こんな浜田がいいな！」	
○魅力ある仕事と暮らしができる浜田	
✦ 新しい働き方の浸透などによる働きやすい職場づくり	
✦ 浜田で人とつながる場づくり、歴史・文化を学ぶ等社会教育のアップデート	
○#Grow-cal 若者が育つまち浜田	
✦ 多様な世代が対話をする場・機会づくり	
✦ 各地域の中で幼稚園から大学まで連携し、段階を踏んで多様な経験をする	
○子どもから大人までどんなことにも挑戦できる浜田	
✦ 支援制度を求める人の窓口を一本化し、関係機関や経験者を紹介するなど継続的にトータルサポートする	
✦ チャレンジの仕組み化	

こんな
浜田を
目指して

新しい中間支援組織を
私たちが立ち上げたい！

◆これまでの経過

- | | |
|------------|--------------------------|
| 令和 3 年 7 月 | 第 1 回若者会議（メンバー構成は別紙のとおり） |
| 8 月 | 第 2 回若者会議 |
| 9 月 | 第 3 回若者会議 |
| 11 月 | 第 4 回若者会議（提案内容報告会） |
| 12 月～ | 組織立ち上げに向けて自主的会議を開催 |

◆今後の展開

- ・先進事例の視察
- ・中間支援組織の機能を検討
- ・令和 4 年度末 第 2 回成果発表会（キックオフフォーラム）開催

(別紙)

浜田市若者会議 委員名簿

	名前	職業
ファシリテーター	田 中 輝 美	島根県立大学 地域政策学部 准教授
委 員	平 岡 瞬	ITエンジニア兼フリーランス
委 員	半 田 浩一郎	林業、金城でカフェ (KIYA) を経営
委 員	寺 迫 麟	島根県立大学 1 年生
委 員	岡 山 令 子	コミュニティスペースを運営 (まるばらまちラボラトリー)
委 員	安 藤 友 子	大学職員 (島根県立大学出雲キャンパス)
委 員	本 多 瑠美子	浜田市まちづくりコーディネーター コミュニティナース
委 員	南 條 達 也	模型店 (地球堂模型) を経営
委 員	田 中 真 也	奥島根弥栄職員
委 員	植 田 真 代	島根県立大学 4 年生
委 員	大地本 由 佳	高校魅力化コーディネーター

参加無料
(事前申込制)

まちづくり活動に取り組む皆様へ



ゼロから学ぶ 関係人口セミナー

関係人口と描く浜田の未来



2022

オンライン配信あり



3.12[土]

14:00～16:00 定員80名
浜田市総合福祉センター会議室

●基調講演 『関係人口のつくり方～わたしたちはローカルで幸せを見つける』 14:05～14:50



『ソトコト』編集長 指出 一正さん

1969年群馬県生まれ。上智大学法学部国際関係法学科卒業。雑誌『Outdoor』編集部、『Rod and Reel』編集長を経て、現職。島根県「しまコトアカデミー」メイン講師、奈良県「SUSTAINABLE DESIGN SCHOOL」メイン講師、静岡県『「地域のお店」デザイン表彰』審査委員長、和歌山県田辺市「たなコトアカデミー」メイン講師、福島県郡山市「こおりやま街の学校」学校長、島根県松江市「and YOU 松江市関係人口プロジェクト」メイン講師、富山県「とやまつながるラボ」監修、奈良県「奥大和で会いましょう。」企画監修、岡山県真庭市政策アドバイザーをはじめ、地域のプロジェクトに多く携わる。産業経済省「2025年大阪・関西万博日本館」クリエーター。著書に『ぼくらは地方で幸せを見つける』（ポプラ新書）。趣味はフライフィッシング。

●パネルディスカッション 『関係人口と描く浜田の未来』 15:10～15:55

コーディネーター



浜田市まちづくり
コーディネーター
本多 瑠美子さん



しまコトアカデミー
メンター
三浦 大紀さん



NPO法人てごねっと石見
スタッフ
竹内 希さん



波佐まちづくりセンター
主事
能海 貴典さん

申込み方法

3月6日(日)までに、申込専用ページ[右記QRコード]から申し込むか、メールで氏名・電話番号を事務局に連絡してください。先着80名。



たなてる先生に聞いてみよう！



島根県立大学 准教授
ローカルジャーナリスト
田中 輝美さん

「関係人口」という言葉はよく聞くけど、イマイチよくわからないという方は多いのではないのでしょうか。島根県立大学浜田キャンパスで教鞭をとられ、『関係人口をつくる』などの著者である田中先生に、関係人口について教えていただきました。

Q.関係人口って何ですか？



A.移住した「定住人口」でもなく、観光やイベントで訪れる「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことです。人口減少が進みまちづくりの担い手不足が言われる中、住んでいなくても地域に興味を持ち、主体的に関わる関係人口は、新しい地域の応援団と言えるかもしれませんね。

Q.関係人口と地域の関わりのきっかけは？



A.今都会では、人間関係の希薄化などを背景に「地域に関わりたい」と考える人たちが増えています。また若者の中には、社会の役に立ちたいという「ソーシャル」な志向を持つ人がいたり、週末起業や地方での副業、ワーケーションといった働き方も多様化しています。このような人たちと地域住民の接点が生まれる場(イベントや体験活動など)を準備し、きっかけづくりを行うというのではないのでしょうか。ただ、まずはどんな人に関わって欲しいのか、どのような役割を期待するか、逆に自分たちがどんなことを提供できるかなど「こんな仲間がいるといいな！」という姿をイメージしてみることが大切だと思います。

Q.関係人口の創出により、地域にとってどんないいことがありますか？



A.関係人口の考え方では、一人の人が複数の地域と関わるのが可能となり、それぞれの地域の盛り上げに協力することができます。地方の人口減少が続く中で、これからは限られた人材を「シェア」という考え方も必要ではないのでしょうか。また、受け入れる地域側にとっては、外部の視点や地元の習慣や常識にとらわれないアイデアが刺激となって、地域資源に新たな価値を見出したり、従来の活動に変化をもたらしたりする効果が期待されています。

浜田市の取組

浜田市では、地域と関係人口とのマッチング機会を創出し、地域や事業者の課題解決につながるよう取組を進めています。



【黒沢オンラインツアー】

内閣府の委託事業(関係人口創出・拡大のための中間支援モデル事業)において、三隅町黒沢地区をフィールドとしたオンラインツアーを実施しました。黒沢地域の探訪により地域の魅力を再発見していただいたり、参加者の自宅にお届けした「黒沢ボックス」を紹介しました。参加者は、意見交換を通じてより地域を知り、黒沢地区との関わりを深めました。



【かかわりシロチャンネル】

「ごちゃん」になったソトコト編集長・指出一正さんが、「はまちゃん」となったGO▶つくる大学校長・三浦大紀さんを迎えて、地域や地域に暮らす人とのかかわり「シロ」について、ゆるく、ふわっとお話しするショートムービー・コンテンツです。浜田市からも多数出演されています。

▶ ご視聴はこちら⇒



【浜田応援団】

浜田を応援していただける市外在住の方を、応援団員として市が登録する制度です。団員には、地域や企業の課題解決や活性化を図るため、情報発信や魅力向上に繋がる取組への協力をお願いしています。これまでに地元農家のオリジナルステッカーをデザインしていただいたり、広島市での販促イベントを手伝っていただいた事例などがあります。

浜田応援団の活用や関係人口の取組に関するお問い合わせはこちらまで

